

神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部

障害福祉課

障がい児者のための制度案内

令和7年2月発行

障がい児者のための 制度案内

＜利用上の注意等＞

- 本書は、障害児者に関わる各種福祉制度等について、原則として令和6年10月1日現在の情報を掲載して緒ります。(時点が異なる場合にはその旨掲載しております)
- 掲載後に制度等が改正・変更されたり、同一の制度でも市町村によって内容等が異なる場合があります。詳細については、事前に各窓口にお問い合わせ下さい。
- 本書に掲載している内容は、インターネットでも御覧頂けますので御活用下さい。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f4038/index.html>
- 指定障害福祉サービス事業所及び指定相談支援事業所等の一覧は、インターネットで御覧下さい。
「障害福祉情報サービスかながわ」<https://shougai.rakuraku.or.jp/>

＜凡例＞

障がい	手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚							
聴覚							

視覚障がい者のうち、1級及び2級の方が該当することを示しています。

聴覚障がい者のうち、2級及び3級の一部の方が該当することを示しています。

身体障がい者
知的障がい者
精神障がい者

白四角は成人を、黒四角は児童を示しています。

身	知	精	難
身	知	精	難

難病患者等（障害者総合支援法の対象）
知的障がい児
身体障がい児

「障がい児者のための制度案内」目次

1	障害者総合支援法等のサービス.....	1
■ 1	サービスの種類.....	1
■ 2	サービス利用の仕組み.....	2
■ 3	利用者負担の仕組み.....	2
■ 4	障がい児を対象としたサービス.....	3
2	相談.....	4
■ 1	市町村障害福祉担当課・保健福祉事務所.....	4
■ 2	神奈川県立総合療育相談センター.....	4
■ 3	神奈川県精神保健福祉センター.....	5
■ 4	神奈川県発達障害支援センター かながわ A（エース）.....	6
■ 5	高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業.....	7
■ 6	かながわ医療的ケア児支援センター.....	8
■ 7	相談支援事業.....	9
■ 8	児童相談所.....	10
■ 9	民生委員・児童委員（主任児童委員）.....	10
■ 10	障害福祉相談員.....	10
■ 11	神奈川県ライトセンター.....	10
■ 12	神奈川県聴覚障害者福祉センター.....	11
■ 13	神奈川県盲ろう者支援センター.....	11
■ 14	かながわ成年後見推進センター.....	12
■ 15	神奈川県障害者権利擁護センター.....	12
■ 16	市町村障害者虐待防止センター.....	13
■ 17	日常生活自立支援事業.....	16
■ 18	かながわ福祉サービス運営適正化委員会.....	16
■ 19	ファックス、メール、アプリによる相談・連絡.....	16
3	手帳.....	18
■ 1	身体障害者手帳.....	18
■ 2	療育手帳.....	22
■ 3	精神障害者保健福祉手帳.....	23
4	医療.....	24
■ 1	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付.....	24
■ 2	重度障害者医療費の助成.....	24
■ 3	障害者歯科診療.....	25
■ 4	療養介護医療の給付.....	25
■ 5	乳幼児精密健康診査.....	25
■ 6	精神障害者入院医療援護金.....	25
■ 7	小児慢性特定疾病医療費の助成.....	26
■ 8	特定医療費（指定難病）医療給付.....	27
■ 9	療育医療.....	27
■ 10	養育医療.....	27
■ 11	小児医療費の助成.....	28
■ 12	ひとり親家庭等医療費の助成.....	28
■ 13	後期高齢者医療制度による医療給付.....	29
5	補装具等.....	30

目次

■ 1	補装具費の支給	30
■ 2	日常生活用具の給付	31
■ 3	軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業.....	31
■ 4	身体障害者補助犬の給付	32
■ 5	身体障害者補助犬の診療費助成.....	32
6	在宅支援	33
■ 1	ホームヘルプサービス	33
■ 2	短期入所（ショートステイ）サービス.....	33
7	療育相談・支援	34
■ 1	在宅重症心身障害児者訪問支援など.....	34
■ 2	早期療育外来事業	34
■ 3	障害児地域訓練	34
■ 4	障害児通所支援	34
■ 5	障害児者等歯科保健事業	35
■ 6	障害児入所施設	35
8	教育	36
■ 1	教育相談	36
■ 2	市町村の就学相談・支援	36
■ 3	小・中学校 特別支援学級	37
■ 4	高等学校	37
■ 5	特別支援学校	38
■ 6	筑波大学附属久里浜特別支援学校.....	39
■ 7	横浜国立大学教育学部附属特別支援学校.....	40
9	年金・手当等	41
■ 1	障害基礎年金	41
■ 2	障害厚生年金	42
■ 3	特別障害給付金	43
■ 4	在宅重度障害者等手当	44
■ 5	特別障害者手当	44
■ 6	障害児福祉手当	45
■ 7	福祉手当（経過措置）	46
■ 8	児童扶養手当①	46
■ 9	児童扶養手当②	47
■ 10	特別児童扶養手当	47
■ 11	心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）	48
■ 12	ニュー福祉定期貯金制度	49
■ 13	生活福祉資金	49
■ 14	視覚障害者技能習得援助資金の貸付.....	49
10	税金	50
■ 1	国税：控除・非課税	50
■ 2	地方税：県税・市町村税に関する控除・非課税等.....	52
11	公共料金の割引	56
■ 1	NHK 放送受信料の免除	56
■ 2	水道料金	56
■ 3	ふれあい案内	58
■ 4	福祉電話	59
■ 5	点字郵便物（第四種郵便物）	59

1 2	交通	60
■ 1	交通料金の割引	60
■ 2	有料道路通行料金の割引	62
■ 3	自動車運転免許取得のための安全運転相談	62
■ 4	駐車禁止の規制対象からの除外	65
■ 5	障害者等用駐車区画利用証の交付（パーキング・パーミット制度）	65
■ 6	自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料支給	66
1 3	選挙	69
■ 1	投票	69
1 4	就労	70
■ 1	職業相談（一般就労相談）	70
■ 2	職業訓練	72
■ 3	就労移行支援	73
■ 4	就労継続支援	73
■ 5	就労定着支援	74
1 5	日中活動	75
■ 1	地域活動支援センター	75
■ 2	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	75
■ 3	生活介護	75
■ 4	療養介護	76
1 6	社会参加	77
■ 1	神奈川県障害者スポーツ大会	77
■ 2	神奈川県ゆうあいピック大会	77
■ 3	神奈川県精神障害者スポーツ大会	77
■ 4	パラスポーツ教室	78
■ 5	障害者更生センター	78
■ 6	神奈川県福祉バス	78
■ 7	神奈川県障害者社会参加推進センター	79
■ 8	神奈川県初級パラスポーツ指導員養成講習会	79
■ 9	神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会	79
■ 1 0	障がい者スポーツ人材マッチング	80
■ 1 1	神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター	80
1 7	情報保障・情報提供	81
■ 1	手話通訳者等の派遣	81
■ 2	盲ろう者通訳・介助員派遣事業	81
■ 3	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	81
■ 4	かながわ障害者 I T 支援ネットワーク	81
■ 5	情報提供施設	82
■ 6	電話リレーサービス	82
1 8	居住・施設サービス	83
■ 1	グループホーム（共同生活援助）	83
■ 2	福祉ホーム	83
■ 3	施設入所支援	83
■ 4	自立生活援助	84
1 9	住宅	85
■ 1	入居優遇	85

目次

■ 2	県営住宅家賃の減免	86
■ 3	住宅設備改良費の補助	86
2 0	資料編	88
■ 1	市福祉事務所・町村障害福祉担当課.....	88
■ 2	児童相談所	90
■ 3	障害者更生相談所	91
■ 4	精神保健福祉センター	91
■ 5	保健福祉事務所・センター、保健所.....	92
■ 6	公共職業安定所（ハローワーク）	92
■ 7	税務署（国税）	93
■ 8	県税事務所（個人事業税・自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割） ..	94
■ 9	自動車税管理事務所（自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割）	94
■ 1 0	社会福祉協議会	95
■ 1 1	障害者団体等	97
■ 1 2	各種施設	101

<別添>

- 1 神奈川県歯科一次医療担当医療機関名簿
- 2 障害者総合支援法による支援の対象となる疾患（難病等）一覧（令和6年4月から）

1 障害者総合支援法等のサービス

■1 サービスの種類

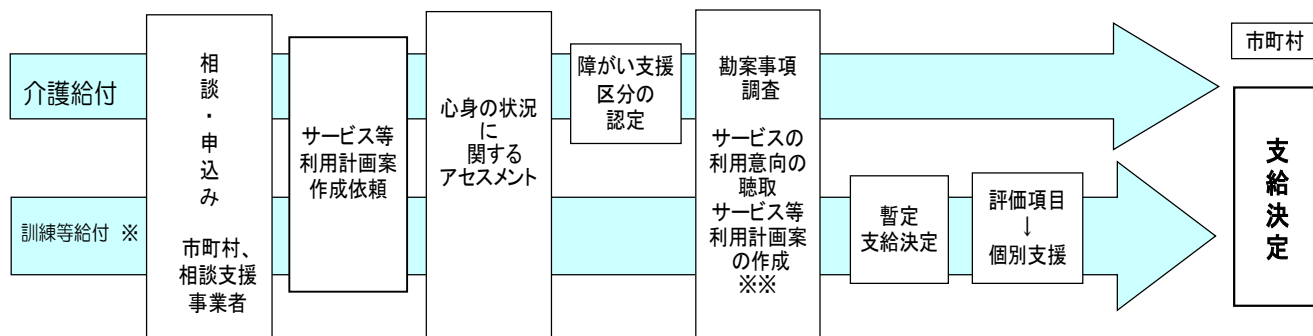
サービスの種類は下表のとおりで、それぞれ介護給付と訓練等給付のいずれかに位置付けられます。

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより著しい行動障がいのある者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います	
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います	
自立生活援助	一人暮らしに必要な力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います	
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います	

1 障害者総合支援法等のサービス

■2 サービス利用の仕組み

サービスの利用は介護給付と訓練等給付で異なります。



※ 共同生活援助（グループホーム）利用者のうち介護を必要とする人は介護給付と同様

※ 指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することも可

■3 利用者負担の仕組み

利用者負担は、障がい者等の家計の負担能力に応じたもの（応能負担）ですが、応能負担・実費負担のそれぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設 利用者 (入所)
応 能 負 担	利用者負担の月額負担上限額設定(所得段階別) ～月ごとの利用者負担には上限があります					
						医療型 個別減免
	高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					
		事業主の 負担による 減免措置 (就労継続支援A)				
	生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)					
食費・光熱水費	補足給付	補足給付	食費の 人件費支給 による 軽減措置 (経過措置)		補足給付	

※ 負担軽減措置の詳細につきましては市福祉事務所、町村障害福祉担当課へお問合わせください。

■4 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象とした通所サービス（障害児通所支援）と入所サービス（障害児入所支援）は、児童福祉法に基づき提供されます。また、ホームヘルプサービスや短期入所サービスなどの居宅サービスは、障害者総合支援法の障害福祉サービスとして提供されます。

通所サービスや障害福祉サービスを利用する場合は市町村に、入所サービスを利用する場合は児童相談所に利用申請します。

利用に当たっては、保護者の属する世帯の収入等に応じた負担がありますが、障がい者のサービス利用と同様、様々な軽減措置が設けられています。

障がい児を対象としたサービス

区分	サービスの種類等	内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の療育等を通所にて行います
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難であると認められた障害児へ訪問支援を行います
	放課後等デイサービス	就学児の療育等を通所にて行います
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、環境調整や療育支援を行います
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います
	医療型障害児入所施設	障害児入所施設や指定発達支援医療機関に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います
障害福祉サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

2 相談

■1 市町村障害福祉担当課・保健福祉事務所



- 内 容** 障がい児者などの生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連絡を取り、各種の福祉制度の窓口になります。障害者総合支援法に基づく各種サービスの利用などについて、相談・支援を行います。
- 窓 口**
- 障がい児者などの生活上の相談に関すること
市福祉事務所、町村障害福祉担当課 88 ページ参照
 - 精神保健医療に関すること
保健所（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
保健福祉事務所（上記以外の県都市町村） 92 ページ参照

■2 神奈川県立総合療育相談センター



- 内 容** 総合療育相談センターは、障がいのある子どもへの療育・診療を医療・福祉の専門のスタッフがを行っています。また、身体障がい及び知的障がいに関する相談・判定等の障害者更生相談所業務もを行っています。
- 利用できる方** 県所管地域（政令市を除く。一部の業務は中核市を除く。）にお住まいの子ども、障がい児者とその保護者・ご家族
*詳しくは、ホームページ又は問合せ先までお電話ください。

事業等の区分	事業等の内容・問合せ先
身体障害者手帳及び療育手帳の交付	身体障害者手帳については政令市（横浜市、川崎市、相模原市）及び中核市（横須賀市）以外にお住まいの方、療育手帳については政令市（横浜市、川崎市、相模原市）以外にお住まいの方の交付事務を行っています。（18 ページ、22 ページ参照） 〔問合せ先〕 地域企画課 （0466） 97-2032（直通）
療育手帳の知的障がい程度の判定	18 歳以上の方を対象に、知的障がいの程度の判定及び判定証明書の交付を行っています。（22 ページ参照） 〔問合せ先〕 福祉課（障害者更生相談所）（0466） 84-9131（直通）
更生医療や補装具の判定	身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方を対象に、市町村からの判定依頼により福祉課（障害者更生相談所）が判定等を行っています。（24 ページ、30 ページ参照） 〔問合せ先〕 福祉課（障害者更生相談所）（0466） 84-9131（直通）
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障がい児、身体障がい児及び療育的支援を必要とする子どもとそのご家族を対象に、外来診療により、専門的な療育相談・支援を行っています。また、巡回リハビリテーション（一部の地域を除く）など地域訪問による支援を行っています。 〔問合せ先〕 療育課（0466） 99-0211（直通）
外来診療	子どもを対象に、外来診療・機能訓練・心理学的評価を行っています。（33 ページ参照） 〔問合せ先〕 ・外来診療等…外来受付（0466） 99-8711（直通）
短期入所	重症心身障がい児者・肢体不自由児の短期入所により、在宅支援を行っています。（34 ページ参照） 〔問合せ先〕 短期入所 …支援課 （0466） 98-0207（直通）
児童補装具の処方など	18 歳未満の肢体不自由児の補装具・車いす等の作製を行っています。 受付：毎週火曜日 13 時～15 時 30 分（予約不要） 〔問合せ先〕 外来受付（0466） 99-8711（直通）

専門スタッフ 福祉職・医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など

所在地 〒252-0813 藤沢市亀井野 3119

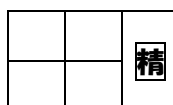
TEL (0466) 84-5700 (代表)

FAX (0466) 80-1901

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3t/src-toppage.html>

開所時間 月～金曜日 8:30～17:15 (土、日、祝祭日は休み)

■3 神奈川県精神保健福祉センター



内容 精神保健及び精神障害者福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動の拠点となり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談事業、保健福祉事務所・センター、市町村等に対する技術援助を行っています。

相談内容	相談方法
こころの病気やこころの健康についての相談	こころの電話相談 専用電話 (0120) 821-606 毎日 24 時間 ※年度初めの 4 月 1 日午前 0 時から午前 9 時までは休止します。 担当課 相談課
アルコール問題や薬物等の依存症に関する相談	依存症電話相談 専用電話 (045) 821-6937 受付時間 月・火 (年末年始、祝祭日を除く) 13:30～16:30 担当課 相談課
大切な方を自死で亡くされた方の相談	自死遺族電話相談 専用電話 (045) 821-6937 受付時間 水・木 (年末年始、祝祭日を除く) 13:30～16:30 担当課 相談課
精神障害の方の日常的な悩みごとの相談	ピア電話相談 (精神障がいのある当事者がピア電話相談員として相談を受けています) 専用電話 (045) 821-6801 受付時間 金 (年末年始、祝祭日を除く) 13:30～16:30 担当課 相談課
家族講座等の開催	「薬物を中心とした依存症家族講座」等を開催しています。 担当課 相談課
自殺対策事業の実施	かながわ自殺対策推進センターを設置し、情報提供・研修等を実施している他、「うつ病セミナー」や「自死遺族の集い」等を開催しています。 担当課 相談課
精神科救急医療情報窓口	精神疾患の急激な発症や病状が悪化した方に、必要に応じ、当番医療機関等を紹介する窓口です。 ※窓口では、ご本人やご家族から詳しいお話を聞かせていただきます。 ※状況によっては、紹介に至らない場合がありますのでご了承ください。 (神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市の 4 県市協調体制) 専用電話 (045) 261-7070 受付時間 土日祝日及び年末年始 (午前 8:30～翌日午前 8:30) 平日 17:00～翌日午前 8:30 ※翌日が平日の場合は、いずれも午前 8:00 までの受付です。 担当課 調査・社会復帰課

2 相談

市町村や関係機関団体等からの相談や情報提供	受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）8:30～17:15 担当課 調査・社会復帰課
人材育成	市町村・関係者等を対象に研修を実施しています。 担当課 調査・社会復帰課
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の交付	電話 (045) 821-8822 受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）8:30～17:15 担当課 管理課
精神科病院入院者（または家族等）からの退院等の請求	受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）8:30～17:15 担当課 調査・社会復帰課

専門スタッフ 医師・福祉職・保健師

所在地 〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2
TEL (045) 821-8822（代表）
FAX (045) 821-1711

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/div/1590/index.html>

■4 神奈川県発達障害支援センター かながわ A(エース)

内容 発達障害支援センターは、自閉症等の発達障がいがあるために生活上の支援を必要とする方とその家族、関わるすべての人々のための専門の支援センターです。

「相談支援」、「地域支援」、「普及啓発」の3つの活動を軸として、発達障がいの方本人とご家族が安心して地域で暮らすことができるよう援助します。

※ 発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（トゥレット症候群や吃音（症）等）をいいます。

利用できる方 神奈川県域（横浜市・川崎市及び相模原市を除く）にお住まいの本人あるいはご家族の方、学校など教育機関、福祉施設、発達障がい者を雇用している事業所など

事業の内容 ① 相談支援…発達障がいに係わる相談及び情報提供
② 地域支援…地域支援機関等へのコンサルテーション等による支援
③ 普及啓発…各種研修・講演会の開催、リーフレット等の作成・広報
④ その他…関係機関連絡協議会の開催及び地域会議等への協力

所在地 中井やまゆり園
〒259-0157 足柄上郡中井町境 218
TEL (0465) 81-0288（代表）

相談受付 発達障害支援センター かながわ A（エース）
TEL (0465) 81-3717（相談専用電話） 平日 9:00～17:00
受付時間 月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
FAX (0465) 81-3703
e-mail nakaya.1356.sien@pref.kanagawa.lg.jp
ご利用の際はまず、上記の相談受付にご連絡ください。FAX、e-mail でも受付します。

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f984/>

■5 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業



内 容 神奈川県総合リハビリテーション事業団が運営する「地域リハビリテーション支援センター」では、相談支援コーディネーターを配置し、脳外傷や脳血管障がいなどにより高次脳機能障がいのある人への専門相談のほか、地域の支援機関へのサポートや連携体制づくり、理解促進のための研修などを行っています。

※「高次脳機能障がい」とは、中途脳損傷後に出現する記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどのことです。

詳しくは、地域リハビリテーション支援センターのホームページより、「高次脳機能障がい相談支援の手引き」をご覧ください。

利用できる方 県内にお住まいのご本人、ご家族、各種支援関係者

事業の内容	区分	内容
専門相談		①ご本人・ご家族に対する個別支援の実施 (各制度活用のためのアセスメント、障がい特性を踏まえた支援プランの検討、利用者の社会参加支援など) ②就労支援機関・地域福祉施設の活用支援や地域支援機関との協働支援などを行っています。
地域連携・支援 (専門職派遣)		①市町村や地域の障害福祉施設などからの依頼に対する訪問支援 ②他機関主催研修へのサポート ③県内の関連機関や当事者団体との連携づくりなどの地域連携・支援などを行っています。
当事者団体との 協働支援		神奈川リハビリテーション病院内に「協働事業室」を開設し、NPO法人との協働により、専門性と当事者性の両面からの支援を行っています。
高次脳機能障がい セミナーの開催		高次脳機能障がいの理解と啓発を目的とした「理解編」、支援従事者を対象とした「実務編」、成長や発達に伴う支援について学ぶ「小児編」、高次脳機能障がいがある人の就労に向けた「就労支援編」の4つのセミナーを開催しています。 このほかにも地域の要請により研修会を開催しています。
情報提供		市町村や指定相談支援事業者などの支援者へは、「高次脳機能障害相談支援の手引き」「一緒に働くために(小冊子)」を配布するとともに、パンフレットの作成などを行っています。 (手引き等は下記のホームページアドレスからもダウンロードができます。)
評価		神奈川リハビリテーション病院と連携し、ご本人やご家族などの障がい理解の支援を行っています。

専門スタッフ 医師、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、職業指導員など

※ 連携する神奈川リハビリテーション病院では、外来でのグループ訓練を実施し、障がい認識の向上や自信の回復、社会参加などへの支援を行っています。

窓 口 神奈川県総合リハビリテーション事業団
〒243-0121 厚木市七沢 516
TEL (046) 249-2612 (神奈川リハビリテーション病院 総合相談室)
(046) 249-2602 (地域リハビリテーション支援センター)
FAX (046) 249-2601
E-mail chiiki-shien@kanagawa-rehab.or.jp
URL <http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp/>

2 相談

■6 かながわ医療的ケア児支援センター

内 容 かながわ医療的ケア児支援センターでは、医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族や支援者の方からのご相談について、お住まいの地域の医療的ケア児支援の専門資格を持つ相談員（医療的ケア児等コーディネーター）等がお受けします。

日常的な様々な相談について、市町村や学校などの関係機関と連携して、必要な支援につなげるとともに、必要に応じてその後のフォローアップも行います。

利用できる方 日常生活において、経管栄養や痰の吸引などの医療的ケアを必要とするお子さんとそのご家族、支援者の方。医療的ケアの必要な成人の方も相談できます。

事業の内容 ① 相談支援…医療的ケア児とその家族及び支援者からの相談を受け、その内容から適切なサービス・支援につなげます。
② 支援者支援…医療的ケア児に関わる支援者に対して助言を行います。
③ 地域支援…個別支援を通じて抽出された地域課題を共有し、施策につなげます。

相談受付 地域相談窓口

担当地域	相談曜日	対象区域	電話番号	
横浜市	月～金 9:00-17:00	緑区・青葉区	045-507-7878	
		港北区・都筑区	045-910-6586	
		鶴見区・神奈川区	070-2628-1077	
		保土ヶ谷区・旭区・泉区・瀬谷区	070-3100-0870	
		西区・中区・南区・戸塚区	045-308-7102	
		港南区・磯子区・金沢区・栄区	045-330-9966	
川崎市	月～金 9:00-17:00	川崎区・幸区・中原区・高津区	044-223-6973	
		宮前区・多摩区・麻生区	044-281-0037	
相模原市	月～金 8:30-17:00	緑区	042-703-0150	
		中央区	042-704-8611	
		南区	042-705-5960	
横須賀・三浦	月～金 9:30-16:00 ※12:00-13:00	横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	046-857-0551	センター事務局（県）にLINEやメ

	を除く			ールで相談をご希望の方はホームページをご覧ください。 ※政令市を除く
湘南東部	月・火・金 9:30-16:00 ※12:00-13:00 を除く	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町	0466-47-7430	
湘南西部	火・水・木 9:30-16:00 ※12:00-13:00 を除く	平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町	070-3197-9360	
県央	火・水・木 9:30-16:00 ※12:00-13:00 を除く	厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	070-3197-8165	
県西	月・水・金 9:30-16:00 ※12:00-13:00 を除く	小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	070-3197-8169	

※土日祝日、年末年始は除く（担当地域によって曜日・時間が異なります）。

U R L <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/mccs/index.html>

■7 相談支援事業



内 容 各相談支援事業所に配置された相談支援専門員が、障がい児者などの生活上の様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、障害福祉サービスなどの利用計画案の作成を行います。

事業の内容 1 障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障がい児相談支援）
サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、相談支援専門員が障がい児者の意思決定支援に基づき、障がい児者の自立した生活を支え、障がい児者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

2 地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）
地域移行支援は、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、相談支援専門員が障がい児者の意思決定支援に基づき、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。
地域定着支援は、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

窓 口 市町村障害福祉担当課 88 ページ 参照
相談支援事業所 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

2 相談

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法(障害児入所施設を除く)の福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成し、市町村(障害福祉担当課)への提出が必要となります。

■8 児童相談所

身	知	

内 容 18歳未満のお子さんに関するさまざまなご相談に応じます。本人・家族・学校の先生・地域の方々、どなたからでもお受けいたします。また、テレホン相談も行います。

相談の種類

- 子どもの心身の発達と障がいについての相談・判定
- 子どものしつけ、性格、行動、非行などについての相談
- 子どもの虐待に関わる相談・通告の受理
- 障害児入所施設の利用についての相談(短期入所は除く)
- 療育手帳の判定や手当のための診断

窓 口 居住地所管の児童相談所 90 ページ参照

■9 民生委員・児童委員(主任児童委員)

身	知	
身	知	

内 容 民生委員・児童委員は、身近な地域において、身体障がい児者・知的障がい児者やその家族の方に対する相談等を行っています。

相談の種類

- 生活に関係する身近な相談
- 障がい者、児童、老人、母子家庭などの福祉の相談
- 各種福祉関係資金の借り入れの相談

窓 口 各委員の住所、氏名は市町村民生委員担当課に問い合わせてください。

■10 障害福祉相談員

身	知	
身	知	

内 容 障害福祉相談員は、障がい者の安定した地域生活を支えるため相談等を行うとともに、住民の障がい福祉に関する理解を深め、障がい福祉全般の増進を図ります。

利用できる方 身体障がい児者、知的障がい児者及びその保護者

活動の内容

- 相談・助言活動(住宅、医療、介護、就学、就職、施設利用等)
- 福祉実践活動(日常的援助活動、ボランティアの育成・支援活動等)

窓 口 市町村により障害福祉相談員の配置の有無は異なりますので、各相談員の氏名、住所などは市町村障害福祉担当課にお問い合わせください。
85 ページ参照

■11 神奈川県ライトセンター

身		
身		

内 容 視覚障がい者を対象に、点字・録音などによる情報の提供や、点字・録音図書の貸出、日常生活に必要な各種相談・指導、ボランティアの指導育成等を行っています。また、トレーニングルーム・体育館等の使用ができます。

利用できる方

- 視覚障がい児者
- 視覚障がい者のためのボランティア

所在地・連絡先 〒241-8585 横浜市旭区二俣川 1-80-2
 TEL (045) 364-0023
 FAX (045) 364-0027
<http://www.kanagawalc.org/>

手 続 相談などは電話で予約してください。(祝日及び毎週月曜日休館)

■12 神奈川県聴覚障害者福祉センター



内 容 聴覚障がい者を対象に、日常生活に必要な情報の提供、字幕・手話入り DVD の貸出、各種講座の実施、各種相談、聴力検査、コミュニケーション支援、聴覚に障害のある乳幼児の早期支援などを行っています。また、手話通訳者・要約筆記者の育成などを行っています。

利用できる方 ○ 聴覚障がい者、聴覚障がい児及びその保護者の方
 ○ 手話通訳者・要約筆記者・ボランティア等の方

所在地・連絡先 〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2
 TEL (0466) 27-1911
 FAX (0466) 27-1225
 メールアドレス office@kanagawa-wad.jp (代表) soudan@kanagawa-wed.jp (相談)
<http://www.kanagawa-wad.jp>

手 続 相談などは電話か FAX で予約してください。(祝日及び毎週月曜日休館)



■13 神奈川県盲ろう者支援センター

内 容 盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害がある方）ご本人やご家族などから、コミュニケーション・支援等に関するご相談をお受けしています。

利用できる方 ○ 盲ろう児・者及びそのご家族・支援者の方

所在地・連絡先 〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2
 TEL (0466) 90-5727
 FAX (0466) 90-5727
<http://www.kanagawa-wad.jp>
 メールアドレス moro-sodan@kanagawa-wad.jp

手 続 相談などは電話・FAX・メールで予約してください。
 相談時間：火～土 9:00～11:00、13:00～15:00
 ※面接相談の場所は、藤沢の他、神奈川県横浜西合同庁舎 6 階相談室でも可能です（要事前予約）。

2 相談

■14 かながわ成年後見推進センター



- 内 容** 成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。
- ご本人やご家族などから、成年後見制度に関するご相談をお受けしています。

区分	実施内容	相談概要
成年後見制度相談	電話相談(随時) ・毎週月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	・成年後見制度一般相談 ・成年後見制度の説明・情報の提供 ・申立手続きの説明・書き方等の支援 ・親族後見人に対する相談・助言(後見内容・後見での困りごと等) ・弁護士による法的助言の提供(※) ※あらかじめ相談内容を伺った上で、必要に応じて法的助言(弁護士)を行います。
	来所相談(原則予約制) ・毎週月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	
出張説明会・相談会	出張説明会・相談会 ・電話又はファックスで申込 毎週月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	成年後見制度の利用を支援する立場から、県内の各地域へ出向いて、説明会や相談会を行います。

- 利用できる方**
- 障がいのある方(知的障がい児者、精神障がい者等)、家族等
 - 高齢の方(認知症高齢者等)、家族等
 - 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

所在地 〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター内
TEL (045) 311-8873 (直通)
FAX (045) 314-3472

■15 神奈川県障害者権利擁護センター



区分	実施内容	相談概要
の者使用 受虐待 理者の ・通による ・相報障 ・届が ・出い	電話相談(随時)、ファックス等 ・毎週月～金曜日 9:00～17:00	・障害者虐待防止法に基づく使用者による障がい者虐待の通報・届出・相談

- 利用できる方**
- 障がいのある方(身体障がい者、知的障がい児者、精神障がい者等)、家族や虐

待に気づいた方等
○ 障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

所在地 231-0023 横浜市中区山下町 23 日土地山下町ビル9階
TEL (045)662-9534
FAX (045)663-5080
E-mail kenriyogo@kanafuku.jp

■16 市町村障害者虐待防止センター



内 容	区分	実施内容	相談概要
	の 障 受 理 ・ 通 報 ・ 届 出 の 相 談	電話相談(随時)、ファックス等	・障害者虐待防止法に基づく養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による虐待の通報・届出・相談

利用できる方 ○ 障がいのある方(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等)、家族や虐待に気づいた方等
○ 障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

所在地・連絡先 (令和7年1月現在)

市町村名	名 称	電 話	F A X	休日・夜間の連絡先	郵便番号	住 所
横浜市	横浜市障害者虐待防止センター (横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課)	045-662-0355 (虐待通報専用ダイヤル)	045-671-3566 (虐待通報専用FAX)	045-662-0355 (虐待通報専用ダイヤル)	231-0005	横浜市中区本町 6-50-10
川崎市	(養護者)					
	川崎市役所地域みまもり支援センター高齡・障害課	044-200-0193 (虐待通報専用ダイヤル)	044-200-3610 (虐待通報専用FAX)	044-200-0193 (虐待通報専用ダイヤル)	210-8570	川崎市川崎区東田町 8
	幸区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課				212-8570	川崎市幸区戸手本町 1-11-1
	中原区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課				211-8570	川崎市中原区小杉町 3-245
	高津区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課				213-8570	川崎市高津区下作延 2-8-1
	宮前区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課				216-8570	川崎市宮前区宮前平 2-20-5
	多摩区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課				214-8570	川崎市多摩区登戸 1775-1
	麻生区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課				215-8570	川崎市麻生区万福寺 1-5-1
	(障害者福祉施設従事者等)					
	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課				212-0013	川崎市幸区堀川町 580 番地リット・スクエア西館 10 階 (郵便物送付先) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

2 相談

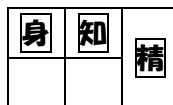
	(使用者による虐待)					
	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課				212-0013	川崎市幸区堀川町 580 番地リット・スクエア西館 10 階 (郵便物送付先) 〒210-8577 川崎区宮本町 1 番地
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課	042-769-1394	042-759-4395	042-754-1111 (市役所代表電話)	252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 4 階
	(障害者福祉施設従事者等による虐待)					
	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課	042-707-7055	042-759-4395			
	(使用者による虐待)					
	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課	身体・知的：042-775-8810	042-775-1750		252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3 階
	【身体・知的障害の方：緑区橋本・大沢地区】(養護者による虐待) 【精神障害の方：緑区橋本・大沢・城山地区】(養護者による虐待)	精神：042-775-8811				
	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部城山福祉相談センター	042-783-8136	042-783-1720		252-5192	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階
	【身体・知的障害の方：緑区城山地区】(養護者による虐待)					
	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課	042-780-1412	042-784-1222		252-5162	相模原市緑区中野 613-2 津久井保健センター 1 階
	【身体・知的障害の方：緑区津久井地区】(養護者による虐待) 【精神障害の方：緑区津久井・相模湖・藤野地区】(養護者による虐待)					
	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談センター	042-684-3215	042-684-3618		252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階
	【身体・知的障害の方：緑区相模湖地区】(養護者による虐待)					
	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部藤野福祉相談センター	042-687-5511	042-687-4347		252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2 階
	【身体・知的障害の方：緑区藤野地区】(養護者による虐待)					
相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課	身体・知的：042-769-9266	042-755-4888	046-822-4000	252-5277	相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 1 階	
	【中央区】(養護者による虐待)			精神：042-769-9806		
	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課	身体・知的：042-701-7722		042-701-7705	252-0303	相模原市南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3 階
	【南区】(養護者による虐待)	精神：042-701-7715				
横須賀市	横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課	046-822-8249	046-825-6040	046-822-4000	238-8550	横須賀市小川町 11
平塚市	平塚市福祉部障害福祉課	0463-21-8774	0463-21-1213	0463-23-1111	254-8686	平塚市浅間町 9 番 1 号
鎌倉市	鎌倉市健康福祉部障害福祉課	0467-61-3974	0467-25-1443	0467-23-3000	248-8686	鎌倉市御成町 18 番 10 号

藤沢市	藤沢市福祉部障がい者支援課	0466-50-3528	0466-25-7822	0466-25-1114	251-8601	藤沢市朝日町1番地の1
小田原市	小田原市福祉健康部障がい福祉課	0465-33-1467	0465-33-1317	0465-33-1822	250-8555	小田原市荻窪300番地
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課	0467-81-7160	0467-82-5157	0467-81-7160	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	逗子市福祉部障がい福祉課	046-872-8114	046-873-4520	046-873-1111	249-8686	逗子市逗子5-2-16
三浦市	三浦市保健福祉部福祉課	046-882-1111	046-881-0148	046-882-1111	238-0298	三浦市城山町1-1
秦野市	秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの	0463-79-5028	0463-79-5032	0463-79-5028	257-0035	秦野市本町2-1-24
	秦野市障害福祉課	0463-82-7616	0463-82-8020	0463-82-5111	257-8501	秦野市桜町1-3-2
厚木市	厚木市権利擁護支援センター	046-225-2939	046-225-3021	046-223-1511 (厚木市宿直)	243-0018	厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター4階
大和市	大和市障害者虐待防止センター	046-263-1932	046-263-1935	046-263-1932	242-0004	大和市鶴間1-19-3 大和市障害者自立支援センター内
伊勢原市	伊勢原市保健福祉部障がい福祉課	0463-94-4721(直)	0463-95-7612	0463-94-4711	259-1188	伊勢原市田中348番地
海老名市	海老名市保健福祉部障がい福祉課	046-235-4812	046-233-5731	046-231-2111	243-0492	海老名市勝頼175-1
座間市	座間市福祉部障がい福祉課	046-252-7132	046-252-7043	046-255-1111	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	南足柄市福祉健康部福祉課	0465-73-8047	0465-74-0545	0465-74-2111	250-0192	南足柄市関本440
綾瀬市	綾瀬市障害者虐待防止センター	0467-70-5623	0467-70-5702	0467-77-1111	252-1192	綾瀬市早川550
葉山町	葉山町福祉部福祉課	046-876-1111	046-876-1717	046-876-1111	240-0192	葉山町堀内2135
寒川町	【開庁時間】寒川町健康福祉部福祉課障がい福祉担当	0467-74-1111	0467-74-5613	0467-74-1111	253-0196	寒川町宮山165番地
	【閉庁時間】寒川町役場 警備室					
大磯町	大磯町町民福祉部福祉課障がい福祉係	0463-73-4530	0463-73-1285	0463-61-4100	259-0196	中郡大磯町国府本郷1196
二宮町	二宮町健康福祉部福祉保険課	0463-75-9289	0463-73-0134	0463-71-3311	259-0196	二宮町二宮961番地
中井町	中井町福祉課	0465-81-5548	0465-81-5657	0465-81-1111	259-0197	中井町比奈窪56町保健福祉センター内
大井町	大井町福祉課	0465-83-8024	0465-83-8016	0465-83-1311	258-8501	大井町金子1995番地
松田町	松田町福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685	0465-83-1226	258-8585	松田町松田惣領2037
山北町	山北町福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171	0465-75-1122	258-0195	山北町山北1301-4
開成町	開成町福祉介護課	0465-84-0316	0465-82-5234(代)	0465-83-2331	258-8502	開成町延沢773
箱根町	箱根町福祉部福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124	0460-85-7111	250-0398	箱根町湯本256番地
真鶴町	真鶴町保険福祉課	0465-68-1131	0465-68-5119	0465-68-1131	259-0202	真鶴町岩244番地の1
湯河原町	湯河原町社会福祉課	0465-63-2111	0465-63-2940	0465-63-2111	259-0392	湯河原町中央二丁目2番地1
愛川町	愛川町福祉支援課	046-285-6928	046-285-6010	046-285-2111	243-0392	愛川町角田251-1

2 相談

清川村	清川村子育て健康福祉課	046-288-3861	046-288-2025	046-288-1211	243-0195	清川村煤ヶ谷 2216 番地
-----	-------------	--------------	--------------	--------------	----------	----------------

■17 日常生活自立支援事業



- 内 容** 地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の重要書類等の預かりなどの生活支援を行います。ご利用にあたっては、原則として、利用料がかかります。
- 利用できる方** ○ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方
○ 身体障がいなどにより、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方
- 窓 口** ○ 市町村社会福祉協議会 95 ページ参照
○ 県社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護推進課
TEL (045) 534-6045

■18 かながわ福祉サービス運営適正化委員会



- 内 容** 福祉サービスを利用している方、ご家族等からの福祉サービス事業者(施設・サービス事業所)への苦情相談を受け付けます。
- 利用できる方** ○ 福祉サービス利用者本人、ご家族、代理人等
- 窓 口** 〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内
TEL (045) 311-8861 (直通)
FAX (045) 312-6302

■19 ファックス、メール、アプリによる相談・連絡

110番アプリ、FAX110番

- 内 容** 110 番アプリシステムは、警察庁が開発し、事件事故の発生(通報)場所を管轄する都道府県警察に通報するもので、スマートフォン等を使って警察官と文字による対話で 110 番通報することができます。
- また、FAX110 番システムは、FAX を使用して 110 番通報することができます。
- 【利用方法・110 番アプリシステム】**
- スマートフォンの場合
iPhone 端末の方は AppStore から、Android 端末の方は GooglePlay から「110 番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。
 - フィーチャーフォン(ガラケー)の場合
「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。
- 【利用方法・FAX110 番システム】**
- (0120)-110221 又は (045)-211-0110 (有料)
- 【対象者】** 言語聴覚障害者等で、電話での 110 番通報が困難な方

【問合せ】 警察本部通信指令課
【電話】 045-211-1212（内線）3631

NET119番

内 容 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。利用に当たっては、事前に登録が必要です。申請方法は、お住まいの地域を管轄する消防本部へお問い合わせください。

ファックス119番

内 容 県下ほとんどの市町村消防本部において、ファックスを利用したファックス 119 番を実施しています。お住まいの地域を管轄する消防本部にお問い合わせ下さい。

ファックス及び電子メールによる税務相談

内 容 東京国税局税務相談室では聴くことや話すことが不自由な方のために、専用のファックス及び電子メール相談窓口を設置し、国税に関する一般的な相談を受け付けています。

なお、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等を提出するために利用することはできませんので、ご了承ください。

ファックス番号 (03) 3294-4300

電子メール相談窓口

https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/input_form.html

- (注) 1 ファックス番号の無断転載はご遠慮ください。
2 受信した日時等により、返信に時間がかかる場合があります。

また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」には、よくあるご質問に対する一般的な回答を掲載しているほか、「チャットボット」は国税に関するご質問に AI が自動回答いたしますので、ご利用ください。

詳しくは、インターネットで「国税庁」と検索してください。

3 手帳

3 手帳

■1 身体障害者手帳



内 容 身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再交付を受けることができます。

交 付 対 象 視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう・直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓機能に永続する障がいがある方。

※身体障害者障害程度等級表は19ページを参照ください。

※身体障害認定基準は、県障害福祉課ホームページ「身体障害診断書作成の手引き」（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f5083/index.html>）を参照ください。

手 続 指定医師による診断書、写真等を添えて申請が必要です。（詳細は下記参照）

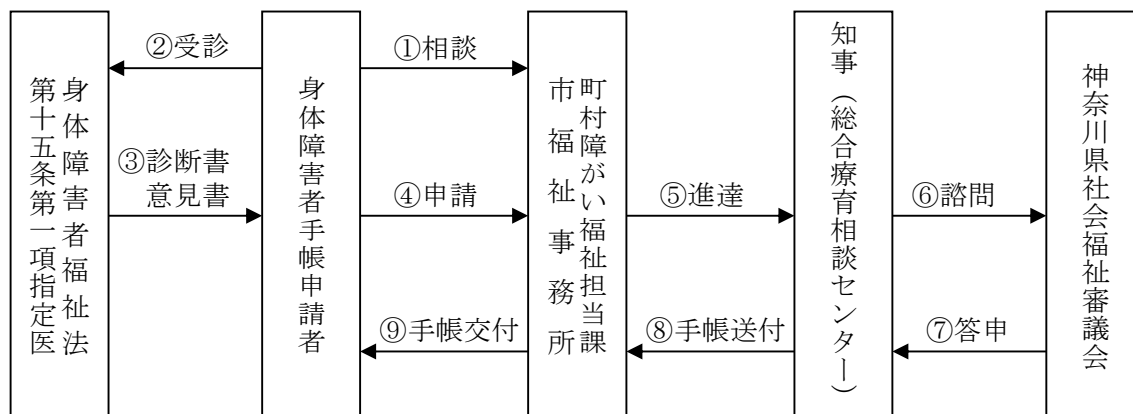
窓 口 お住まいの市福祉事務所、町村障がい福祉担当課 88ページ参照

必 要 な 物

- ・障害者手帳交付申請書（窓口にあります。）
- ・身体障害者診断書・意見書（指定医師が作成したものに限りします。）
- ・写真（縦4cm・横3cm、上半身・無帽）
- ・マイナンバーの分かるもの

窓口で事前に相談のうえ、指定医師による診断書等の書類を添えて申請してください。（指定医師については窓口で確認してください。）

申請から交付までの流れ（⑤の進達後、通常約4週間で交付されます。）



内 容 変 更 次の場合には、窓口で必ず手続きしてください。

- ・住所、氏名が変わったとき
- ・手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
- ・「障害程度の再認定の実施について」の通知を受けとったとき
- ・写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
- ・障がいの程度が変化したときや、新たに障がい加わったとき
- ・手帳が不要になったとき

身体障害者障害程度等級表

※太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します。

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力の和が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(Ⅰ／4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ／2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
7級				

- 【備考】1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とします。
3. 異なる等級について、二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができます。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。
5. 「指の機能障害」とは、中指指骨間関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。
7. 下肢の長さは前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。
8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。

3 手帳

等級	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの	幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により、上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により、上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢の全ての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6 級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							等級
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1 級
					ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	2 級
心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	3 級
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4 級
							5 級
							6 級
							7 級

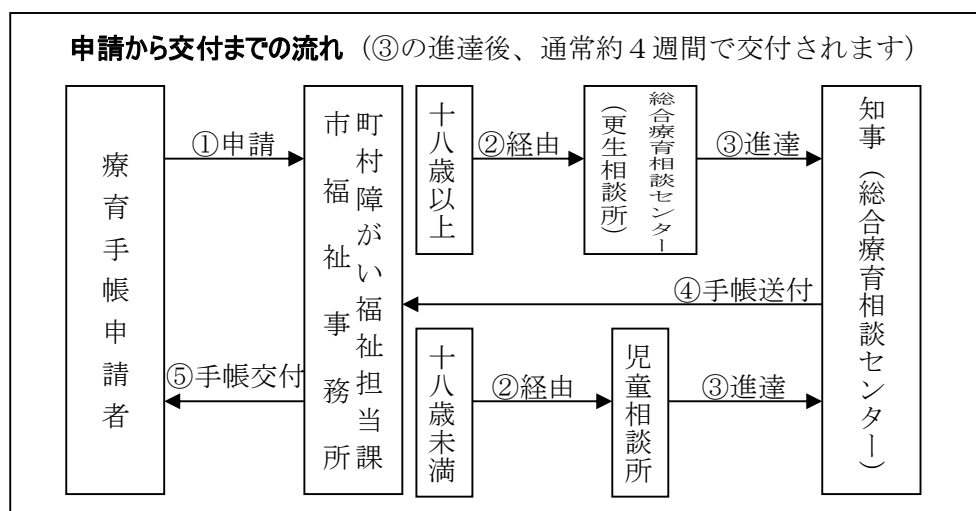
- 【備考】1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。
2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が二以上重複する場合は、6 級とします。
3. 異なる等級について、二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができます。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。
5. 「指の機能障害」とは、中指指骨間関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。
7. 下肢の長さは前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。
8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第 2 種です。

3 手帳

■2 療育手帳



- 内 容** 療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。
- 交 付 対 象** 児童相談所又は総合療育相談センター（障害者更生相談所）で知的障がいと判定された方。
- 手 続** 写真等を添えて申請が必要です。（詳細は下記参照）
- 窓 口** お住まいの市福祉事務所、町村障がい福祉担当課 88 ページ参照
- 必 要 な 物**
- ・療育手帳交付申請書（窓口にあります。）
 - ・写真（縦4 cm・横3 cm、上半身・無帽）
 - ・マイナンバーの分かるもの

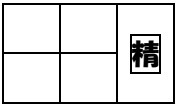


- 内 容 変 更** 次の場合には、窓口で必ず手続きをしてください。
- ・住所、氏名が変わったとき
 - ・手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
 - ・写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
 - ・身体障害者福祉法に基づく障害等級が変更になったとき
 - ・手帳が不要になったとき
 - ・再判定で非該当になったとき

療育手帳判定基準

障害程度		判定の基準
最重度	A1	1 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）が、おおむね20以下のもの。
		2 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの。
重度	A2	1 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。
		2 指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中度	B1	指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽度	B2	1 指数がおおむね51以上75以下のもの。
		2 指数が境界線級であって、かつ、精神科医による自閉症の診断書があり、県内の児童相談所（横浜市、川崎市、相模原市を除く。）又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

■3 精神障害者保健福祉手帳



内 容 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいのある状態にあると認定して手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としています。

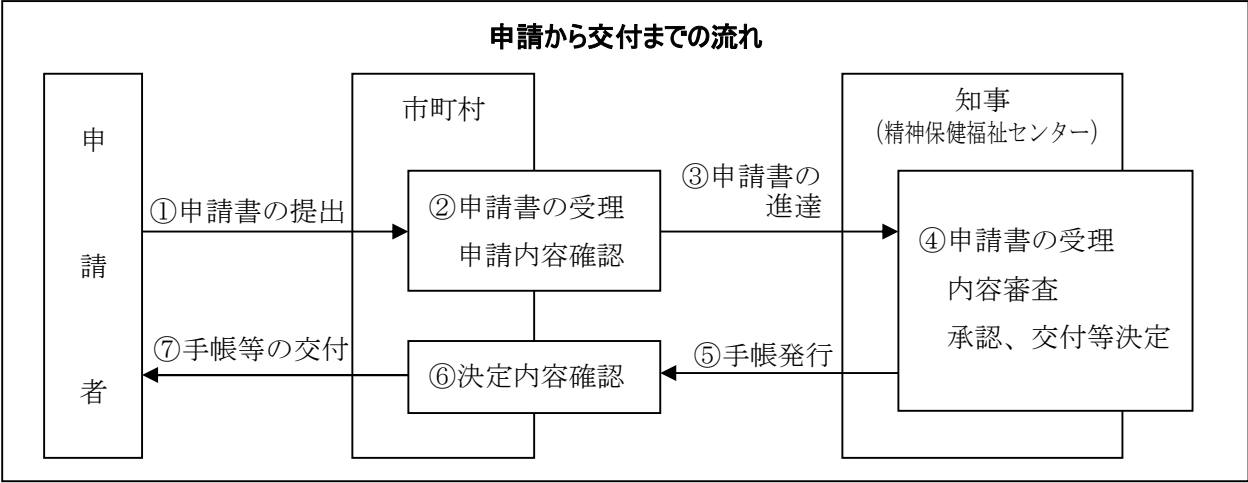
交 付 対 象 精神障がいのために日常生活又は社会生活上に制限があると認められた方で、手帳の交付を希望する方が対象です。ただし、精神障がいを支給事由とする年金を受給中か、精神障がいと診断された日から6ヶ月以上経過していることが必要です。

手 続 申請書、医師の診断書等を添えて申請が必要です。（詳細は下記参照）

窓 口 お住まいの市町村（88ページ参照）に申請しますが、ご家族や医療機関職員等が代行することも可能です。申請用紙は、市町村・医療機関に用意されています。

- 必 要 な 物**
- ① 申請書
 - ② 医師の診断書（定められた様式）
初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの
 - ③ 写真（縦4cm・横3cm、上半身・無帽）
 - ④ マイナンバーのわかるもの

- *障がい年金を受給している場合は、②の医師の診断書に代えて、マイナンバー又は次の書類で申請できます。
- ☐ 年金裁定通知書と一体となっている場合はその部分を含む年金証書の写し
 - ☐ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書
 - ☐ 年金の支給者（年金事務所又は共済組合）に照会するための同意書



更 新 有効期間は2年ですが、更新することができます。更新手続きは有効期限の3ヶ月前からできます。

障 害 等 級

等級	内 容
1 級	日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある者
2 級	日常生活に著しい制限を受ける状態又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする者
3 級	日常生活若しくは社会生活に制限を受ける状態又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする者

4 医療

4 医療

■1 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付

内 容 身体障がい児者や精神障がい者が所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。

自己負担は原則 1 割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

更生医療：身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の方が、治療することによって障がいの程度が軽くなり、仕事や日常生活での活動能力が高まる場合

育成医療：身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がいを除去又は軽減するために治療を受ける場合

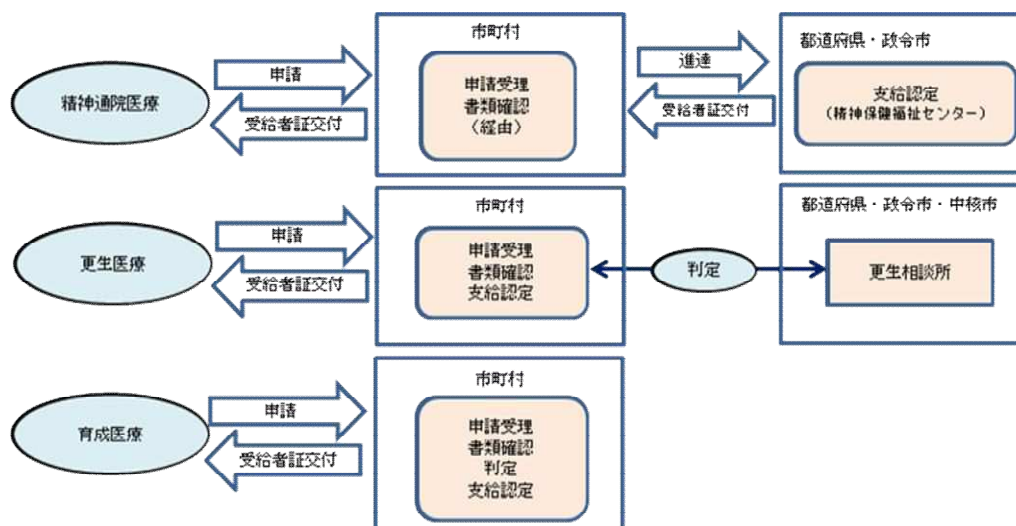
精神通院医療：精神障がいの医療を受けるために病院や診療所に通院する場合

窓 口 更生医療（18 歳以上）：市町村障害福祉担当課 88 ページ参照

育成医療（18 歳未満）：市町村障害福祉担当課

精神通院医療：市町村障害福祉担当課

利用手続きの流れ



■2 重度障害者医療費の助成

内 容 重度障がい者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担の一部について助成します。

対象となる障害者

- ① 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② IQ が 35 以下の方
- ③ 3 級の身体障害者手帳の交付を受けている方で IQ が 50 以下の方
- ④ 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（通院医療対象）

(助成対象や方法などが市町村によって異なりますので、あらかじめ市町村の窓口で確認してください。)

窓 口 市町村重度障害者医療費担当課

■3 障害者歯科診療

- 内 容** 障がい児者の歯科診療を促進するため、一次から三次の診療施設で構成されている「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」を設けています。
- 利 用 で き る 方** 県内に在住の障がい児者
- 診 療 の 体 制**
- 一次診療：障害者歯科診療の研修を受けた歯科医が診療を行います。
 - 二次診療：一次診療で対応の難しい診療を行います。
藤沢市、横須賀市、厚木市、平塚市、小田原市の障害者歯科診療所
 - 三次診療：全身麻酔や入院治療をする診療を行います。
県立こども医療センター、神奈川リハビリテーション病院、神奈川県歯科大学附属病院、神奈川歯科大学附属横浜研修センター、鶴見大学歯学部付属病院
- 窓 口 及 び 手 続**
- 一次診療：担当医のいる診療所又は病院にお問合せください。
別添「神奈川県障害者歯科一次医療担当医療機関名簿」参照
 - 二次診療：近隣の二次診療機関又は二次診療機関設置市福祉担当課にお問合せください。
 - 三次診療：一次診療担当医又は二次診療機関の紹介を受けてください。

■4 療養介護医療の給付

- 内 容** 独立行政法人国立病院機構等の病院に入院し必要な医療を受けることができます。ただし、世帯の所得等に応じて費用の負担があります。
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 88 ページ参照
- 利 用 で き る 方** 市町村から療養介護に係る支給決定を受けている障がい者

■5 乳幼児精密健康診査

- 内 容** 乳幼児健康診査の結果、精密検査の必要があると認められた場合に、市町村長が委託した医療機関において精密検査が受けられます。
- 利 用 で き る 方** 乳児、1歳6か月児、3歳児の各健康診査などの結果により、精密に診断を行う必要があると市町村長が認めた乳幼児
- 窓 口** 市町村母子保健担当課

■6 精神障害者入院医療援護金

- 内 容** 精神科病院に月の初日から月の末日まで入院している方で、医療費の自己負担額が月1万円以上の場合、月額1万円が支給されます。
- 利 用 で き る 方** 入院患者の住所が県内（横浜市、川崎市及び相模原市を除く）にあり、入院患者及び入院患者と同一世帯に属する世帯員全員の前年の所得税額を合算した額が87,000円以下の方
※ 支給要件があります。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。
- 窓 口** 県がん・疾病対策課 精神保健医療グループ
TEL (045)210-1111 内線 4727～4730

4 医療

手続 精神障害者入院医療援護金交付申請書、世帯全員の住民票、15 歳以上の世帯全員分の所得税額を証明する書類が必要です。

■7 小児慢性特定疾病医療費の助成

内容 次の対象疾病に該当し、一定の認定基準を満たす 18 歳未満の児童等（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）が、児童福祉法に基づく指定を受けた医療機関に入院又は通院等したとき、その医療費が助成されます。ただし、世帯の所得に応じて費用の負担があります。
※ 18 歳時点で引き続き治療が必要と認められる場合は、20 歳未満まで延長が可能です。

- 助成対象疾病**
- 1 **悪性新生物**
神経芽腫 等
 - 2 **慢性腎疾患**
微小変化型ネフローゼ症候群 等
 - 3 **慢性呼吸器疾患**
気管支拡張症 等
 - 4 **慢性心疾患**
心室中隔欠損症 等
 - 5 **内分泌疾患**
成長ホルモン分泌不全性低身長症 等
 - 6 **膠原病**
全身性エリテマトーデス 等
 - 7 **糖尿病**
1 型糖尿病 等
 - 8 **先天性代謝異常**
ウィルソン病 等
 - 9 **血液疾患**
血友病 等
 - 10 **免疫疾患**
後天性免疫不全症候群 等
 - 11 **神経・筋疾患**
先天性水頭症 等
 - 12 **慢性消化器疾患**
胆道閉鎖症 等
 - 13 **染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群**
13 トリソミー症候群 等
 - 14 **皮膚疾患**
色素性乾皮症 等
 - 15 **骨系統疾患**
胸郭不全症候群 等
 - 16 **脈管系疾患**
巨大動静脈奇形 等

※ 最新の対象疾病は小児慢性特定疾病情報センターのホームページ

<https://www.shouman.jp/disease/>を御覧ください。

窓口 保健福祉事務所(92 ページ参照)、藤沢市子育て給付課、茅ヶ崎市保健所

手続 申請書や、指定医の作成した医療意見書などが必要となり、その他にも加入医療保険や疾病の状況などにより必要書類が異なります。

■8 特定医療費(指定難病)医療給付

- 内 容** 対象疾病 341 疾患 (※) に該当し、一定の認定基準を満たしている場合、その疾病に係る保険医療費の自己負担分の一部を公費負担します。
※対象疾病は、県ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/>をご覧ください。
- 窓 口** 県域にお住まいの方は、92 ページ記載の保健所、または保健福祉事務所（センター）
※政令市在住の方は、88 ページ記載の保健センター等
- 手 続** 特定医療費支給認定申請書、臨床調査個人票、医療保険の資格情報が確認できる資料のコピー又は世帯全員の住民票の写し、市町村民税の課税状況が確認できる書類等 が必要です。
※ 詳細については、県ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/>をご覧ください。

■9 療育医療

- 内 容** 18 歳未満の結核にかかっている児童（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）が指定療育機関に入院した費用と、そこでの学習や療養生活に必要な物品等の支給をします。
- 窓 口** 保健福祉事務所、藤沢市保健所、茅ヶ崎市保健所 92 ページ参照
- 手 続** 療育給付申請書、療育給付意見書、世帯調書、所得証明書等が必要です。
- 費 用** 保護者の所得税額により自己負担があります。

■10 養育医療

- 内 容** 指定養育医療機関に入院した未熟児が生活能力を得るために必要な医療が受けられます。
- 利 用 で き る 方** 1 歳未満の未熟児（出生時体重 2,000g 以下等、母子保健法第 6 条第 6 項に規定する未熟児）
- 窓 口** 市町村
- 手 続** 養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、所得税課税証明書、誓約書が必要です。
- 費 用** 保護者の所得税額により自己負担があります。

4 医療

■11 小児医療費の助成

内 容	区分	内容
	実施主体	市町村
	給付対象	入院は0歳～中学校卒業まで、通院は小学校卒業まで。
	所得制限	旧児童手当法に準じた所得制限が設けられます。
	給付方法	小学校卒業までの小児は医療証の発行により医療機関での支払は不要です。 中学生以上の小児は保護者からの申請により支払います。
	自己負担	入院時食事療養費の標準負担額

なお、市町村によって所得制限の内容、通院の対象年齢など対象を一部拡大している場合があります。また、市町村によって自己負担金がかかることがあります。

窓 口 市町村

手 続 所得額を証する書類のほかに、小学校卒業までの小児は医療証の交付申請書、中学生以上の小児は小児医療費助成申請書、医療費の領収書などが必要です。

■12 ひとり親家庭等医療費の助成

内 容 医療機関等で保険診療を受ける場合、保険対象者の自己負担分（入院時食事療養費を除く）について助成します。

利 用 で き る 方 次のすべてに該当する児童及びその児童を監護している父又は母等

- ① 父又は母の死亡等により父又は母のみの児童及び父又は母が重度の障がいの状態にある児童
- ② 対象となる児童が、18歳になった日以降の最初の3月31日までの者（ただし、一定の障がいの状態にあるときや学校教育法に規定する高等学校等に在学しているときは、20歳未満の者）
- ③ ひとり親、養育者及び扶養義務者等の所得が児童扶養手当支給の所得制限内であること

窓 口 市町村ひとり親家庭等医療費助成事業担当課

手 続 医療証交付申請書、ひとり親家庭等認定調書、住民票記載事項証明書、所得証明書などが必要です。（児童扶養手当を受給している方は一部の書類は省略できます。）

■13 後期高齢者医療制度による医療給付

内 容 後期高齢者医療制度は75歳以上の方（生活保護を受けている方等を除く）が対象ですが、65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

医療機関で保険証を提示すれば、一部負担金を支払うことで保険診療が受けられます。一部負担金は、医療費の1割、2割または3割ですが、支払った合計額が自己負担限度額を超えると、高額療養費制度により、払い戻されます。

なお、所得区分が区分Ⅰ・Ⅱに該当する方は、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、窓口での支払いがそれぞれの医療機関等ごとに、自己負担限度額までとなります。

また、入院時に負担する食事療養標準負担額（食費）などが軽減されます。事前の申請等、詳細は、お住まいの市区町村の担当窓口を確認してください。

所得区分	負担割合	自己負担限度額（月額）		食事療養標準負担額 （１食あたり、療養 病床に入院する場合 を除く※５）
		外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯の限度額）	
現役並み 所得者Ⅲ	３割	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×１％ [140,100 円] ※１		460 円 ※６
現役並み 所得者Ⅱ	３割	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×１％ [93,000 円] ※１		
現役並み 所得者Ⅰ	３割	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×１％ [44,400 円] ※１		
一般Ⅱ	２割	①18,000 円 ②6,000 円＋（医療費※２ － 30,000 円）×10％ いずれか低い方を適用※３	57,600 円 [44,400 円] ※１	
一般	１割	18,000 円※４		
区分Ⅱ （低所得者Ⅱ）	１割	8,000 円	24,600 円	入院日数※７が 90 日以下 210 円 91 日以上 160 円
区分Ⅰ （低所得者Ⅰ）	１割	8,000 円	15,000 円	100 円

※1 []内の金額は、過去12カ月の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付のときに適用されます。

※2 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

※3 区分「一般Ⅱ」の外来自己負担限度額の②は、2割負担施行後3年間（令和7年9月30日まで）の激変緩和措置になります。

※4 年間限度額は144,000円です。

※5 療養病床に入院する場合に負担する生活療養標準負担額についても所得区分等に応じた金額が設定されています。食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は高額療養費の算定には入りません。

※6 区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者の場合は260円です。

※7 当該月を含めた過去12カ月の入院日数です。

利用できる方 ① 75歳以上の方（ただし、生活保護を受けている方等を除く）
② 65歳以上75歳未満の方で一定程度の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

窓 口 市区町村後期高齢者医療制度担当課

5 補装具等

5 補装具等

■1 補装具費の支給



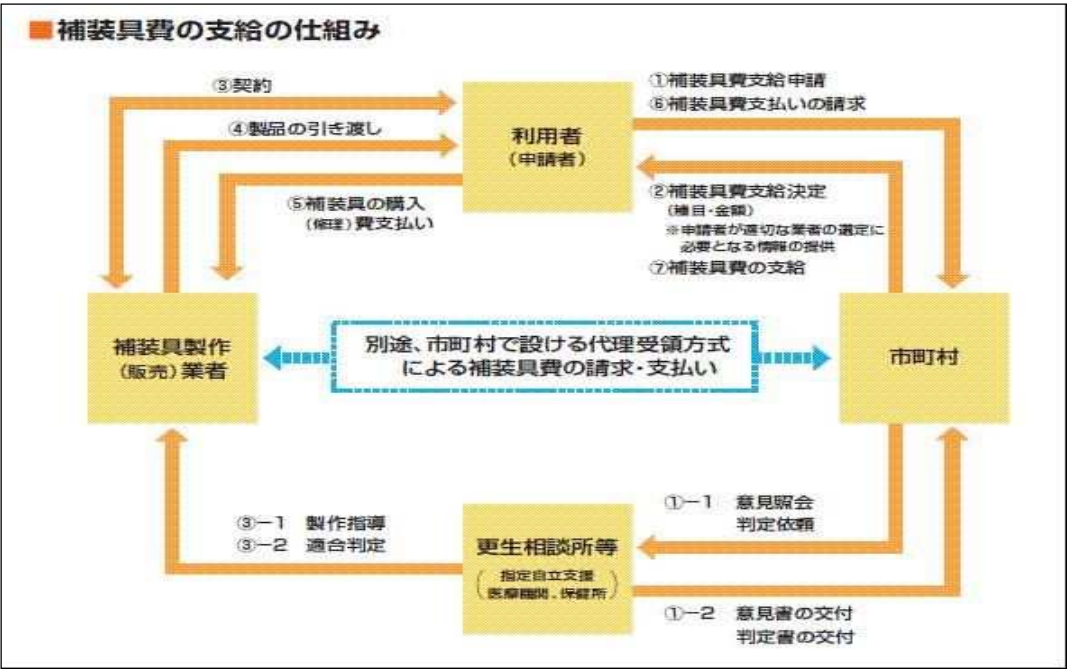
身体障がい児・者又は難病患者等の方は、障がいの内容や程度によって、一定の条件のもと次の補装具の購入・借受け・修理に要する費用の支給が受けられる場合があります。18歳以上で一定以上の所得がある方は、支給の対象になりません。

補装具の種類	身体障がい児・者	
	18歳未満	18歳以上
義肢	○	○
装具	○	○
座位保持装置	○	○
盲人安全つえ	○	○
義眼	○	○
眼鏡	○	○
補聴器	○	○
車椅子	○	○
電動車椅子	○	○
歩行器	○	○
歩行補助つえ	○	○
座位保持椅子	○	×
起立保持具	○	×
頭部保持具	○	×
排便補助具	○	×
重度障害者用意思伝達装置	○	○

※借受けの対象となる種目（①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
②重度障害者用意思伝達装置（本体）③歩行器 ④座位保持椅子）
市福祉事務所、町村障害福祉担当課 88 ページ参照

障がい者等の家計の負担能力に応じた負担が原則となります（＝応能負担。ただし、応能負担額よりも1割相当額が低い場合には、低い方の額を負担）。また、障害福祉サービス等と合算した利用者負担となります。

負担が増えすぎないように、所得に応じた月額負担上限額が設定されています。



■2 日常生活用具の給付



- 内 容** 重度の身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、一定の条件のもと、次の要件を満たす6種の用具が給付又は貸与される場合があります。
- 要 件**
1. 障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
 2. 障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの。
 3. 用具の製作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。
- 用具の種類等**
- ① **介護・訓練支援用具**
特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等
 - ② **自立生活支援用具**
入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
 - ③ **在宅療養等支援用具**
電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
 - ④ **情報・意思疎通支援用具**
点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
 - ⑤ **排泄管理支援用具**
ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
 - ⑥ **居宅生活動作補助用具**
障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
- 窓 口** 具体的な品目や対象となる障がい程度、費用負担等詳細はお住まいの市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）に問い合わせください。

■3 軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業

- 内 容** 障害者総合支援法による補装具支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用を補助します。
※ 補助は、県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）に在住の方が対象となります。
 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に在住の方は各市にお問い合わせ下さい。
- 要 件**
- ① 神奈川県内に居住する18歳未満の者であること。
 - ② 平均聴力レベルが両耳とも原則として30デシベル以上であって、聴覚障がい等を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
 - ③ 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的な治療により聴力の回復する見込みがないこと。
 - ④ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医等が判断した者であること。
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 88 ページ参照
- 費 用** 所得に応じて一部自己負担があります。補助限度額については、市町村により異なりますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

5 補装具等

■4 身体障害者補助犬の給付

身		
身		

- 内 容** 視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいにより日常生活に著しい障がいのある方で、所定の訓練を経て、身体障害者補助犬の使用が適当と認められる方に対し、身体障害者補助犬を給付します。
- 窓 口** 県障害福祉課 社会参加推進グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
TEL (045) 210-1111 内線 4709
FAX (045) 201-2051
- 費 用** 宿泊訓練にかかる飲食費等について自己負担あり
- 留 意 点** 給付数は盲導犬、介助犬、聴導犬合わせて年間数頭です。希望者多数の場合は、給付が翌年度以降になる場合があります。

■5 身体障害者補助犬の診療費助成

身		
身		

- 内 容** 神奈川県内（横浜市、川崎市を除く）在住の身体障害者補助犬及びそのリタイア犬使用者が、（社）神奈川県獣医師会会員の病院で受診する場合に、診療費の一部を助成します。
- 窓 口** （公社）神奈川県獣医師会
〒251-0024 藤沢市鵠沼橋 1-16-14 ヤマキビル 3-A
TEL (0466) 86-5077/FAX (0466) 86-5078

6 在宅支援

■1 ホームヘルプサービス



- 内 容** 障がい児者が日常生活を営むうえで支障をきたしたり、介助の手が必要となったときにホームヘルパーの派遣を求めることができます。
- 利用できる方** 身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい者・難病患者等（障がい支援区分等によって利用できるサービスが異なります）
- 事業の種類**
- ① 居宅介護（身体の介護、家事の援助、通院等時の付き添い）
 - ② 重度訪問介護（重度の肢体不自由者や著しい行動障がいのある知的障がい者・精神障がい者に対する介護等を総合的に提供）
 - ③ 行動援護（知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護等の提供）
 - ④ 同行援護（視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時における移動の援護）
- 窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所
- 費用** 利用者負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照
- そ の 他** 移動時の付き添いについては、市町村が実施する移動支援事業となります。詳細は窓口でご確認ください。

■2 短期入所(ショートステイ)サービス



- 内 容** 介護者又は家族の病気・冠婚葬祭などの理由で、障がい児者の介助を行えなくなったときや、介護者が疲労回復をはかるとき、一時的に施設の機能を活用するときなどに、障がい児者が施設等を短期間利用することができます。
- 利用できる方** 身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい者・難病患者等
- 窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所
- 費用** 利用者負担と、食費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照
- そ の 他** 医療型短期入所を除き、宿泊を伴わない場合は、市町村が実施する日中一時支援事業となります。詳細は窓口でご確認ください。

7 療育相談・支援

■1 在宅重症心身障害児者訪問支援など



- 内 容** 医療型障害児入所施設等の専門職員が家庭を訪問し、療育の相談・支援をします。
- 利用できる方** 県内在住の重症心身障害児者とその保護者（政令指定都市・中核市を除く）
- 窓 口** 18歳未満は児童相談所 90 ページ参照、
18歳以上は市福祉事務所・町村障害福祉担当課 88 ページ参照

■2 早期療育外来事業



- 内 容** 障がいがあるか、障がいの可能性のある乳幼児への診療、機能訓練及び療育相談等を通じて発達支援と親子支援を行います。
- 利用できる方** 県内在住の0歳から概ね3歳までの障がい児とその保護者
- 相談の種類** ○ 診療・療育相談
○ 機能訓練、集団療育訓練
- 窓 口** 県立総合療育相談センター（外来受付）
〒252-0813 藤沢市亀井野 3119
TEL (0466) 99-8711（直通）
FAX (0466) 80-1901
- 費 用** 保険診療による費用がかかります。

■3 障害児地域訓練



- 内 容** 在宅の障がい児が必要とする生活や機能の訓練・指導を、児童指導員や保育士が、集団で会場を設けて定期的に行います。実施の有無や利用できる方、費用等はお住いの市町村にお問合せください。
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 88 ページ参照

■4 障害児通所支援



※精神障がい者のうち18歳未満の方も含みます

- 内 容** 在宅の障がい児が必要とする日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を指導員や保育士により行います。
- 利用できる方** 身体に障がいのある児童・知的に障がいのある児童・精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）・難病患者で市町村から支給決定を受けた児童
- 事業の種類** ① 児童発達支援（未就学児の療育等を通所にて行います。）
② 居宅訪問型児童発達支援（外出が困難な障がい児に訪問支援を行います。）
③ 放課後等デイサービス（就学児の療育等を通所支援にて行います。）
④ 保育所等訪問支援（保育所等に訪問し、環境調整や療育支援を行います。）
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所

- 一 覧 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照
- 費 用 利用者負担と飲食費等の実費負担があります。

■5 障害児者等歯科保健事業



- 内 容 むし歯や歯周病予防の相談（必要に応じて歯科検診や予防処置を実施）や、食べ方相談を行います。
- 利用 できる方 保健所設置市域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）を除く県内在住の障がい児者またはその疑いがある方
- 窓 口 各保健福祉事務所、各保健福祉事務所各センター 保健福祉課歯科担当者
92 ページ参照

■6 障害児入所施設

※ 障害児入所施設の利用を希望する障がい児の保護者の方は、障害児入所施設と契約を結び、これに基づきサービスを受けます。詳細は、お住まいの地域を所管する児童相談所（90 ページ参照）にお問い合わせください。

福祉型障害児入所施設



- 内 容 障害児入所施設に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います。
- 窓 口 児童相談所 90 ページ参照
- 一 覧 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

医療型障害児入所施設



- 内 容 障害児入所施設や指定発達支援医療機関に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います。
- 窓 口 児童相談所 90 ページ参照
- 一 覧 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

8 教育

8 教育

■1 教育相談

内 容 障がいのある幼児・児童・生徒の教育相談を行っています。

利用できる方 障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者等

相談の内容

- 生活習慣：日常生活、育て方、自立など
- 学習：学習のつまづきや遅れ、読み書きや計算の苦手さなど
- 言語：言語の遅れ、コミュニケーション、構音など
- 行動：多動、集団活動の困難さなど
- 進路：就学相談、進路選択など

検査：視聴覚や心理の検査

窓 口 次の施設で相談を行っています。

名称	所在地	TEL FAX	最寄駅
県立総合教育センター	〒251-0871 藤沢市善行 7-1-1	(0466) 81-0188 (0466) 83-4660	小田急線江ノ島 線善行駅
横浜市特別支援教育総合センター	〒240-0044 横浜市保土ヶ谷区仏向町 8 4 5-2	(045) 336-6020 (045) 333-1455	相鉄線和田町駅
川崎市総合教育センター 特別支援教育センター	〒213-0001 川崎市高津区溝口 6-9-3	(044) 844-3700 (044) 844-3604	東急田園都市線 二子新地駅
	〒212-0024 川崎市幸区塚越 1-60	(044) 541-3633 (044) 511-3156	JR 南武線鹿島田駅
相模原市青少年相談センター	〒252-0239 相模原市中央区中央 3-13-13	(042) 752-1658 (042) 758-5219	JR 横浜線 相模原駅

手 続 あらかじめ電話で予約をして下さい。

■2 市町村の就学相談・支援

内 容 市町村の教育委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒に適切な支援を行うため、就学についての相談を行っています。

利用できる方 障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者

相談・支援の内容

- 就学の相談・支援
適切な教育の場や教育内容についての情報提供及び相談等
- 教育相談
学習、言語、運動、行動など

窓 口 市町村教育委員会

■3 小・中学校 特別支援学級

- 内 容** 障がいのある児童・生徒の教育のために、小学校、中学校にそれぞれの障がいに応じて次のような特別支援学級が設けられています。
- 知的障害学級
 - 肢体不自由学級
 - 病弱・身体虚弱学級
 - 弱視学級
 - 難聴学級
 - 言語障害学級
 - 自閉症・情緒障害学級
- 対 象 となる 方** 障がいのある児童・生徒で特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒
- 教 育 内 容** 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 窓 口** 市町村教育委員会

通級による指導（通級指導教室等）

- 内 容** 通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に、障がいに応じた教育課程で特別の指導を行うための教室です。
- 対 象 となる 方** 小学校、中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障がいがあり、通級指導教室における支援を必要とする児童・生徒
- 教 育 内 容** 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）の各教科などの教育は、主として在籍している通常の学級で行い、通級指導教室では、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
- 窓 口** 市町村教育委員会

■4 高等学校

インクルーシブ教育実践推進校

- 内 容** 共生社会の実現をめざし、知的障害のある生徒が高校教育を受ける機会を広げるため、すべての生徒が共に学び相互に理解を深める教育に取り組む学校です。
- 対 象 となる 方** 知的障害があり、次の項目すべてに該当する生徒
- 学級集団での学習及び生活が可能な生徒
 - 学校生活において、原則として常時の医療的な配慮を必要としない生徒
 - 公共交通機関等を利用して、自力での通学や校外における学習活動への参加が可能な生徒
 - 志願先のインクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会）などへの参加をとおして、高校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある生徒
 - 入学後、将来の自立に向けて、学校生活に積極的に取り組む意欲のある生徒
- 教 育 内 容** 各高校が行っている教育課程を基本とし、生徒一人ひとりの状況に応じて必要な配慮を行いながら、知識や技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性等を育む。
- 卒業後の自己実現と円滑な社会接続に向けて、3年間をとおして計画的なキャリア教育を行い、社会で必要となる能力の向上をめざす。

8 教育

すべての生徒が、共に学ぶことを通じて、集団の中で互いを理解しながら、社会性・思いやりの心を育む。

窓 口 県教育委員会教育局 インクルーシブ教育推進課

通級による指導

内 容 通級による指導とは、高等学校等に在籍する障がいのある生徒で、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な生徒に対して、高等学校等における特別の指導の場で行う特別の教育課程による指導です。

対 象 となる 方 高等学校に在籍する生徒のうち、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があり、通級による指導を希望する生徒です。

教 育 内 容 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行います。

窓 口 県教育委員会教育局 高校教育課

■5 特別支援学校

視覚障害教育部門

内 容 視覚に障がいのある幼児・児童・生徒のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。

対 象 となる 方 視覚障害があり、特別支援学校における支援を必要とする幼児・児童・生徒

教 育 内 容 ○ 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
○ 高等部職業学科においては、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの知識・技能を習得する。

窓 口 市町村教育委員会・特別支援学校

聴覚障害教育部門

内 容 聴覚に障がいのある幼児・児童・生徒のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。

対 象 となる 方 聴覚障害があり、特別支援学校における支援を必要とする幼児・児童・生徒

教 育 内 容 ○ 国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
○ 高等部職業学科においては、デザイン、情報ビジネス、理容、美容の知識、技能を習得する。

窓 口 市町村教育委員会・特別支援学校

知的障害教育部門

内 容	知的障害のある児童・生徒のための教科を中心とした教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識・技能の習得を図るための教育部門です。
対 象 となる 方	知的障害があり、特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒
教 育 内 容	生活（社会・理科）・国語・算数（数学）・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
窓 口	市町村教育委員会・特別支援学校

肢体不自由教育部門

内 容	肢体不自由のある児童・生徒のために小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識・技能の習得を図るための教育部門です。
対 象 となる 方	肢体の機能に障がいがあり、特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒
教 育 内 容	国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
窓 口	市町村教育委員会・特別支援学校

病弱教育部門

内 容	慢性の呼吸器・腎臓・神経等の疾患のための医療又は生活規制を必要とする学齢児童・生徒のために小学校又は中学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの疾患の状態に基づく学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。
対 象 となる 方	病弱教育部門のある特別支援学校が隣接又は併設されている医療機関で医療を受け、特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒
教 育 内 容	国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの疾患に基づく学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
窓 口	市町村教育委員会・特別支援学校

■6 筑波大学附属久里浜特別支援学校

内 容	筑波大学附属久里浜特別支援学校は、早期からの効果的な教育を行うため、幼稚園と小学部を設置し、筑波大学、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と連携・協力を図っています。
対 象 となる 方	知的障がいを伴う自閉症があり、当校での教育を受けることが適当と認められる幼児・児童
教 育 内 容	○ 心身の適応を図り、運動・感覚・コミュニケーションなどの基礎的な力を身につける。 ○ 子供の能力や特性に応じた教科学習を通じ、学習面や生活面で必要な知識や技術を身に付ける。 ○ 日常生活の基本動作（食事、排せつなど）の技能を高め、習慣形成を図る。 ○ 早期教育相談：主に障がいのある乳幼児を対象に、教育的指導・サポートを行う。また、保護者や幼稚園・保育所等が抱えている問題についての相談も行う。

8 教育

相談形態には、「来校・電話・E-mail 等による相談」がある。
(但し、内容によっては対応できない場合もあり)

- 窓 口** 筑波大学附属久里浜特別支援学校 副校長
〒239-0841 横須賀市野比 5-1-2
TEL (046) 848-3441
FAX (046) 848-3740
<https://www.kurihama.tsukuba.ac.jp>
- 費 用** ○ 小学部の入学選考時には、検定料 (1,000 円) ががかかります。
○ 幼稚部の入学時には、入園料 (1,200 円) 及び保育料 (年額 3,600 円) ががかかります。
○ 早期教育相談は無料です。

■7 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校

- 内 容** 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校は、知的障がいのある児童・生徒が学ぶ学校です。小学部、中学部、高等部を設置し、横浜国立大学と連携しながら「やさしい心 じょうぶな体 がんばる力」のある児童・生徒を育成しています。
- 対 象 となる 方** 療育手帳を取得している知的障がいのある幼児・児童・生徒
(学部毎に定められている通学時間内に自宅から通学できることが条件となります。)
- 教 育 内 容** 子どもたちの心身の調和的発達とともに、個々の可能性を最大限に高めることをねらいに、一人ひとりの発達や障がいの状態、特性や強みに応じた個別教育計画を作成しています。また、地域社会と連携しながら自立と社会参加に必要な知識、技能及び態度を育成するとともに、持続可能な社会の創り手を育成しています。
- 窓 口** 横浜国立大学教育学部附属特別支援学校 副校長
〒232-0061 横浜市南区大岡 2-31-3
TEL 045-742-2291
FAX 045-743-4746
<http://fuyou.ynu.ac.jp>
- 費 用** ○ 入学検定料 小学部 1,000 円 中学部 1,500 円 高等部 2,500 円
○ 入学料 2,000 円 (入学前に納付、高等部のみ)
○ 授業料 4,800 円 (年額、高等部のみ)
○ 他に学部教材費・給食費・PTA 会費・後援会費などが必要となります。

9 年金・手当等

■1 障害基礎年金

身	知	精

内 容 次の条件をすべて満たす者に支給されます。

- ① 国民年金加入中に初診日があること。または、国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で日本国内に住所を有していること。
 - ② 初診日の前日において、初診日がある月の 2 か月前までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間含む）が 2 / 3 以上あること。
 - ③ 障害認定日（原則として初診日から 1 年 6 か月時点）に 1 級または 2 級の障がいの状態にあること。または、障害認定日に障害等級に該当しなかった方が 65 歳の誕生日の前々日までに該当し、請求したとき。ただし、20 歳前で年金制度に加入していない期間に初診日のある障がいでは、上記①、②に該当しなくても、20 歳以降に 1 級または 2 級の障がいの状態にある者は対象となります。
- ※ ②については令和 8 年 4 月 1 日前に初診日がある場合（初診日において 65 歳未満である者に限る）、初診日の前日において、初診日がある月の 2 か月前までの 1 年間に保険料の未納期間がないことになっています。

年 金 額 (令和 5 年 4 月分より)	1 級	993,750 円 (昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方 990,750 円)
	2 級	795,000 円 (昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方 792,600 円)

※ 「1 級、2 級」は「国民年金法」にある等級です。

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている 18 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日までの子、又は 20 歳未満で 1 級・2 級の障がいの状態にある子は、年金額の加算の対象になります。

子 の 加 算 額 (令和 5 年 4 月分より)	1 人目・2 人目	228,700 円
	3 人目以降	76,200 円

なお、20 歳前の初診日又は昭和 36 年 4 月 1 日前の初診日により障害基礎年金を受給している者は、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は全額又は半額が支給停止となります。（障害基礎年金の受給権の他に公的年金の受給権が発生する場合等には調整されます。）

扶養親族等の数	前年分本人所得額（令和 5 年 10 月分より）	
	全額停止	一部（1/2）支給停止
0 人	4,721,000 円	3,704,000 円
1 人	5,101,000 円	4,084,000 円
備考	本人の所得制限額は、扶養親族等が 1 人増えるごとに、38 万円加算する。当該扶養親族等が、所得税法に定める同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族であるときは、1 人につき 10 万円加算し、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）であるときは、1 人につき 25 万円加算する。	

※ 一部（1/2）支給停止とは、年金額 1/2 支給のこと。

窓 口 市町村国民年金担当課（係）

9 年金・手当等

■2 障害厚生年金



内 容 次の条件をすべて満たす者に支給されます。

- ① 厚生年金保険に加入している間に初診日があること。
 - ② 初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間含む）が2／3以上あること。
※障害基礎年金と同じ
 - ③ 障害認定日（原則として初診日から1年6か月時点）に1級～3級の障がい
の状態にあること。または、障害認定日に障害等級に該当しなかった方が65
歳の誕生日の前々日までに該当し、請求したとき。
- ※ ②については令和8年4月1日前に初診日がある場合（初診日において65歳
未満である者に限る）、初診日の前日において、初診日がある月の2か月前ま
での1年間に保険料の未納期間がないことになっています。

年 金 額 (令和5年4月分より)	1 級	報酬比例の年金額×1.25
	2 級	報酬比例の年金額
	3 級	報酬比例の年金額 596,300 円に満たないときは、596,300 円 (最低保障額) (昭和31年4月1日以前に生まれた方) 594,500 円

※①報酬比例の年金額は、厚生年金保険加入時の給与等（報酬）に比例する年
金のため、その方によって異なります。

※②障害等級1級・2級の場合、障害基礎年金も合わせて支給されます。

障害厚生年金1級・2級の受給者によって生計維持される65歳未満の配偶者
がいる場合、配偶者加給年金額が加算されます（原則）

配偶者加給年金額 (令和5年4月分より)	228,700 円
-------------------------	-----------

窓 口 最寄りの年金事務所または年金相談センター

年金事務所	所在地	電話番号	FAX番号
鶴 見	〒230-8555 横浜市鶴見区鶴見中央 4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	045-521-2641	045-504-5600
港 北	〒222-8555 横浜市港北区大豆戸町 515	045-546-8888	045-546-8880
横 浜 中	〒231-0012 横浜市中区相生町 2-28	045-641-7501	045-641-7578
横 浜 西	〒244-8580 横浜市戸塚区川上町 87-1 ウェルストン1ビル2階	045-820-6655	045-825-4381
横 浜 南	〒232-8585 横浜市南区宿町 2-51	045-742-5511	045-714-7250
川 崎	〒210-8510 川崎市川崎区宮前町 12-17	044-233-0181	044-233-0189
高 津	〒213-8567 川崎市高津区久本 1-3-2	044-888-0111	044-866-1200
相 模 原	〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6	042-745-8101	042-744-7700
平 塚	〒254-8563 平塚市八重咲町 8-2	0463-22-1515	0463-21-3500
厚 木	〒243-8688 厚木市栄町 1-10-3	046-223-7171	046-224-8200
小 田 原	〒250-8585 小田原市浜町 1-1-47	0465-22-1391	0465-24-0095
横 須 賀	〒238-8555 横須賀市米が浜通 1-4 Flos 横須賀	046-827-1251	046-827-2200
藤 沢	〒251-8586 藤沢市藤沢 1018	0466-50-1151	0466-50-1242

※ 国民年金・厚生年金の一般的な年金相談として「ねんきんダイヤル」を設置しております。

ねんきんダイヤル (0570) 05-1165

■3 特別障害給付金



内 容 次の条件を満たす者に支給されます。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金(厚生年金、共済組合等)加入者の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(障がいの原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいの状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象外です。

支給額 (令和5年度)	障害基礎年金1級相当に該当する方	基本月額 53,650 円 (2級の1.25倍)
	障害基礎年金2級相当に該当する方	基本月額 42,920 円

- 注：ア 給付金の額は、毎年度自動的に見直されます。
 イ 所得により全額又は半額、支給制限となる場合があります(20歳前に初診日がある障害基礎年金と同じ)。
 ウ 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。
 エ 経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。
 オ 給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期にそれぞれの前月までの分が支給されます。(初めて給付金を受け取られるときなど、特別な場合は奇数月に支払いが行われることがあります。)

- 窓 口** ○ 給付金請求の窓口は、市町村国民年金担当課(係)
 (給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。請求が遅れた場合、遡って受給できませんので、できる限り早期に請求を行ってください。給付金請求に必要な書類等が全てそろわない場合であっても、まずは市区町村窓口で請求書を提出してください。)
 ○ 障害認定等の審査、認定、支給にかかる事務は、日本年金機構
 (障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど、非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。なお、支給が決定されれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額が計算されます。)

お問い合わせ先 最寄りの市区町村窓口、年金事務所までお願いします。

■4 在宅重度障害者等手当



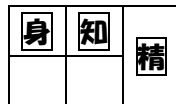
内 容 基準日（毎年8月1日）において、県内に継続して6か月以上居住している在宅の「重度重複障がい者等」に支給されます。（65歳以上で新たに障がい者となられた方を除く）

- 「重度重複障がい者等」とは、つぎのいずれかに該当される方を指します。
- ① 身体障がい、知的障がい、精神障がいのうち、重度の障害者手帳等を2つ以上お持ちの方
 - ② 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されている方
- ※ 支給前年度の8月1日から支給年度の7月31日までの間に、施設や病院等に継続して3か月を超えて入所（入院）されている場合は、支給の対象外となります。
- ※ 所得による制限があります。（20歳以上の方は特別障害者手当の、20歳未満の方は障害児福祉手当の所得制限額に準じます。）
- ※ 受給資格の認定を受けた方については、毎年、現況届の提出が必要です。

支 給 額 年額 60,000 円（支払月：1月末）

窓 口 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 88 ページ参照

■5 特別障害者手当



内 容 日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（20歳以上）に支給されます。ただし、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している場合又は施設等に入所されている場合は、資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は支給停止となります。

なお、原爆被爆者の介護手当、公害被害者補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

月額 28,840 円（令和6年4月1日現在） 支払月：2，5，8，11月

（所得制限）

扶養親族等の数	前年分所得	
	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000 円	6,287,000 円
1人	3,984,000 円	6,536,000 円
2人	4,364,000 円	6,749,000 円
3人	4,744,000 円	6,962,000 円
備考	以下、1人増すごとに 本人の場合 380,000 円 配偶者等の場合 213,000 円 を加算	

該当する障がい程度 … 手当認定基準より

障がいや病状が次のうち2つに該当するか、又はそれと同程度以上に重度な者

- 1 次に掲げる視覚障がい
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
 - ロ 1 眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの

- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい等）
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (注) 7の「精神の障がい」には知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいも含まれます。

窓 □ 福祉事務所 88 ページ参照

■6 障害児福祉手当



内 容 日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に支給されます。ただし、障がいを支給事由とする年金を受給している場合、又は施設等に入所されている場合は資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は支給停止となります。

月額 15,690 円 （令和6年4月1日現在） 支払月：2，5，8，11月

（所得制限）

扶養親族等の数	前年分所得	
	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
備考	以下、1人増すごとに 本人の場合 380,000円 配偶者等の場合 213,000円 を加算	

該当する障がい程度 … 手当認定基準より

障がいや病状が次のうちいずれかに該当する者

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい等）
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注) 9の「精神の障がい」には知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいも含まれます。

窓 □ 福祉事務所 88 ページ参照

■7 福祉手当(経過措置)

身	知	

内 容 昭和 61 年 3 月 31 日において、20 歳以上の従来の福祉手当受給資格者の方で、昭和 61 年 4 月 1 日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金、特別障害給付金も支給されない方は、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。

月額 15,690 円 (令和 6 年 4 月 1 日現在) 支払月：2, 5, 8, 11 月

窓 口 福祉事務所 88 ページ参照

■8 児童扶養手当①

内 容 父母の離婚等により、父母と生計を同じくしていない児童(18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童、ただし、その児童が重度もしくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい等がある場合には 20 歳未満の児童)を監護している父母又は養育者に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合(次表参照)は手当の一部又は全部が支給されません。

(手当) 令和 6 年 4 月～

	児童の数	次表①③の場合の手当月額	次表②の場合の手当月額
月額	1 人	45,500 円	45,490 円～ 10,740 円
	2 人	56,250 円	56,230 円～ 16,120 円
	3 人	62,700 円	62,670 円～ 19,350 円
備考	以下、児童数が 1 人増すごとに 6,450～3,230 円を加算		

手当の減額について

- 児童扶養手当の受給から 5 年を経過する等の要件に該当する方で、次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、定められた期限までに必要な書類の提出をしていただければ、今までと同様に児童扶養手当を受給することができます。
- 手続きを行わないと、手当額の 2 分の 1 が減額になる場合があります。

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上の障がいがある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ あなたが監護する児童又は親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

(該当する障がい程度)概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
障がい						
視覚						
聴覚						
平衡						
音声・言語						
そしゃく						
上肢						
下肢						
体幹						
内部						
知的障がい	精神能力の全般的発達に遅滞があるもの					

(注) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

- 障害基礎年金等以外の公的年金を受給されている方は、公的年金の額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。
- 障害基礎年金等を受給されている方は、令和 3 年 3 月分以降、障害基礎年金の子の加算部分の額が児童扶養手当の額を下回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。
- 令和 6 年 11 月 1 日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第 3 子以降の加算額が引き上げられます。

(所得制限)

	前年分所得			
	本人（請求者）			配偶者及び扶養義務者
	①手当の全額を受給できる方	②手当の一部を受給できる方	③孤児等の養育者で手当の全額を受給できる方	
0人	490,000 円未満	1,920,000 円未満	2,360,000 円未満	2,360,000 円未満
1人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円	2,740,000 円
2人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円	3,120,000 円
3人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円	3,500,000 円
備考	以下、1人増すごとに 380,000 円加算（本人、配偶者等）			

窓 □ 市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障害福祉担当課

■9 児童扶養手当②

内 容 父母が重度の障がい者であって、父母又は養育者が児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童もしくは20歳未満の障がい児）を監護している場合、その父母又は養育者に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合（前項①の所得制限の表参照）は、手当の一部又は全部が支給されません。

（父又は母の障がい程度）概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

区分 障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	■	■				
聴覚	■	■				
上肢	■	■				
下肢	■	■	■			
体幹	■	■				
内部	■					

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

窓 □ 市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障害福祉担当課

■10 特別児童扶養手当

内 容 父又は母（父母が監護しない場合は、児童と同居している養育者）が、重度もしくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい等の20歳未満の児童を監護している場合、その父又は母に対し支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする公的年金を受給している場合は支給されません。また、所得が一定額を超える場合（次表参照）は支給されません。

（手当）令和6年4月～

月額	1級	障がい児1人につき 55,350 円
	2級	障がい児1人につき 36,860 円

（所得制限）

扶養親族等の数	前年分所得	
	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
備考	以下、1人増すごとに 本人の場合 380,000 円 配偶者等の場合 213,000 円を加算	

9 年金・手当等

(該当する障がい程度) 概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

手当	障がい	手帳					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
一級	視覚						
	聴覚						
	上肢						
	下肢						
	体幹						
	内部						
	知的障がい	高度の遅滞があるもの (療育手帳A1又はA2程度)					

手当	障がい	手帳					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
二級	視覚						
	聴覚						
	平衡機能						
	そしゃく						
	言語・音声						
	上肢						
	下肢						
	体幹						
	内部						
	知的障がい	精神能力の全般的発達に 遅滞があるもの					

(注)脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

窓 口 市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障害福祉担当課

■11 心身障害者扶養共済制度(しょうがい共済)



内 容 障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡し、又は重度障がいになったとき、その方が扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給するものです。1人の障がい者につき2口まで加入できます。

加 入 資 格 将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者(1級～3級)、その他精神又は身体に永続的な障がいのある方を扶養している方で、次のすべての要件を満たしている方

- 1 住所が県内(政令指定都市を除く)にあること。
- 2 65歳未満であること。(年齢は毎年4月1日における年齢)
- 3 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

掛 金 加入時の年齢により段階があります。(1口月額9,300円～23,300円)

年金等の給付 加入者が死亡し、又は重度障がいになった時は、加入者の扶養していた障がい者に1口加入の場合は毎月2万円、2口加入の場合は毎月4万円の年金を支給します。

加入者の生存中に障がい者が死亡した時は、加入者に対して加入期間に応じ1口当たり5～25万円の弔慰金を支給します。

加入者が脱退の申し出をした時、又は掛金の口数の減少の申し出をした時は、加入期間に応じて1口当たり7万5千～25万円の脱退一時金を支給します。

以上の給付について、一定の事由に該当する場合に、年金等が支給されない場合があります。

窓 口 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 85ページ参照

■12 ニュー福祉定期貯金制度

内 容 ゆうちょ銀行・郵便局では、障害基礎年金などを受け取っておられる方々を対象としたニュー福祉定期貯金の取扱いを行っています。

対象預金	預入期間が1年の定期貯金
貯金の利率	預入期間1年の定期貯金の約定利率＋ゆうちょ銀行所定の利率 ※最新の適用金利については、店頭もしくは「ゆうちょ銀行 Web サイトでご確認ください」
預入限度額	お一人さま 300 万円

利 用 で き る 方 障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されている方（詳しくは、窓口にお問い合わせください）

窓 口 最寄りのゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口

手 続 通常貯金の通帳、印章、年金証書等をお持ちになって、窓口にお申し出ください。（詳しくは、窓口にお問い合わせください。）

■13 生活福祉資金



内 容 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、各手帳の交付を受けている方と同程度と認められる方（身体障害者手帳除く））が属する世帯で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付を行っています。

窓 口 対象となる経費、貸付の条件や世帯収入の基準などについては、お住まいの市区町村社会福祉協議会（95 ページ参照）にお問い合わせください。

■14 視覚障害者技能習得援助資金の貸付



内 容 中途失明等により、離職を余儀なくされた視覚障がい者（障がいの程度が6級以上）が、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の技能を習得し、転職するため盲学校等に入校した場合に貸付を受けることができます。

貸付金額：月額 46,000 円
貸付利子：無利子
貸付期間：在学期間（ただし 36 か月を限度）

窓 口 □（公財）神奈川県労働福祉協会

TEL (045)633-5410

FAX (045)633-5412

10 税金

■1 国税:控除・非課税

障害者控除



内 容 納税者又は納税者の控除対象配偶者若しくは扶養親族が障がい者である場合には、所得金額の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

区分	障がい						知的障がい		精神障がい			障害者 控除額
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	その他	1級	2級	3級	
納税義務者												40万円
												27万円
納税義務者の 控除対象配偶者又は 扶養親族												40万円
												27万円
同居の控除対象配 偶者又は扶養親族												75万円

窓 ☐ 税務署 93 ページ参照（給与所得者の場合は勤務先の給与担当）

医療費控除



内 容 納税者が、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合、その年中に実際に支払った医療費の金額（保険金などで補填される金額を除く。）の合計額から 10 万円（その年の所得金額の合計額が 200 万円未満の人はその 5 % の金額）を差し引いた額（当該金額が 200 万円を超える場合には、200 万円が限度）が所得金額から控除されます。

例えば、人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有しているため、医師が治療上ストマケアが必要であると認め、証明書を発行する場合のストマ用装具代などが医療費控除の対象となります。

また、平成 29 年 1 月以降に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行い、特定一般用医薬品等購入費を支払った際には、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を上記医療費控除に代えて適用できる場合があります。詳細については、国税庁ホームページをご覧ください（<https://www.nta.go.jp>）

窓 ☐ 税務署 93 ページ参照

少額預金等・少額公債の利子非課税(障害者等マル優・特別マル優)制度



内 容 身体障害者手帳の交付を受けている者等が一定の手続により預け入れた少額預金等（預貯金・合同運用信託・特定の有価証券・特定公募公債等運用投資信託）の非課税制度（マル優）及び一定の手続により購入した少額公債（国債及び地方債）の非課税制度（特別マル優）については、それぞれの制度につき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります。

利用できる方（主な例）

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等
- 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を給付事由とする年金を受けている方

○ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

窓 ☐ 金融機関・証券会社等
 確認書類 手帳・証書、個人番号カード等

※ 手帳・証書等に住所・氏名・生年月日の記載がない場合には、住民票の写などが必要となります。

相続税に関する障害者控除(税額控除)



内 容 相続又は遺贈により財産を取得した相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人をいいます。）が障害者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

区分	身体障害がい						知的障害がい		精神障害がい			障害者控除額※1
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	その他	1級	2級	3級	
相続人												20万円※2 × (85歳に達するまでの年数)
												10万円※3 × (85歳に達するまでの年数)

※1 障害者控除額が、その障害者の相続税額を超える場合は、その超える部分の金額を、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます

※2 平成26年12月31日以前に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については12万円

※3 平成26年12月31日以前に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については6万円

窓 ☐ 税務署 93 ページ参照

贈与税の非課税



内 容 特定障害がい者（特別障害がい者及び一定の障害がい者）が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社及び信託業務を営む金融機関の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち6,000万円（特定障害がい者のうち特別障害がい者以外の者は3,000万円）までの部分の金額については、贈与税が課税されません。

区分	障害がい	身体障害がい						知的障害がい		精神障害がい			非課税 限度額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	その他	1級	2級	3級	
特定 障害 がい 者	特別障害がい者												6,000万円
	特定障害がい者のうち特別障害がい者以外の者												3,000万円

窓 ☐ 税務署 93 ページ参照

10 税金

■2 地方税:県税・市町村税に関する控除・非課税等

住民税(県民税・市町村民税)における障害者控除

身	知	精
身	知	

内 容 県民税及び市町村民税の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

障がい 区分	身体障がい						知的障がい		精神障がい			控除額
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	重度	その他	1級	2級	3級	
納税義務者、納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族												26万円
同居の控除対象者												30万円
												53万円

窓 ☐ 市町村税務担当課（給与所得者の場合は勤務先の給与担当）

個人事業税の非課税

身		

内 容 両眼の視力を喪失した方又は両眼の視力(屈折異常のある方については矯正視力)が0.06以下である方が、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、個人事業税が非課税になります。

窓 ☐ 県税事務所 94 ページ参照

個人事業税の減免

身		

内 容 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けた方が事業を行う場合、個人事業税が減免されます。

減 免 額 5,000 円

窓 ☐ 県税事務所 94 ページ参照

自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割の減免



主な減免制度は、次のとおりです。(軽自動車税種別割の減免については、市町村の税務担当課におたずねください。)

1 障がい者の方が使用する自動車の減免

一定の級別(程度)の身体障害者手帳等をお持ちの方のために使用する自動車についての減免です。

減 免 の 対 象 と な る 自 動 車		自動車税（軽自動車税） 環境性能割	自動車税種別割	備 考
障がい者の方が取得（所有）する自動車	障がい者の方が専ら運転する自動車	課税標準額（自動車の取得価額）で300万円（税率が3％の場合税額で9万円）を限度として減免します。（※）	年税額で45,400円を限度として減免します。（※）	減免が適用される自動車は、障がい者1人につき、1台に限りです。
	障がい者の方と生計を一にする方が、障がい者の方のために専ら運転する自動車			
	障がい者のみで構成される世帯の障がい者の方を常時介護する方が、障がい者の方のために専ら運転する自動車			
障がい者の方と生計を一にする方が取得（所有）する自動車	障がい者の方が専ら運転する自動車			
	障がい者の方と生計を一にする方が、障がい者の方のために専ら運転する自動車			
減免申請に必要な書類等				
①減免申請書 ②減免申請内容確認書 ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ④運転免許証 ⑤自動車検査証 ⑥障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど）				
障がい者本人が取得（所有）し運転する場合又は所有者の方が障がい者の方と同居している場合は、⑥の書類は必要ありません。また、所有者の方が障がい者の方の住所地からおおむね半径2キロメートル以内の場所に居住している親族の場合は、親族であることが確認できる書面（戸籍謄本など）をもって⑥の書類に代えることができます。 なお、上記の書類の他に別途書類の提出をお願いすることがあります。				

※ 8ナンバーの「車いす移動車」等は、減免限度額にかかわらず全額免除となります。

2 施設入所者の方の一時帰宅用自動車の減免

障がい福祉施設に入所している障がい者の方の一時帰宅の際に使用する自動車についての減免です。

減免の対象となる自動車	自動車税種別割	備 考
障がい者の方を養護する方が所有する自動車	年税額の2分の1に相当する額を減免します。	○ 減免が適用される自動車は、障がい者1人につき、1台に限りです。 ○ 個別支援計画に基づく年間24日以上、の帰宅に限りです。 ○ 一時帰宅を含めて、継続的に週1日以上、障がい者の方の帰宅や通院などのために使用する自動車は、「障がい者の方が使用する自動車の減免」に該当します。
養護する方と生計を一にする方が所有する自動車	ただし、年税額で22,700円を限度とします。	
減免申請に必要な書類等		
①減免申請書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ③自動車検査証 ④一時帰宅日数等を証する書類 ⑤身体障害者手帳等で養護者であることが確認できない場合は、養護者であることが確認できる書類(入所決定通知書等) ⑥養護者と生計を一にする方が申請する場合は、養護者と生計を一にすることが確認できる書類 (「障がい者の方が使用する自動車の減免」に同じ)		

【1及び2の減免となる障がいの級別・程度】

	障がい	等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
身体障害者手帳	下肢							
	体幹							
	脳病変による運動機能	上肢						
	移動							
	上肢							
	視覚							
	聴覚							
	音声・言語							
	平衡							
	心臓							
	じん臓							
	呼吸器							
	膀胱又は直腸							
	小腸							
	免疫							
	肝臓							

	障がい	等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
戦傷病者手帳	視覚	特別項症から第4項症まで					
	聴覚						
	上肢	特別項症から第3項症まで					
	下肢						
	体幹	特別項症から第6項症まで、第1款症(旧7項症)から第3款症(旧2款症)まで					
	その他						
療育手帳	知的障がい	療育手帳の交付を受けている方で、療育手帳に記載されている障がいの程度がA1、A2である方					
保健福祉手帳	精神障がい						

3 福祉的構造を有する自動車の減免

障がい者の方の利用に供するものと認められる福祉的構造を有する自動車についての減免です。

減免の対象となる自動車		自動車税（軽自動車税） 環境性能割	自動車税種別割
構造が身体障がい者等の利用に供するものと認められる自動車	自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」又は「入浴車」と表示されている自動車（8ナンバーのもの）	全額免除	全額免除
	自動車検査証の車体の形状欄に「患者輸送車」と表示されている自動車（8ナンバーのもの）で、障がい者の方の利用（輸送）にもつぱら使用するもの		
	上記以外の自動車	一部減免 課税された自動車税（軽自動車税）環境性能割のうち「構造変更」に要した金額×自動車税（軽自動車税）環境性能割の税率の額が減免されます。	
専ら身体障がい者が運転するために構造変更が行われた営業用自動車			
減免申請に必要な書類等			
①減免申請書 ②自動車検査証 ③自動車の取得価額を証する書類(売買契約書等) ④自動車の写真（自動車登録番号が確認できるもの）、構造変更を証する書類等 患者輸送車の場合は次の書類も必要です ⑤運行実績報告書（運行実績がない場合は運行計画書） ⑥身体障がい者等の利用に供する旨の事実を証する書面など			

4 窓口

自動車税管理事務所又は県税事務所（91 ページ参照）

5 申請期限

新たに取得する自動車について減免を受けられる方は、自動車税（軽自動車税）環境性能割及び自動車税種別割の申告から1か月以内に申請してください。

すでに所有している自動車について自動車税種別割の減免を受けられる方は、自動車税種別割の納期限（通常は5月31日）までに申請してください。

なお、上記の申請期限後に申請のあった場合、1及び2の減免については、申請の日の翌月分以降の自動車税種別割が月割で減免されます。また、3の減免については翌年度分から減免されます。

11 公共料金の割引

11 公共料金の割引

■1 NHK 放送受信料の免除



内 容 次に該当する場合、受信料が全額または半額免除になります。

	対象	免除要件
全額免除	身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者である場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

※NHK が免除申請書を受理した月から、免除の事由が消滅した月まで免除となります。

U R L https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html

お問い合わせ窓口 NHK ふれあいセンター

電話：0570-077-077

受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝も受付）

※IP 電話等のお客様で上記の電話番号がご利用になれない場合
050-3786-5003

手 続 お住まいの市町村の障害福祉担当課の案内にしてください。

※住所や契約者氏名の変更が生じた際は、NHK までご連絡ください。

■2 水道料金



水道料金の減免

内 容 県営水道を利用している次の世帯は、「口径 25 ミリメートル以下の基本料金と 1 か月あたりの使用水量 8 立方メートルまでの従量料金との合計に消費税等相当額」を加えた額を減額します。

※お住まいの地域によって水道事業者は異なります。県営水道の給水区域については下記 URL 又は右の二次元コードをご参照ください。県営水道の給水区域外の方はお住まいの水道事業者へお問合せください。

（水道営業所一覧）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyokai/eigyousyo.html>



減免対象世帯	手続きに必要な書類
--------	-----------

① 児童扶養手当を受給している方がいる世帯 ※ 児童手当とは異なりますので、ご注意ください。	お客様番号がわかるもの (上下水道使用量のお知らせ等) 手当証書
② 特別児童扶養手当を受給している方がいる世帯 ※ 児童手当とは異なりますので、ご注意ください。	お客様番号がわかるもの (上下水道使用量のお知らせ等) 特別児童扶養手当受給証明書
③ 重度の知的障がい(療育手帳のA 1又はA 2程度)と判定されている方がいる世帯	お客様番号がわかるもの (上下水道使用量のお知らせ等) 療育手帳
④ 身体障害者手帳をお持ちで障害等級が1級又は2級の方がいる世帯	お客様番号がわかるもの (上下水道使用量のお知らせ等) 身体障害者手帳
⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が1級の方がいる世帯	お客様番号がわかるもの (上下水道使用量のお知らせ等) 精神障害者保健福祉手帳
⑥ 次の2つ以上に該当する方がいる世帯 ※ 同一の方が2つ以上の障害を有する場合のみ ○ 身体障害者手帳の等級が3級の方 ○ 中程度の知的障がい(療育手帳のB 1又はB 2程度)と判定された方 ○ 精神障害者保健福祉手帳の等級が2級の方	お客様番号がわかるもの (上下水道使用量のお知らせ等) 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

※減免対象の方、または減免対象の方と同居している世帯が対象となります。

窓 口 県水道営業所(申請は窓口のほか、電子や郵送でも可能です)

手 続 詳しくは、下記 URL 又は右の二次元コードから、減免制度に関する県営水道のホームページをご覧ください。県水道営業所へお問合せください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/ryoukingaido/genmen.html>



点字版での「上下水道使用量のお知らせ」

内 容 県営水道では、視覚障がいのある方でご希望の方に点字版の「上下水道使用量のお知らせ」をお届けしています。

※お住いの地域によって水道事業者は異なります。県営水道の給水区域については下記 URL 又は右下の二次元コードをご参照ください。県営水道の給水区域外の方はお住いの水道事業者へお問合せください。

(水道営業所一覧)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyoukai/eigyousyo.html>



窓 口 県水道営業所

手 続 点字版によるお知らせを希望される方は、所管の水道営業所までお申し込みください。

11 公共料金の割引

■3 ふれあい案内

内 容

目・耳・言葉・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します（ご利用には事前に登録が必要です）。

〔対象者〕

①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方

- ・視覚障がい 1～6級
- ・肢体不自由 体幹・上肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 1、2級
- ・聴覚障がい 2～6級（1級、5級はなし）
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい 3、4級（1級、2級はなし）

②戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

- ・視力の障がい 特別項症～第6項症
- ・上肢の障がい 特別項症～第2項症
- ・聴覚障がい 第2項症、第4項症
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい 第1項症、第2項症、第4項症

③療育手帳をお持ちの方（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）

④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〔ご利用方法〕

104番をご利用される際は、最初に「ふれあい案内」とお申し出いただき、お届けいただいている登録電話番号と暗証番号をオペレーターに告げてください。オペレーターはお申し出内容を確認のうえ、無料でご案内します。公衆電話からも同様です。

※ふれあい案内のご登録方法などは、以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

お申し込み・お問合せ先

NTT 東日本ふれあい案内事務局

電話によるお問い合わせ フリーダイヤル 0120-104174

FAX によるお問い合わせ フリーダイヤル 0120-104134

■4 福祉電話

内 容 対象の方は次のとおり福祉用料金で利用できます。

福祉用電話機器の名称		機能の概要	料金(月額)		福祉用料金 対象者
			福祉用	一般用	
シルバーホン(あんしんSVI)		緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器です。	180円 (税抜)	480円 (税抜)	1 65歳以上の老人で次に該当する方 (1)ひとり暮らしの方 (2)心身障害者、寝たきりの配偶者または未成年者のみと生計を共にする方
付加装置	リモートスイッチ無線方式によるもの	あんしんSから離れたところにおいても、無線式のペンダントのボタンを押すだけで緊急通報できます。	200円 (税抜)	400円 (税抜)	
	リモートスイッチ有線方式によるもの	あんしんSから離れたところにおいても、有線式のスイッチのボタンを押すだけで緊急通報できます。	50円 (税抜)	100円 (税抜)	
シルバーホン(ふれあいSⅡ)		重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機です。	550円 (非課税)	1100円 (非課税)	2 身体障害者手帳の交付を受けている方
付加装置	リモートスイッチ	手を使わなくても、足等でペダルを操作するだけで、ダイヤルすることができます。	100円 (非課税)	250円 (非課税)	
	呼気スイッチ	手を使わなくても、息を吹きかけるだけでダイヤルすることができます。	200円 (非課税)	400円 (非課税)	
シルバーホン(ひびきSⅢ)		骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機です。	680円 (非課税)	—	
送受話器(めいりょう)		通常の電話機の送受話器の受話音量を約18倍の受話音量まで調節ができる機能を有する機器です。	100円 (税抜)	170円 (税抜)	

※ふれあい、ひびきは非課税対象機器

窓 □ 問い合わせは局番なしの 116 へご連絡ください。

■5 点字郵便物(第四種郵便物)

内 容 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。ただし、速達や書留等の特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみ有料となります。

大きさ：最大長さ 60cm、かつ、長さ、幅及び厚さの合計が 90cm 最小長さ 14cm、幅 9 cm、ただし円筒形の場合は長さ 14 cm、直径又は筒径 3 cm

重さ：3 kg 以下

表示：表面左上部（横に長い場合は右上部）に「点字用郵便」の文字

料金：無料、ただし、特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみを収納

注意事項又は条件：点字郵便物は、開封して差し出す必要があります。

窓 □ 各郵便局

12 交通

■1 交通料金の割引

JR鉄道運賃の割引



内 容 次のとおり割引されます。

	乗車形態	本人の年齢	割引対象	割引率
第1種障がい者	本人が、単独で片道営業キロ100 kmを超える区間を乗車する場合	制限なし※	普通乗車券	5 割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12 歳未満	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券（特別急行券を除く）	本人、介護者とも 5 割引
			定期乗車券※ ¹	介護者のみ 5 割引※ ²
		12 歳以上	普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券※ ¹	本人、介護者とも 5 割引※ ²
第2種障がい者	本人が、単独で片道営業キロ100 kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5 割引※ ²
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12 歳未満	定期乗車券※ ¹	介護者のみ 5 割引※ ²

※1 介護者に対しては通勤定期乗車券を発売

※2 小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。

※3 令和7年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となる場合があります。詳細は、JR のホームページ等をご確認ください。

利用できる方 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載がある身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

窓 口 詳しくは、JR の駅窓口へお問い合わせください

利用方法 (切符の場合)

発売窓口到手帳を提示して切符を購入してください。なお、12 歳以上の第1種手帳所持者が大人の介護者とともに片道の営業キロ100km までの区間に乗車する場合には、自動券売機で小児乗車券を購入し、改札係員に手帳と併せて提示してご利用することも可能です。

※本人と介護者が利用する場合には、同一区間の切符を購入してください。
(Suica などの IC カードの場合)

障がい者割引の適用条件を満たして IC カードで乗車される場合、1 円単位の IC 運賃が適用されます。IC カードで入場し、出場駅の改札窓口にて手帳を提示してください。

※出場駅で自動改札機を利用すると無割引の運賃となりますのでご注意ください。

※本人と介護者両者が各々の IC カードをご利用してください。

※JR 東日本管轄区間内のみでの取扱となります。

※列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。

(障がい者用 Suica について)

Suica エリア内の JR 東日本のみどりの窓口および話せる指定席券売機で障がい

者用 Suica を発売しています。詳しくは同社のホームページまたは駅窓口へお問合せください。

その他鉄道運賃の割引

身	知	精
身	知	※

内 容 J R 運賃にはほぼ準じた取扱いがなされています。

利用できる方 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
※令和 7 年 4 月 1 日から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となる場合があります。詳細は、各鉄道会社のホームページ等をご確認ください。

窓 口 各駅の乗車券販売窓口

手 続 き 等 会社により内容や取扱いが若干異なりますので、詳しくは各窓口でお問い合わせください。

航空運賃の割引

身	知	精
身	知	

内 容 運賃が割引になります。割引運賃額は事業者又は路線等によって異なりますので、各航空会社の営業所及び代理店等にお問い合わせください。

利用できる方

- 満 12 歳以上の第 1 種身体障がい者、知的障がい者及び介護者（1 名）
- 満 12 歳以上の第 2 種身体障がい者、知的障がい者
- 満 12 歳以上の精神障がい者及び介護者（1 名）

手 続 き 等 航空券販売窓口にて、身体障がい児者であれば「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第 1 種もしくは第 2 種と記入されている手帳を、精神障がい児者であれば精神保健福祉手帳を提示してください。（知的障がい児者については、事前に各福祉事務所、各町村障害福祉担当課及び各保健福祉事務所で証明を受ける必要があります）

バス運賃の割引

身	知	精
身	知	※

内 容 次のとおり割引されます。

割引乗車券種類		割引率	
		本人	介護者
普通乗車券	単独用	5 割	
	介護付用	5 割	5 割
定期乗車券	単独用	3 割	
	介護付用	3 割	3 割

利用できる方 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

窓 口 定期については各交通機関窓口

手 続 き 等

- 運賃割引証の提示（運賃割引証は、市福祉事務所、町村障害福祉担当課で交付します。）
- 手帳の提示

※一部のバス会社では、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も割引の対象としています。詳細は、各バス会社のホームページ等をご確認ください。

12 交通

タクシー運賃の割引



- 内 容** 障がい者が乗車した区間について、タクシー運賃が1割引になります。ただし、割引を重複して適用する場合については、事業者により内容や取扱いが異なりますので、詳しくは各事業者にお問い合わせください。
- 利用できる方** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ほか
- 手 続** 手帳の提示（上記手帳に貼付されている写真により本人確認を実施します）



フェリー等運賃の割引

- 内 容** 障がい者及び介護者の運賃が概ね5割引になります。ただし、フェリー会社により割引範囲等が異なりますので、詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

■2 有料道路通行料金の割引



- 内 容** 有料道路の通常料金が約5割引になります。
- 対 象 となる 方** ① 障がい者ご本人が運転される場合：身体障害者手帳の交付を受けている全ての方
② 障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗される場合：第1種の身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
- 対象となる自動車** 障がい者1人につき1台、自家用車で個人名義のもの。自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむをえず使用できない場合を考慮し、これまで障がい者割引の事前の手続きをされていない場合は新たに手続きをした上で、要件を満たす自動車であれば本割引の対象になります。要件の詳細については市福祉事務所又は町村障害福祉担当課にお問い合わせください。
- 手 続** ○ 市福祉事務所又は町村障害福祉担当課で事前の手続きが必要です。
○ ETCを利用する場合にはETCカードとETC車載器の登録が必要です。
○ ETC無線通行以外でご利用の場合は、必ず料金所係員に手帳を呈示して下さい。
○ 割引有効期間は最長2年間です。（更新可）

■3 自動車運転免許取得のための安全運転相談



- 内 容** 身体障がい者の方が自動車運転免許を取得するにあたり、様々な相談に応じています。自動車教習所で運転訓練を受ける場合、事前に運転免許センターでの安全運転相談が必要な場合があります。（費用は無料、身体障害者手帳をお持ちください。）
- 日 時** ○ 月～金（祝日除く） 9:30～11:00、14:00～16:00
○ 毎月第3日曜日 8:30～11:30、13:00～16:00
- 窓 口** 神奈川県警察運転免許センター安全運転相談相談室
- 所 在 地** 〒241-0815
横浜市旭区中尾1-1-1

電話 #8080（シャープハレバレ）月～金（祝日を除く）8:30～17:00

（参考）身体障がい者の方に自動車教習に配慮のある教習所（指定自動車教習所）

※ ¹ 肢体不自由	旋 回	旋回装置付きの教習車
	左 A	アクセルペダルが左足で操作できる教習車
	手 動	アクセル、ブレーキが手動式の教習車
	持 込 み	改造車の持込み教習可
	持込み相談	改造車の持込み教習の相談に応じられる
※ ² 聴覚障がい	手 話 教 習	手話による教習可
	教 習 可 能	筆談、身振りなどによる教習可

12 交通

番号	教習所の名称	電話番号	所在地	肢体不自由 ※1					聴覚障害 ※2		備考		
				旋回	左 アクセル	手動	持ち込み	持ち込み相談	手話教習	教習可能	トイレ	スロープ	エレベーター
1	新鶴見ドライビングスクール	045-576-1455	横浜市鶴見区上末吉 2-7-1	○						○			
2	神奈川ドライビングスクール	045-261-1141	横浜市南区中村町 5-312	○						○			
3	久里浜中央自動車学校	046-835-3111	横須賀市久里浜5-13-1	○	○		○	○		○	○		○
4	都南自動車教習所	046-253-5151	座間市緑ヶ丘 4-20-1	○							○	○	
5	京急茅ヶ崎自動車学校	0467-52-7106	茅ヶ崎市本村 3-8-54					○		○	○		
6	菊名ドライビングスクール	045-402-1111	横浜市港北区菊名 7-6-27	○				○		○			○
7	小田原ドライビングスクール	0465-36-1215	小田原市蓮正寺 540-2	○						○	○	○	
8	南横浜自動車学校	045-785-0001	横浜市金沢区福浦 3-11-1	○						○			
9	湘南鴨宮自動車学校	0465-47-2147	小田原市南鴨宮 2-32-4	○	○	○				○	○	○	
10	海老名ドライバースクール	046-231-1627	海老名市大谷南 1-9-1	○				○		○	○	○	○
11	KANTOモータースクール溝ノ口校	044-866-1909	川崎市高津区末長 1,271-1							○	○		
12	飛鳥ドライビングカレッジ川崎	044-244-5266	川崎市川崎区下並木 97							○	○		
13	松田自動車学校	0465-83-5511	足柄上郡開成町吉田島 4,295	○						○			
14	鎌倉自動車学校	045-851-5177	横浜市栄区笠間 1-11-20					○		○			
15	相模中央自動車学校	042-752-3441	相模原市中央区東瀬野辺 1-7-1							○	○	○	○
16	橋本自動車学校	042-772-4295	相模原市緑区橋本台 1-14-25	○						○			
17	横須賀ドライビングスクール	046-836-8000	横須賀市舟倉 1-16-1	○			○			○	○	○	
18	日吉自動車学校	045-563-3331	横浜市港北区日吉 6-13-3	○						○	○	○	○
19	横浜自動車学校	045-881-8021	横浜市戸塚区上倉田町 230	○				○		○			
20	伊勢原自動車学校	0463-95-2130	伊勢原市西富岡 540	○	○	○	○	○		○	○	○	○
21	京急上大岡自動車学校	045-842-8241	横浜市港南区港南 2-12-1	○	○	○				○	○		
22	青葉自動車学校	045-973-3114	横浜市青葉区藤が丘 1-23-14	○						○			○
23	荒井自動車学校花水校	0463-31-1461	平塚市長持 310	○						○	○	○	
24	湘南平塚モータースクール	0463-21-0852	平塚市代官町 36-40	○	○					○	○		
25	鴨居自動車学校	045-931-5388	横浜市緑区鴨居 1-5-1	○				○		○	○	○	
26	コヤマドライビングスクール横浜	045-531-6461	横浜市港北区大曽根 2-48-13	○	○	○			○	○	○	○	○
27	湘南センチュリーモータースクール	0466-29-2030	藤沢市小塚16-1							○			
28	相模湖自動車教習所	0426-87-2321	相模原市緑区日連 1,608							○			
29	KANTOモータースクール横浜西口校	045-311-3041	横浜市西区南軽井沢 62-1							○	○		
30	KANTOモータースクール川崎校	044-222-2611	川崎市川崎区駅前本町 25-4							○	○	○	
31	鶴ヶ峰自動車学校	045-953-2003	横浜市旭区上白根 1-6-1	○	○					○			
32	藤沢高等自動車学校	0466-45-7171	藤沢市土棚 800	○	○								
33	向ヶ丘自動車学校	044-977-6591	川崎市宮前区菅生 4-6-1	○						○			
34	大和自動車学校	046-262-1212	大和市深見西 4-3-29	○						○			
35	湘南台自動車学校	0466-87-5011	藤沢市石川 6-18-1							○			
36	三共自動車学校	0466-81-3710	藤沢市本藤沢 1-11-23	○						○	○	○	
37	厚木中央自動車学校	046-241-8310	厚木市及川 1,280	○						○	○	○	○
38	セバルライディングスクール橋本	042-771-8560	相模原市緑区西橋本3-11-24							○			
39	秦野自動車教習所	0463-85-3090	秦野市曽屋 1021-2	○						○	○		
	39校			28	8	4	3	8	1	37	22	14	9

■4 駐車禁止の規制対象からの除外



内 容 駐車禁止除外指定車標章は、交付を受けた障害のある方が現に乗車している車両に標章を掲示した場合に、駐車禁止の規制対象から除外されます。

交付を受けられる方 ○ 身体障害者手帳の交付を受けており、次表に該当する障がいを持つ方。

区分		該当する障がい程度					
障がい		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい							(4級の1まで)
聴覚障がい							
平衡機能障がい							
上肢不自由							(2級の2まで)
下肢不自由							
体幹不自由							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸の機能障がい 小腸機能障がい							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい							
肝臓機能障がい							

- 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、重度障害の程度に該当する障害を有する方。
- 療育手帳の交付を受けている方で、重度の障がい（A1、A2）を有する方。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級の障がいを持つ、精神通院医療に係る自立支援医療の給付を受けている方。
- 小児慢性特定疾病児童手帳等、色素性乾皮症の認定を受けている方

窓口・手続 駐車禁止除外指定車標章の申請は、交付を受ける方の住所地を管轄する警察署で手続を行います。手続方法などについては、事前にお問い合わせください。

その他 詳細については、神奈川県警察ホームページ「駐車禁止除外・駐車許可申請手続きについて」を参照下さい。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki.kotsukannkei/mesf4051.html>

■5 障害者等用駐車区画利用証の交付（パーキング・パーミット制度）



内 容 歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のために設けられた障害者等用駐車区画の利用証を交付します。

交付を受けられる方 ○ 身体障害者手帳の交付を受けており、次表に該当する障がいを持つ方。

区分		該当する障がい程度					
障がい		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい							
聴覚障がい							
平衡機能障がい							
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							

12 交通

障がい		該当する障がい程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障がい	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸の機能障がい 小腸機能障がい							
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい							
肝臓機能障がい							

- 療育手帳の交付を受けている方で、重度の障がい（A1、A2）を有する方。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級の障がいを有する方。
- 特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方。
- ※ 上記の要件に該当しない場合であっても、医師の診断書等により移動に配慮が必要と認められる場合には利用証の交付を受けることができます。

申請方法等

障害者等用駐車区画利用証の申請方法等は、次のとおりです。

(1) 県に申請する場合

電子申請（e-kanagawa）又は郵送により受け付けます。

・電子申請

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempString=parkingpermit

・郵送

郵便番号 231-8588（住所記載不要）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課調整グループ

(2) 制度実施市町村に申請する場合

次の制度実施市町村にお住まいの方は、各市町村の定める方法により申請を受け付けます。

【制度実施市町村】（令和7年2月時点）

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、大井町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課調整グループ

TEL (045) 210-4748

FAX (045) 210-8874

その他

詳細については、神奈川県ホームページ「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）」を参照下さい。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

■6 自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料支給

内容

介護料は、自動車事故を原因として、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方に支給されています。

申請できる方

支給対象となる方が次に該当する場合に申請できます。なお、「常時または随時の介護が必要な状態」は、自賠責保険等による「後遺障害等級認定通知書」または所定の書式による診断書にて審査されます。

（対象となる後遺障がい等級）

種 別	平成 14 年 4 月 1 日以降の事故	平成 14 年 3 月 31 日以前の事故
常時介護	自賠法施行令別表第 1 の等級が「第 1 級 1 号」または「第 1 級 2 号」	旧自賠法施行令別表の等級が「第 1 級 3 号」または「第 1 級 4 号」
随時介護	自賠法施行令別表第 1 の等級が「第 2 級 1 号」または「第 2 級 2 号」	旧自賠法施行令別表の等級が「第 2 級 3 号」または「第 2 級 4 号」

※ 「自賠法」とは「自動車損害賠償保障法」のこと。

【支給の制限】

1. 施設

次の施設に入所している場合、介護料は支給できません。

- ① 自動車事故対策機構が設置し、運営する療護施設
- ② 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所している障害者支援施設
- ③ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
- ④ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく特別養護老人ホーム
- ⑤ 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設
- ⑥ 後遺障がいがあるため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、家族等による介護を要しない施設
- ⑦ 病院又は診療所（家族介護の事実があった場合を除く）

2. 介護料に相当する給付

次の介護料に相当する給付を受けている場合、介護料は支給できません。

- ① 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による介護補償給付又は介護給付
- ② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護給付又は予防給付
- ③ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）の規定による介護補償
- ④ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定による介護補償
- ⑤ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号）附則第 8 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 7 条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）第 8 条の規定による介護料
- ⑥ 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
- ⑦ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
- ⑧ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
- ⑨ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る）
- ⑩ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）の規定による介護補償
- ⑪ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）の規定による介護給付
- ⑫ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和 28 年法律第 33 号）の規定による介護給付

12 交通

- ⑬ 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和 33 年法律第 109 号）の規定による介護給付

支給金額 ○ 介護料：月額（その月の介護に要した費用の負担額が、上限額の範囲内で支給額となります。当該額が下限額に満たない場合は、一律定額として下限額が支給されます。

支給対象	支給額
①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が、「最重度」であると認められた方	85,310 円～211,530 円
②①以外で常時の介護が必要な方	72,990 円～166,950 円
③随時の介護が必要な方	36,500 円～ 83,480 円

- 短期入院（入所）費用の助成
1 回あたりの入院（入所）の期間が 2 日以上 14 日以内（リハビリ目的の場合、2 日以上、30 日以内）の場合に限り、下記の①②費用について、年間 45 日かつ 45 万円以内の範囲内で介護料とは別に助成します。
① 入退院（所）時における患者移送費、ヘルパー等費用として全額自己負担した額
② 室料差額及び食事負担金として全額自己負担した額
（1 日あたりに換算して 1 万円が上限）

支給期間 申請受付のあった日の属する月から、支給すべき事由がなくなった日の属する月まで

支払期月 毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の 4 回（前 3 ヶ月分をまとめて支給）

問合先及び申請先 独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館 3 階
TEL (045) 471-7401
FAX (045) 471-7405

生活資金貸付け

利用できる方 自動車事故が原因で重度の後遺障がいが残った方の義務教育終了前までの子で、本人またはその保護者の生活状況が次のいずれか 1 つにあてはまる方
○ 生活保護を受けている。
○ 生活保護を必要とする状態である。
○ 所得税を納めることを要しない。
○ 市区町村民税を納めることを要しない。
○ 市区町村民税の均等割だけを納めている。
○ 国民年金の保険料を免除されている。
○ 児童扶養手当の支給を受けている。
○ 生活福祉資金の貸付けを受けている。
○ 市区町村教育委員会から就学援助を受けている。
（注）同一家庭の中学校卒業前のお子様は、何人でも利用できます。
自動車事故は、発生の時期や責任の有無に関係ありません。

内容 貸付期間：貸付が決定した月から中学校卒業の月まで
貸付金額：はじめに一時金として 155,000 円、貸付期間中に毎月 20,000 円、希望により小学校及び中学校入学時に入学支度金として 44,000 円
利 子：無利子
返還期間：貸付期間終了後から 6 ヶ月または 1 年の据置期間経過後 20 年以内
返還方法：月賦又は月賦・半年賦併用による均等払い
返還猶予：中学校卒業後に高等学校、大学などに進学されたときは、その卒業までの期間について返還を猶予できます。

問合先及び申請先 独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館
TEL (045) 471-7401 FAX (045) 471-7405

13 選挙

■1 投票

身		

内 容 ① 郵便等による不在者投票

ある一定の障がいのある方は、市区町村選挙管理委員会からあらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることにより、郵便等による不在者投票ができます。

手帳 障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級
両下肢						
体幹						
移動機能						
心臓						
じん臓						
呼吸器						
ぼうこう						
直腸						
小腸						
免疫						
肝臓						

② 代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方は、あらかじめ市区町村選挙管理委員会に届け出た者（代理記載人）に投票に関する記載をしてもらうことができます。

窓 口 市区町村選挙管理委員会

手 続 手続を開始するに当たりましては、必ず市区町村選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

なお、手続の概要は、それぞれ以下のとおりです。

- ① 身体障害者手帳等を添付の上、市区町村選挙管理委員会に交付申請して、郵便等投票証明書の交付を受けてください。
- ② 市区町村選挙管理委員会で郵便等投票証明書に代理記載制度による投票ができる選挙人である旨の記載を受けるとともに、代理記載人となるべき人を1人届け出てください。

14 就労

■1 職業相談(一般就労相談)

公共職業安定所(ハローワーク)

身	知	精

内 容 ハローワークでは、就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員が、お仕事探しの相談から就職後の支援まで、一貫したサービスを行います。

利用できる方 就職を希望する、身体障がい者・知的障がい者・症状が安定し就労が可能な状態にある精神障がい者及び手帳等のない障がい者の方

相談の内容 ○ 職業の紹介、職業相談、職業指導
○ 失業給付や雇用支援制度の取扱い
○ 雇用に関する関係機関との連携・情報提供

窓 口 公共職業安定所 92 ページ参照

身	知	精
身	知	

地域就労援助センター等

内 容 働くことを希望する障がいのある方に対して、就労に関する相談、就労へ向けた指導・訓練等を行っています。
なお、政令市の設置するセンターにおいては、支援内容、利用できる方が異なる場合もあります。

利用できる方 県内に居住する障がい者等

窓 口 下記各センターにご相談下さい。

横浜東部就労支援センター	〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川 2-14-17 加瀬ビル 3 階 TEL(045)450-5181 FAX(045)450-5185
横浜南部就労支援センター	〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町 8-8 ハマシップモール 4 階 TEL(045)775-1566 FAX(045)349-3740
横浜北部就労支援センター	〒226-0019 横浜市緑区中山 1-6-1 ミヨシズ・シードビル 405 TEL(045)937-3384 FAX(045)937-2778
横浜西部就労支援センター	〒241-0835 横浜市旭区柏町 36-15 柏ハーモニビル 202 TEL(045)390-3119 FAX(045)390-3129
横浜戸塚就労支援センター	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 4111 吉原ビル 2 階 TEL(045)869-2323 FAX(045)865-3172
横浜中部就労支援センター	〒220-0023 横浜市西区平沼 1-38-3 横浜エムエスビル 4F TEL(045)350-2044 FAX(045)350-2644
横浜市精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 1 階 TEL(045)475-0142 FAX(045)475-0106
横浜上大岡就労支援センター	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-19-20 ワットビル 104 TEL(045)844-4402 FAX(045)844-4403
横浜日吉就労支援センター	〒223-0051 横浜市港北区箕輪町 2-2-2 ケイケイビル 2F TEL(045)560-1801 FAX(045)-560-1808
川崎南部就労援助センター	〒210-0024 川崎市川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センターふくふく 3 階 TEL(044)201-8663 FAX(044)201-8668

中部就労援助センター	〒211-0063 川崎市中原区小杉町 3-264-3 富士通エオンビル 3 階 TEL(044)739-1294 FAX(044)739-1295
百合丘就労援助センター	〒215-0011 川崎市麻生区百合丘 2-8-2 川崎市北部リハビリテーションセンター 3 階 TEL(044)281-3985 FAX(044)281-3987
相模原就労援助センター	〒252-0223 相模原市中央区松が丘 1-23-1 TEL(042)758-2121 FAX(042)758-7070
障がい者就業・生活支援センターサンシティ	〒254-0041 平塚市浅間町 2-20 TEL(0463)37-1622 FAX(0463)37-1633
湘南地域就労援助センター	〒251-0041 藤沢市辻堂神台 1-3-39 タカギビル 4 階 TEL(0466)30-1077 FAX(0466)34-5411
よこすか就労援助センター	〒238-0041 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 4 階 TEL(046)820-1933 FAX(046)820-1934
県央地域就労援助センター ぼむ	〒243-0401 海老名市東柏ヶ谷 3-5-1 ウェルストーン相模野 103 TEL(046)232-2444 FAX(046)232-2445
障害者支援センター ぽけっと	〒250-0851 小田原市曾比 1786-1 オークプラザ 2 TEL(0465)39-2007 FAX(0465)36-0030

障害者就業・生活支援センター



内 容 企業等での就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

利用できる方 就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方

所 在 地 横浜市障害者就業・生活支援センター スタート
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 4111 吉原ビル 2 階
TEL(045)869-2323 FAX(045)865-3172
川崎障害者就業・生活支援センター
〒211-0063 川崎市中原区小杉町 3-264-3 富士通エオンビル 3 階
TEL(044)739-1294 FAX(044)739-1295
相模原障害者就業・生活支援センター
〒252-0223 相模原市中央区松が丘 1-23-1
TEL(042)758-2121 FAX(042)758-7070
障がい者就業・生活支援センター サンシティ
〒254-0041 平塚市浅間町 2-20
TEL(0463)37-1622 FAX(0463)37-1633
湘南障害者就業・生活支援センター
〒251-0041 藤沢市辻堂神台 1-3-39 タカギビル 4 階
TEL(0466)30-1077 FAX(0466)34-5411
よこすか障害者就業・生活支援センター
〒238-0041 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 4 階
TEL(046)820-1933 FAX(046)820-1934
障害者就業・生活支援センター ぼむ
〒243-0401 海老名市東柏ヶ谷 3-5-1 ウェルストーン相模野 103
TEL(046)232-2444 FAX(046)232-2445
障害者支援センター ぽけっと
〒250-0851 小田原市曾比 1786-1 オークプラザ 2
TEL(0465)39-2007 FAX(0465)36-0030

■2 職業訓練

神奈川障害者職業能力開発校

身	知	精

内 容 身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方が、就職に必要な知識・技術を習得するための職業訓練を行っています。

募 集 の 対 象 【身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方 共通】

- ・ 職業に必要な知識、技術・技能を習得し、職業に就こうという意思のある方
- ・ 集団での訓練に適応できる方
- ・ 症状が安定し、訓練が可能な状態にある方
- 身体障がいのある方
 - ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 知的障がいのある方
 - ・ 療育手帳(公的機関で判定を受けた方も含む)の交付を受けている方
- 精神障がいのある方
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、かつ、心身の状態が安定している方、並びに統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんの診断を受けている方

(注) 上記以外で、発達障がい、膠原病等のいわゆる難病、高次脳機能障がい等の障がい又は重複障がいのある方は当校へご相談ください。

- 訓 練 コー ス**
- 身体障がいのある方 期間：1年間
総合CAD、ITチャレンジ、Web・DTP制作、ビジネスサポート(視覚障がいのある方対象)、ビジネスキャリア
 - 知的障がいのある方 期間：1年間
総合実務、ビジネスキャリア
 - 精神障がいのある方 期間：6か月(*印のコースは1年間)
ビジネス実務、サービス実務、総合CAD*、ITチャレンジ*、Web・DTP制作*

- 相 談 窓 口**
- 神奈川障害者職業能力開発校
〒252-0315 相模原市南区桜台13-1
TEL (042) 744-1243
FAX (042) 740-1497
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/>
 - 公共職業安定所 92 ページ参照

- 入 校 申 し 込 み**
- 入校選考があります。住所地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)を通じて入校の相談・申し込みをしてください。

費 用 入校検定料・入校料・授業料は無料です。ただし、教科書代・昼食代等はご本人の負担となります。

神奈川能力開発センター

	知	

内 容 新しく職業に就こうとする知的障がい者の方に、基礎的な技能を習得してもらうとともに、労働習慣や生活習慣を体得してもらい雇用労働者として就労できるよう訓練します。

応 募 資 格 次のすべての条件を満たす方

- ・ キャンパスより毎週末、帰宅ができる方
- ・ 療育手帳をお持ちの方
- ・ 義務教育修了(修了見込み)以上、25歳未満で、働いたことがない又は働いた経験が少ない方

- ・能力開発訓練を受け、雇用労働者として自立することを強く希望される方
- ・全寮制での集団生活が可能な方
- ・伝染性疾患のない方

訓練の種類 職業能力開発促進法に基づく普通職業訓練の短期課程
 訓練定員：60名（1年次生＝30名、2年次生＝30名）
 訓練期間：2年
 訓練の内容：実務作業系のカリキュラム
 訓練科目：1年次 職業基礎科
 2年次 総合加工技術コース・施設管理技術コース・物流販売技術コース

相談窓口 ○ 神奈川能力開発センター
 〒259-1101 伊勢原市日向 496
 TEL 0463-96-4555
 FAX 0463-96-4593
<http://www.noukai.ac.jp>
 ○ 居住地を管轄する公共職業安定所（92 ページ参照）及び市町村障害福祉担当課（88 ページ参照）

入所申し込み 居住地を管轄する公共職業安定所の専門援助部門へ申し込みをしてください。

訓練費 授業料、訓練用教材は無料です。作業服等費用は自己負担となります。

その他費用 訓練期間中は寮生活となります。寮生活費、交通費等は自己負担となります。

■3 就労移行支援



内容 就労を希望する方で、一般企業等での就労が見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

利用できる方 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

窓口 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所

費用 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

一覧 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

■4 就労継続支援



内容 一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

利用できる方 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

窓口 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所

費用 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

一覧 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

14 就労

■5 就労定着支援

内 容	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
利 用 で き る 方	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
窓 口	市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所
費 用	利用者負担があります。
一 覧	「障害福祉情報サービスかながわ」 https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

15 日中活動

■1 地域活動支援センター

身	知	精

- 内 容** 障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動や、社会との交流の促進を図る活動を行うとともに、日常生活に必要なサービスの提供を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他市町村長が認めた方
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）
- 費 用** 利用者負担の有無や額は、市町村によって異なります。

■2 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

身	知	精	難

- 内 容** 自立した日常生活や社会生活が営めるよう、一定期間身体機能、生活能力の維持・向上のため、必要な訓練やその他必要な支援を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所
- 費 用** 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

■3 生活介護

身	知	精	難

- 内 容** 常に介護を必要とする方に、昼間の日常生活上の支援と、創作的活動や生産的活動の機会の提供等の支援を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所
- 費 用** 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」
<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

■4 療養介護

身	知	精	難

内 容	医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
利 用 で き る 方	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
窓 口	市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所
費 用	利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。
一 覧	「障害福祉情報サービスかながわ」 https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

16 社会参加

■1 神奈川県障害者スポーツ大会



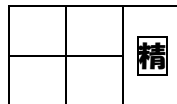
- 内 容** 県内（横浜市、川崎市を除く）にお住まいの方、もしくは施設や学校等に入所・通所・通学している方で、13 歳以上の方を対象としたスポーツ大会です。
- 種 目** ボウリング
アーチェリー
陸上競技
卓球・サウンドテーブルテニス
フライングディスク
水泳
ボッチャ
- 窓 口** 各市町村障害福祉担当課 88 ページ参照
問 い 合 わ せ （公財）神奈川県身体障害者連合会
TEL (045) 311-8736
FAX (045) 316-6860
神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課健康・パラスポーツ推進室
健康・パラスポーツグループ
TEL (045) 285-0796
FAX (045) 662-5557

■2 神奈川県ゆうあいピック大会



- 内 容** 県内にお住まい、お勤め又は通学されている 12 歳以上の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会です。
- 種 目** バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール
- 窓 口** （一社）神奈川県障がい者スポーツ協会
住 所 〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電 話 090-9682-0035
メール jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
U R L <https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/>

■3 神奈川県精神障害者スポーツ大会



- 内 容** 県内にお住まい、お勤め又は通学されている 13 歳以上の精神障がい者の方を対象としたスポーツ大会です。
- 種 目** バレーボール、ボウリング
- 窓 口** （一社）神奈川県障がい者スポーツ協会
住 所 〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電 話 090-9682-0035
メール jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
U R L <https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/>

16 社会参加



■4 パラスポーツ教室

- 内 容** 障害者手帳をお持ちの方又はそれに相当する障がいがある小学生以上の方を対象に、自分の運動機能を活かしてスポーツに親しむ機会として県立スポーツセンターを活用し、定期的を開催するパラスポーツ教室です。
- 種 目** 水泳、卓球、トランポリン、ダンス、ボッチャなど14種目。
詳細は下記窓口までお問い合わせください。
- 窓 口** (一社) 神奈川県障がい者スポーツ協会
住 所 〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電 話 090-9682-0035
メール jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
U R L <https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/>

■5 障害者更生センター

- 内 容** 障がい者やその家族が気軽に宿泊、休養できるよう次の所に宿泊施設があります。

名称	所在地	TEL
なかが和苑	〒324-0618 栃木県那須郡那珂川町小口 1728	(0287)92-5511
横浜あゆみ荘	〒224-0062 神奈川県横浜市都筑区葛が谷 2-3	(045)941-8383
埼玉県伊豆潮風館	〒413-0231 静岡県伊東市富戸 1317-89	(0557)51-1504
浜坂温泉保養荘	〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 775	(0796)82-3645
しあわせの村	〒651-1106 兵庫県神戸市北区しあわせの村 1-1	(078)743-8000
道後友輪荘	〒790-0843 愛媛県松山市道後町 2-12-11	(089)925-2013

※宿泊費用等については各施設にお問い合わせください。



■6 神奈川県福祉バス

- 内 容** 障がい者の方が、文化・レクリエーション等の団体活動に出かける時に利用できる車いす昇降リフト付大型バスを運行します。(1団体あたり各年度2日まで利用できます。)
- 利用できる方** 利用者のうち、障がい児者が3分の1以上で20名～50名までのグループ(政令市を除く)
- 窓 口** 神奈中観光株式会社 福祉バス係
〒194-0004 東京都町田市鶴間 7-6-22
<お申し込み専用>
月～金曜日 10:00～12:00
(申込初日が休日等の場合は直後の平日)
TEL (042) 706-4990
FAX (042) 788-2651

既に利用が確定している方で、コースの変更・中止等緊急の場合は下記にご連絡をお願いします。
緊急連絡先 (24時間対応)
TEL (0463)51-6901 FAX (0463)51-6902
※申込みはお受けできません。

申 込 方 法 利用日の3か月前の同日から受付を開始しますので、電話かファックスにて申込みを行ってください。利用希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。なお、利用希望がなかった場合は、抽選日の翌日から利用希望日の10日前まで、先着順により利用申込を受け付けます。

■7 神奈川県障害者社会参加推進センター



内 容 障がい者の地域における自立生活と社会参加を推進するため、情報提供事業、社会参加推進事業、文化芸術祭等を実施しています。

利 用 で き る 方 各事業によって異なります。内容等を含め、詳細は下記所在地までお問い合わせください。

所 在 地 〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター
(公財) 神奈川県身体障害者連合会内
電話 (045) 311-8736
ファクシミリ (045) 316-6860
URL <http://kanagawa-kenshinren.or.jp/>

■8 神奈川県初級パラスポーツ指導員養成講習会



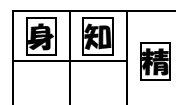
内 容 障がい者の適性に応じたスポーツの指導法及び障がいについての基本的な知識を学び、地域において障がい者のスポーツ活動の指導等に携わるパラスポーツ指導員(初級)を養成する講習会です。県内にお住まい等の18歳以上(高校生不可)の方を対象としています。

講習会修了者は、(公財)日本パラスポーツ協会の資格認定制度における「初級パラスポーツ指導員」資格の申請が可能となります。

開催時期・場所等 下記窓口までお問い合わせください。

窓 口 (公財) 神奈川県身体障害者連合会
電 話 (045) 311-8736
ファクシミリ (045) 316-6860

■9 神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会



内 容 神奈川県内で行われる障がい者スポーツの大会・イベント等にボランティアとして活動する「障害者スポーツサポーター」を養成する講習会です。県内にお住まい、お勤め又は通学されている中学生以上の方を対象としています。

講習会修了者は「神奈川県障害者スポーツサポーター」として登録します。

開催時期・場所等 下記窓口までお問い合わせください。

窓 口 (一社) 神奈川県障がい者スポーツ協会
住 所 〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電 話 090-9682-0035
メール jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
URL <https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/>

■10 障がい者スポーツ人材マッチング



内 容 日常的なスポーツ・レクリエーション活動や大会などのイベント等で、県で障がい者スポーツを支える人材として養成している「神奈川県障害者スポーツサポーター」、「初級パラスポーツ指導員」及び「かながわパラスポーツコーディネーター」を、活用することができます。

利 用 方 法 等 下記窓口までお問い合わせください。

窓 口 (一社) 神奈川県障がい者スポーツ協会
住 所 〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電 話 090-9682-0035
メール jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
U R L <https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/>

■11 神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター



内 容 障がい福祉施設への芸術家の派遣や、障がい者の芸術文化活動を支援するコーディネーターの育成のほか、障がい者やその家族、障害福祉サービス事業所等からの芸術文化活動に関する相談を受け付けています。

利 用 方 法 詳細は下記窓口までお問い合わせください。

窓 口 神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター ((特非) ST スポット横浜)
〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル地下1階
電話 (045) 325-0410
ファクシミリ (045) 325-0414
U R L <https://k-welfare.org/>

17 情報保障・情報提供

■1 手話通訳者等の派遣



- 内 容** 聴覚障がい児者が病院、学校、福祉事務所等に出向く場合、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- 利用できる方** 聴覚障がい児者の方
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 88 ページ参照
- そ の 他** 市町村により内容が異なりますので、詳細は窓口でご確認ください。

■2 盲ろう者通訳・介助員派遣事業



- 内 容** 盲ろう児者（視覚障がいと聴覚障がいを併せもつ重複障がいの方）に、外出時の情報保障・コミュニケーション支援と移動等の介助をする通訳・介助員を派遣します。
- 利用できる方** 視覚又は聴覚障害のいずれかの障害程度が4級以上に該当し、視覚及び聴覚障がいの重複による障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する方
- 窓 口** 神奈川県盲ろう者支援センター（（福）神奈川県聴覚障害者総合福祉協会）
〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2 県聴覚障害者福祉センター内
TEL 0466 (27) 1911 FAX 0466 (27) 1225

■3 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業



- 内 容** 外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。通院、官公庁での手続き、買い物、余暇活動等の外出時の同行及びコミュニケーションの支援をします。
- 利用できる方** 失語症により意思疎通を図ることが困難な方
- 利用方法** 郵送またはメールで事前利用登録後、派遣依頼の申請により派遣決定を受けた方へ、意思疎通支援者を派遣します。
※詳細は 神奈川県言語聴覚士会ホームページ
(<https://www.kanagawa-slht.org>) 失語症者向け意思疎通支援事業をご参照ください。
- 窓 口** 神奈川県言語聴覚士会（失語症者向け意思疎通支援事業ワーキンググループ）
メールアドレス：ishisotsuu@kanagawa-slht.org

■4 かながわ障害者IT支援ネットワーク

- 内 容** 障がい特性に応じたIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を専用ホームページで提供します。また、相談窓口では、障がい者のIT利活用に関する相談に応じています。
- 専用サイト** <http://shien-network.kanafuku.jp/>
(公益社団法人かながわ福祉サービス振興会)
- 相談窓口** 電 話：0463-35-2710
ファクシミリ：0463-35-2786
メールアドレス：ict@kilc.org
(NPO 法人神奈川県障害者自立生活支援センター キルク)

17 情報保障・情報提供

■5 情報提供施設

視覚障害者情報提供施設(点字図書館) (視覚障がい者)



内 容 視覚障がい児・者の自立と社会参加を支援するため、点字図書・録音図書等の閲覧、貸出し、その他関連事業を行います。

一 覧 101 ページ参照

聴覚障害者情報提供施設 (聴覚障がい者)



内 容 聴覚障がい児・者の自立と社会参加を支援するため、日常生活に必要な情報の提供、字幕・手話入り DVD の貸出、各種講座の実施、各種相談、聴力検査、コミュニケーション支援、聴覚に障害のある乳幼児の早期支援などを行っています。

一 覧 102 ページ参照

■6 電話リレーサービス



内 容 耳の聞こえない方や発話困難な方など電話へのアクセスに困難のある方と聞こえる方とを電話でつなぐためのサービスです。
通訳オペレーターが聴覚障がい者等と聴覚障がい者等以外の方の会話を「手話や文字」から「音声」に、「音声」から「手話や文字」に通訳することで、即時双方向に電話をつなぐことができます。
総務省から「電話リレーサービス提供機関」の指定を受けた「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」が法律に基づいて電話リレーサービスを提供します。

利 用 方 法 事前に利用登録が必要です。
詳しくは、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

申込・お問合せ ホームページ：<https://nftrs.or.jp>
一般財団法人日本財団電話リレーサービス
電話： 03-6275-0910
ファクシミリ： 03-6275-0913
メールアドレス：info@nftrs.or.jp

18 居住・施設サービス

■1 グループホーム(共同生活援助)

身	知	精	難

- 内 容** グループホームは、障がい者が、地域において安定した日常生活を送り社会的自立を促進するため、地域社会にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、世話人や生活支援員等により日常生活上の援助や食事等の介護などを受けて共同生活をする場所です。
- 利用できる方** 15歳以上の障がい者で、グループホームの入居を必要としている方
- 支援の種類** 食事の提供・健康管理・金銭管理などの日常生活上の支援、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活場面における相談援助等
- 窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88ページ参照）、相談支援事業所
- 手続** 障がい者又は障がい児の保護者が、市町村に支給申請書を提出してください。
- 費用** 利用者負担と食材料費・家賃・光熱水費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

■2 福祉ホーム

身	知	精

- 内 容** 現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
- 利用できる方** 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）
- 支援の種類** 利用者の日常生活に関する相談
利用者の健康管理
福祉事務所等関係機関との連絡、調整等
- 窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課 88ページ参照
- 手続** 利用者と経営主体との契約によります。
- 費用** 利用者は、利用料及び共益費の負担があります。
- 一 覧** 101ページ（知的障がい者）

■3 施設入所支援

身	知	精	難

- 内 容** 施設に入所している方に、休日や夜間、入浴、排せつ、食事等の介護等、生活全般にわたる支援を行います。
- 利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方
- 窓口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88ページ参照）、相談支援事業所
- 費用** 利用者負担と食費・水光熱費・被服費・日用品費等の実費負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

18 居住・施設サービス

■4 自立生活援助

身	知	精	難

- 内 容** 居宅において単身等で生活する障がい者に、定期的な訪問、随時通報を受けて行う訪問、相談対応等を行います。
- 利 用 で き る 方** 障害者支援施設若しくは共同生活援助を利用していた障がい者、居宅において単身又は同居家族による支援が見込めない障がい者、精神科病院に入院していた障がい者
- 支 援 の 種 類** 定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、日常生活場面における相談援助等
- 窓 口** 市福祉事務所、町村障害福祉担当課（88 ページ参照）、相談支援事業所
- 費 用** 利用者負担があります。
- 一 覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」<https://shougai.rakuraku.or.jp/> 参照

19 住宅

■1 入居優遇

県営住宅の入居優遇

障がい	該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障がい者						
知的障がい者	A1・A2・B1の判定を受けた知的障がいのある方					
精神障がい者	手帳に記載されている障がいの等級が1級、2級、3級の方					

内 容 一般世帯向住宅に入居申込の際、当選率が一般よりもあき家の場合3倍相当（新築の場合は5倍相当）になります。また、身体障がい者については、身体障がい者世帯向住宅（車いす利用者用、その他障がい者用）に申込みできます。

窓 口 （一社）かながわ土地建物保全協会
TEL (045)201-3673
FAX (045)201-8405

UR賃貸住宅の申込特例

内 容 申込をされる方が、次の①又は②に該当する障がい者の方の場合は、平均月収額が機構の定める基準月収額の1/2に満たなくても先着順受付対象物件の入居申込みができます。

ただし、この場合、扶養等親族の収入等について、一定の要件を満たす必要があります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の障がいがある方
- ② 療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方、または、児童相談所や知的障害者更生相談所、精神科医などから、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。これらの方については、介護を行う親族の同居が必要となります。なお、常時介護を必要とする障がい者のためのサービスなどを利用するなどして必要な介護を受ける方については、単身入居が可能な場合もあります。

窓 口 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 空室状況のお問い合わせ窓口
TEL 0120-411-363 又は 03-3347-4375
URL <https://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/kanagawa/>

<神奈川県内のUR営業センター>

○UR横浜営業センター

所在地：横浜市神奈川区金港町1-4
横浜イーストスクエア2階
営業時間：9:30～18:00（定休日：水）
TEL：045-461-4177

○UR藤沢営業センター

所在地：藤沢市南藤沢22-1
神中第2ビル6階
営業時間：9:30～18:00（定休日：水）
TEL：0466-50-0061

○UR港北営業センター

所在地：横浜市都筑区茅ヶ崎中央6-1
サウスウッド3階
営業時間：10:00～18:00（定休日：なし）
TEL：045-530-5033

19 住宅

○UR 港南台営業センター

所在地 : 横浜市港南区港南台 3-3-1
港南台 214 ビル 3 階

営業時間 : 9:30~18:00 (定休日 : 水)

T E L : 045-834-3351

■2 県営住宅家賃の減免

内 容

	該当する障害程度	減免割合
入居者	1 級～2 級の身体障害者手帳所持者、重度の知的障がい者（療育手帳 A1 又は A2 程度）又は 1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者	世帯の収入が一定額以下の場合は、基本家賃額の 5 割又は 3 割が減免になります。
	3～4 級の身体障害者手帳所持者、中度の知的障がい者（療育手帳 B1 程度）又は 2 級の精神障害者保健福祉手帳所持者	世帯の収入が一定額以下の場合は、基本家賃額の 3 割から 1 割が減免になります。

窓

口

- 横浜等地域 [横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町、山北町]
- 川崎地域 [川崎市]
- 相模原等地域 [相模原市、座間市、愛川町]
- 横須賀三浦地域 [横須賀市、横浜市金沢区（室の木ハイムのみ）、逗子市、三浦市、葉山町]

(株) 東急コミュニティー神奈川県営住宅本部

TEL (045) 324-6577

FAX (045) 324-6557

■3 住宅設備改良費の補助

内

容 ① 住宅設備改良

下記のいずれかの要件を満たすものが、既存住宅の玄関、台所、浴室、便所、廊下等を障がい者に適するように改造する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて補助します。(補助限度額については、市町村により異なります。)

- ・身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている者。
- ・総合療育相談センター又は児童相談所（以下「相談所等」という）において知能指数が 35 以下と判定された者。
- ・身体障害者手帳 3 級の交付を受けている者で、かつ相談所等で知能指数が 50 以下と判定された者。

② 天井走行式移動リフトの設置

下肢又は体幹に 2 級以上の障がいのある移動が困難な 18 歳以上 65 歳未満の方が、既存住宅に天井走行式移動リフトを設置する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて、最高 100 万円まで補助します。

③ 環境制御装置の設置

四肢に2級以上の障がいがある18歳以上の方が、既存住宅に環境制御装置を設置する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて、最高60万円まで補助します。

※ ①～③の補助は、県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）に在住の方が対象となります。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に在住の方は各市にお問い合わせ下さい。

窓
費

□ 市福祉事務所、町村福祉担当課 88 ページ参照

用 所得制限があります。また、所得に応じて一部自己負担があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

20 資料編

■1 市福祉事務所・町村障害福祉担当課

政令市(区に設置)

	保 健 セ ン タ ー 名	〒	住所	担当	電話番号	FAX
横 浜 市	鶴見福祉保健センター	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	障害者	045(510)1847	045(510)1897
				障害児	045(510)1839	045(510)1887
	神奈川福祉保健センター	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8	障害者	045(411)7114	045(324)3702
				障害児	045(411)7113	045(321)8820
	西福祉保健センター	220-0051	横浜市西区中央1-5-10	障害者	045(320)8417	045(290)3422
				障害児	045(320)8402	045(322)9875
	中福祉保健センター	231-0021	横浜市中区日本大通35	障害者	045(224)8165	045(224)8159
				障害児	045(224)8171	
	南福祉保健センター	232-0024	横浜市南区浦舟町2-33	障害者	045(341)1141	045(341)1144
				障害児	045(341)1152	045(341)1145
	港南福祉保健センター	233-0003	横浜市港南区港南4-2-10	障害者	045(847)8459	045(845)9809
				障害児	045(847)8457	045(842)0813
	保土ヶ谷福祉保健センター	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	障害者	045(334)6384	045(331)6550
				障害児	045(334)6353	045(333)6309
	旭福祉保健センター	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	障害者	045(954)6128	045(955)2675
				障害児	045(954)6117	045(951)4683
	磯子福祉保健センター	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1	障害者	045(750)2416	045(750)2540
				障害児	045(750)2439	
	金沢福祉保健センター	236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1	障害者	045(788)7849	045(786)8872
				障害児	045(788)7772	045(788)7794
	港北福祉保健センター	222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1	障害者	045(540)2237	045(540)2396
				障害児	045(540)2320	045(540)3026
	緑福祉保健センター	226-0013	横浜市緑区寺山町118	障害者	045(930)2433	045(930)2310
				障害児	045(930)2432	045(930)2435
	青葉福祉保健センター	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	障害者	045(978)2453	045(978)2427
				障害児	045(978)2457	045(978)2422
	都筑福祉保健センター	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	障害者	045(948)2316	045(948)2490
				障害児	045(948)2321	045(948)2309
	戸塚福祉保健センター	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町16-17	障害者	045(866)8463	045(881)1755
				障害児	045(866)8468	045(866)8473
	栄福祉保健センター	247-0005	横浜市栄区桂町303-19	障害者	045(894)8068	045(893)3083
				障害児	045(894)8959	045(894)8406
	泉福祉保健センター	245-0024	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	障害者	045(800)2485	045(800)2513
				障害児	045(800)2448	045(800)2524
	瀬谷福祉保健センター	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	障害者	045(367)5715	045(364)2346
				障害児	045(367)5703	045(367)2943

	セ ン タ ー 名	〒	住所	担当	電話番号	FAX
川 崎 市	川崎区役所地域みまもり支援センター	210-8570	川崎市川崎区東田町8	身体・知的	044(201)3215	044(201)3291
				精神	044(201)3213	
	幸区役所地域みまもり支援センター	212-8570	川崎市幸区戸手本町 1-11-1	身体・知的	044(556)6654	044(555)3192
				精神	044(556)6695	

	中原区役所地域みまもり 支援センター	211-8570	川崎市中原区小杉町 3-245	身体・知的	044(744)3296	044(744)3345
				精神	044(744)3297	
	高津区役所地域みまもり 支援センター	213-8570	川崎市高津区下作延 2-8-1	身体・知的	044(861)3252	044(861)3249
				精神	044(861)3309	
	宮前区役所地域みまもり 支援センター	216-8570	川崎市宮前区宮前平 2-20-5	身体・知的	044(856)3304	044(856)3163
				精神	044(856)3262	
	多摩区役所地域みまもり 支援センター	214-8570	川崎市多摩区登戸 1775-1	身体・知的	044(935)3302	044(935)3396
				精神	044(935)3324	
	麻生区役所地域みまもり 支援センター	215-8570	川崎市麻生区万福寺 1-5-1	身体・知的	044(965)5159	044(965)5206
				精神	044(965)5259	

	保 健 セ ン タ ー 名	〒	住所	担当	電話番号	FAX
相模原市	緑高齢・障害者相談課	252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階	身体・知的	042(775)8810	042(775)1750
				精神	042(775)8811	
	城山福祉相談センター	252-5192	相模原市緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所本館1階		042(783)8136	042(783)1720
	津久井高齢・障害者相談課	252-5172	相模原市緑区中野613-2 津久井保健センター1階		042(780)1412	042(784)1222
	相模湖福祉相談センター	252-5162	相模原市緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階		042(684)3215	042(684)3618
	藤野福祉相談センター	252-5152	相模原市緑区小淵2000 藤野総合事務所2階		042(687)5511	042(687)4347
	中央高齢・障害者相談課	252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館1階	身体・知的	042(769)9266	042(755)4888
				精神	042(769)9806	
	南高齢・障害者相談課	252-0303	相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階	身体・知的	042(701)7722	042(701)7705
				精神	042(701)7715	

市福祉事務所

自治体名	〒	住所	電話番号	FAX
横 須 賀 市	238-8550	横須賀市小川町11	(046)822-8249	(046)825-6040
平 塚 市	254-8686	平塚市浅間町9-1	(0463)21-8774	(0463)21-1213
鎌 倉 市	248-8686	鎌倉市御成町18-10	(0467)23-3000	(0467)25-1443
藤 沢 市	251-8601	藤沢市朝日町1-1	(0466)50-3528	(0466)25-7822
小 田 原 市	250-8555	小田原市荻窪300	(0465)33-1467	(0465)33-1317
茅 ヶ 崎 市	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	(0467)82-1111	(0467)82-5157
逗 子 市	249-8686	逗子市逗子5-2-16	(046)873-1111	(046)873-4520
三 浦 市	238-0298	三浦市城山町1-1	(046)882-1111	(046)881-0148
秦 野 市	257-8501	秦野市桜町1-3-2	(0463)82-7616	(0463)82-8020
厚 木 市	243-8511	厚木市中町3-17-17	(046)225-2221	(046)224-0229
大 和 市	242-8601	大和市鶴間1-31-7市保健福祉センター5F	(046)260-5665	(046)262-0999
伊 勢 原 市	259-1188	伊勢原市田中348	(0463)94-4711	(0463)95-7612
海 老 名 市	243-0492	海老名市勝瀬175-1	(046)231-2111	(046)233-5731
座 間 市	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1	(046)255-1111	(046)252-7043
南 足 柄 市	250-0192	南足柄市関本440	(0465)73-8047	(0465)74-0545
綾 瀬 市	252-1192	綾瀬市早川550	(0467)70-5623	(0467)70-5702

20 資料編

町村障害福祉担当課

自治体名	〒	住所	電話番号	FAX
葉山町福祉課	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135	(046)876-1111	(046)876-1717
寒川町福祉課	253-0196	高座郡寒川町宮山165	(0467)74-1111	(0467)74-5613
大磯町福祉課	259-0111	中郡大磯町国府本郷1196	(0463)73-4530	(0463)73-1285
二宮町福祉保険課	259-0196	中郡二宮町二宮961	(0463)71-3311	(0463)73-0134
中井町福祉課	259-0197	足柄上郡中井町比奈窪56 町保健福祉センター内	(0465)81-5548	(0465)81-5657
大井町福祉課	258-0019	足柄上郡大井町金子1964-1 町保健福祉センター内	(0465)83-8024	(0465)83-8016
松田町福祉課	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037	(0465)83-1226	(0465)44-4685
山北町福祉課	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4	(0465)75-3644	(0465)79-2171
開成町福祉介護課	258-8502	足柄上郡開成町延沢773	(0465)84-0316	(0465)82-5234
箱根町福祉課	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256	(0460)85-7790	(0460)85-8124
真鶴町保険福祉課	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244-1	(0465)68-1131	(0465)68-5119
湯河原町社会福祉課	259-0392	足柄下郡湯河原町中央2-2-1	(0465)63-2111	(0465)63-2940
愛川町福祉支援課	243-0392	愛川町角田251-1	(046)285-2111	(046)285-6010
清川村子育て健康福祉課	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 村保健福祉センターやまびこ館	(046)288-3861	(046)288-2025

政令市障害福祉担当課

自治体名	〒	住所	電話番号	FAX
横浜市	231-0005	横浜市中区本町6-50-10	(045)671-3603	(045)671-3566
川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	(044)200-2653	(045)200-3932
相模原市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	(042)707-7055	(042)759-4395

■2 児童相談所

県

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX	テレホン相談
中央児童相談所	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	252-0813	藤沢市亀井野 3119	(0466)84-1600	(0466)84-2970	(0466)84-7000
平塚児童相談所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	254-0075	平塚市中原 3-1-6	(0463)73-6888	(0463)73-6799	
鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	238-0006	横須賀市日の出町 1-4-7	(046)828-7050	(046)825-7071	
小田原児童相談所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	250-0042	小田原市荻窪 350-1 小田原合同庁舎内	(0465)32-8000	(0465)32-8137	
厚木児童相談所	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村	243-0004	厚木市水引 2-11-7	(046)240-6430	(046)297-5198	
大和綾瀬地域児童相談所	大和市、綾瀬市	252-0813	藤沢市亀井野 3119	(0466)81-8066	(0466)81-8067	

政令・中核市

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX	テレホン相談
横浜市中心児童相談所	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区	232-0024	横浜市南区 浦舟町 3-44-2	(045)260-6510	(045)262-4155	(045)260-4152

横浜市西部 児童相談所	保土ヶ谷区、旭区、泉 区、瀬谷区	240-0001	横浜市保土ヶ谷区 川 辺 町 5-10	(045)331-5471	(045)333-6082	
横浜市南部 児童相談所	港南区、磯子区、金沢 区、戸塚区、栄区	233-0013	横浜市港南区 丸 山 台 1-9-10	(045)349-0122	(045)840-1258	
横浜市北部 児童相談所	港北区、緑区、青葉 区、都筑区	224-0032	横浜市都筑区 茅ヶ崎中央 32-1	(045)948-2441	(045)948-2452	
川崎市南部 児童相談所	川崎区、幸区、中原区	212-0058	川 崎 市 幸 区 鹿 島 田 1-21-9	(044)542-1234	(044)542-1505	
川崎市中部 児童相談所	高津区、宮前区	213-0013	川崎市高津区 久 本 1-4-1	(044)877-8111	(044)877-8733	0120-874-124
川崎市北部 児童相談所	多摩区、麻生区	214-0038	川崎市多摩区 生 田 7-16-2	(044)931-4300	(044)931-4505	
相模原市 児童相談所	相模原市	252-0206	相模原市中央区 淵野辺 2-7-2	(042)730-3500	(042)730-3900	(042)730-3511
横須賀市 児童相談所	横須賀市	238-8525	横 須 賀 市 小 川 町 16	(046)820-2323	(046)826-4301	(046)822-8511

■3 障害者更生相談所

県

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
県立総合療育相談センター	政令市を除く 県所管地域	252-0813	藤沢市亀井野 3119	(0466)84-9131	0466)80-1901

政令市

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
横浜市障害者更生相談所	横浜市	222-0035	横浜市港北区鳥山町 1770 横浜市総合リハビリテーションセンター内	(045)473-0666	(045)473-0809
川崎市総合リハビリテーション推進センター	川崎市	210-0024	川崎市川崎区日進町 5-1	(044) 223-6719	(044) 200-3974
相模原市障害者更生相談所	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 6 階	(042)769-9807	(042)750-6150

■4 精神保健福祉センター

県

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
神奈川県 精神保健福祉センター	政令市を除く 全県域	233-0006	横浜市港南区芹が谷 2-5-2	(045)821-8822	(045)821-1711

政令市

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
横浜市こころの健康相談センター	横浜市	231-0005	横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階	(045)671-4455	(045)662-3525
川崎市総合リハビリテーション推進センター	川崎市	210-0024	川崎市川崎区日進町 5-1	(044) 223-6719	(044)200-3974
相模原市精神保健福祉センター	相模原市	252-5277	相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 7 階	(042)769-9818	(042)768-0260

20 資料編

■5 保健福祉事務所・センター、保健所

県

名称	業務を所管する 区域	〒	所在地	電話番号	FAX
平塚保健福祉事務所	平塚市、大磯町、二宮町	254-0051	平塚市豊原町 6-21	(0463)32-0130	(0463)35-4025
秦野センター	秦野市、伊勢原市	257-0031	秦野市曾屋 2-9-9	(0463)82-1428	(0463)83-5872
茅ヶ崎支所	寒川町	253-0041	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7	(0467)85-1173	(0467)85-1175
鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市、逗子市、葉山町	248-0014	鎌倉市由比ガ浜 2-16-13	(0467)24-3900	(0467)24-4379
三崎センター	三浦市	238-0221	三浦市三崎町六合 32	(046)882-6811	(046)881-7199
小田原保健福祉事務所	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	250-0042	小田原市荻窪 350-1	(0465)32-8000	(0465)32-8138
足柄上センター	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	(0465)83-5111	(0465)82-8408
厚木保健福祉事務所	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村	243-0004	厚木市水引 2-3-1	(046)224-1111	(046)225-4146
大和センター	大和市、綾瀬市	242-0021	大和市中心 1-5-26	(046)261-2948	(046)261-7129

中核市等

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
横須賀市保健所	横須賀市全域	238-0046	横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 3階	(046)822-4336 (046)822-4385	(046)822-4874
藤沢市保健所	藤沢市全域	251-0022	藤沢市鶴沼 2131-1	(0466)50-3592	(0466)28-2020
茅ヶ崎市保健所	茅ヶ崎市、寒川町	253-8660	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7	(0467)85-1171	(0467)82-0501

■6 公共職業安定所(ハローワーク)

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
横浜	横浜市のうち、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区	231-0001	横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎	(045)663-8609	(045)201-6284
横浜南	※1	236-8609	横浜市金沢区寺前 1-9-6	(045)788-8609	(045)782-9087
港北	横浜市のうち、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜 3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎)	(045)474-1221	(045)474-0878
戸塚	横浜市のうち、戸塚区、泉区、瀬谷区、栄区	244-8560	横浜市戸塚区戸塚町 3722	(045)864-8609	(045)864-7291
川崎	川崎市のうち、川崎区、幸区、横浜市のうち、横浜市鶴見区	210-0015	川崎市川崎区南町 17-2	(044)244-8609	(044)233-4343
川崎北	川崎市のうち、中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区	213-0011	川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 4階	(044)777-8609	(044)833-5311
相模原	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-10 (相模原地方合同庁舎)	(042)776-8609	(042)759-1871
横須賀	※2	238-0013	横須賀市平成町 2-14-19	(046)824-8609	(046)827-1325
平塚	平塚市、伊勢原市、中郡	254-0041	平塚市浅間町 10-22 (平塚地方合同庁舎)	(0463)24-8609	(0463)23-7924
小田原	小田原市、足柄下郡	250-0011	小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原9階	(0465)23-8609	(0465)22-7529

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号	FAX
藤沢	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎	(0466)23-8609	(0466)25-4714
厚木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡	243-0003	厚木市寿町 3-7-10	(046)296-8609	(046)223-2016
大和	大和市、綾瀬市	242-0018	大和市深見西 3-3-2 1	(046)260-8609	(046)264-0966
松田	秦野市、南足柄市、足柄上郡	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領 2037	(0465)82-8609	(0465)83-0749

※ 1 横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡

※ 2 横須賀市(ハローワーク横浜南の管轄区域を除く)、三浦市

■ 7 税務署(国税)

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号
鶴見税務署	鶴見区	230-8550	横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	045(521)7141
横浜中税務署	中区、西区	231-8550	横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎	045(651)1321
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	240-8550	横浜市保土ヶ谷区帷子町 2-64	045(331)1281
横浜南税務署	南区、磯子区、金沢区、港南区	236-8550	横浜市金沢区並木 3-2-9	045(789)3731
神奈川税務署	神奈川区、港北区	222-8550	横浜市港北区大豆戸町 528-5	045(544)0141
戸塚税務署	戸塚区、栄区、泉区	244-8550	横浜市戸塚区吉田町 2001	045(863)0011
緑税務署	緑区、青葉区、都筑区	225-8550	横浜市青葉区市ヶ尾町 22-3	045(972)7771
川崎南税務署	川崎区、幸区	210-8531	川崎市川崎区榎町 3-18	044(222)7531
川崎北税務署	中原区、高津区、宮前区	213-8503	川崎市高津区久本 2-4-3	044(852)3221
川崎西税務署	多摩区、麻生区	215-8585	川崎市麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎	044(965)4911
横須賀税務署	横須賀市、三浦市	238-8565	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 3階・4階	046(824)5500
平塚税務署	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	254-8533	平塚市浅間町 9-1 平塚市役所・平塚税務署	0463(22)1400
鎌倉税務署	鎌倉市、逗子市、三浦郡	248-8501	鎌倉市佐助 1-9-30	0467(22)5591
藤沢税務署	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	251-8566	藤沢市朝日町 1-11	0466(22)2141
小田原税務署	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	250-8511	小田原市荻窪 440	0465(35)4511
相模原税務署	相模原市	252-5211	相模原市中央区富士見 6-4-14	042(756)8211
厚木税務署	厚木市、愛甲郡	243-8577	厚木市水引 1-10-7	046(221)3261
大和税務署	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	242-8567	大和市中心 5-14-22	046(262)9411

■8 県税事務所(個人事業税・自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割)

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号
横浜県税事務所	横浜市西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	231-8555	横浜市中区山下町 75 神奈川自治会館6階、7階	045(651)1471
神奈川県税事務所	横浜市鶴見区、神奈川区、港北区	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎 本館4階	045(321)5741
緑県税事務所	横浜市緑区、青葉区、都筑区	225-8513	横浜市青葉区市ヶ尾町 27-5	045(973)1911
戸塚県税事務所	横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町 449	045(881)3911
川崎県税事務所	川崎市川崎区、幸区	210-8562	川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビルディング 20 階	044(233)7351
高津県税事務所	川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区	213-8515	川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口2階	044(833)1231
相模原県税事務所	相模原市	252-0381	相模原市南区相模大野 6-3-1	042(745)1111
相模原県税事務所 津久井支所	相模原市	252-0157	相模原市緑区中野 937-2	042(784)1111
横須賀県税事務所	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	238-0006	横須賀市日の出町 2-9-19	046(823)0210
平塚県税事務所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	254-0073	平塚市西八幡 1-3-1	0463(22)2711
藤沢県税事務所	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	251-8534	藤沢市鵜沼石上 2-7-1	0466(26)2111
小田原県税事務所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	250-0042	小田原市荻窪 350-1	0465(32)8000
厚木県税事務所	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	243-8522	厚木市水引 2-3-1	046(224)1111

■9 自動車税管理事務所(自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割)

名称	所管区域	〒	所在地	電話番号
自動車税管理事務所	県内全域	232-8602	横浜市南区弘明寺町 31	045(716)2111
〃 横浜駐在事務所	横浜ナンバー該当区域	224-0053	横浜市都筑区池辺町 3540-3	045(932)3641
〃 川崎駐在事務所	川崎ナンバー該当区域	210-0826	川崎市川崎区塩浜 3-24-2	044(276)0331
〃 相模駐在事務所	相模ナンバー該当区域	243-0303	愛甲郡愛川町中津 4075	046(285)0198
〃 湘南駐在事務所	湘南ナンバー該当区域	254-0082	平塚市東豊田 369-12	0463(54)2011

■10 社会福祉協議会

名称	〒	住所	電 話	F	A	X
(福)神奈川県社会福祉協議会	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 県社会福祉センター内	045(534)3791	045(312)	6302	
(福)横浜市社会福祉協議会	231-8482	横浜市中区桜木町 1-1 健康福祉総合センター内	045(201)2096	045(201)	8385	
(福)横浜市鶴見区社会福祉協議会	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声2階	045(504)5619	045(504)	5616	
(福)横浜市神奈川区社会福祉協議会	221-0825	横浜市神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川内	045(311)2014	045(313)	2420	
(福)横浜市西区社会福祉協議会	220-0011	横浜市西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3 階	045(450)5005	045(451)	3131	
(福)横浜市中区社会福祉協議会	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル 4 階	045(681)6664	045(641)	6078	
(福)横浜市南区社会福祉協議会	232-0024	横浜市南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8 階	045(260)2510	045(251)	3264	
(福)横浜市港南区社会福祉協議会	233-0003	横浜市港南区港南 4-2-8 港南区福祉保健活動拠点内	045(841)0256	045(846)	4117	
(福)横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3 階	045(341)9876	045(334)	5805	
(福)横浜市旭区社会福祉協議会	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ばれっと旭内	045(392)1123	045(392)	0222	
(福)横浜市磯子区社会福祉協議会	235-0016	横浜市磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5階	045(751)0739	045(751)	8608	
(福)横浜市金沢区社会福祉協議会	236-0021	横浜市金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢内	045(788)6080	045(784)	9011	
(福)横浜市港北区社会福祉協議会	222-0032	横浜市港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206 号	045(547)2324	045(531)	9561	
(福)横浜市緑区社会福祉協議会	226-0019	横浜市緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり内	045(931)2478	045(934)	4355	
(福)横浜市青葉区社会福祉協議会	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点内	045(972)8836	045(972)	7519	
(福)横浜市都筑区社会福祉協議会	224-0006	横浜市都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	045(943)4058	045(943)	1863	
(福)横浜市戸塚区社会福祉協議会	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町 167-25 戸塚区福祉保健活動拠点1階	045(866)8434	045(862)	5890	
(福)横浜市栄区社会福祉協議会	247-0005	横浜市栄区桂町 279-29 栄区福祉保健活動拠点内	045(894)8521	045(892)	8974	
(福)横浜市泉区社会福祉協議会	245-0023	横浜市泉区和泉中央南 5-4-13 泉ふれあいホーム内	045(802)2150	045(804)	6042	
(福)横浜市瀬谷区社会福祉協議会	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館	045(361)2117	045(361)	2328	
(福)川崎市社会福祉協議会	211-0053	川崎市中原区上小田中 6-22-5 市総合福祉センター内	044(739)8710	044(739)	8737	
(福)川崎市川崎区社会福祉協議会	210-0011	川崎市川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階福祉パルかわさき内	044(246)5501	044(211)	8741	
(福)川崎市幸区社会福祉協議会	212-0023	川崎市幸区戸手本町 1-11-5 川崎市さいわい健康福祉プラ ザ福祉パルさいわい内	044(556)5525	044(556)	5577	
(福)川崎市中原区社会福祉協議会	211-0067	川崎市中原区今井上町 1-34 和田ビル1階福祉パルなか はら内	044(722)8471	044(711)	1260	
(福)川崎市高津区社会福祉協議会	213-0001	川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき3階福祉パル たかつ内	044(812)1879	044(812)	3549	

20 資料編

名称	〒	住所	電 話	F	A	X
(福)川崎市宮前区社会福祉協議会	216-0033	川崎市宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス4階 福祉パルみやまえ内	044(856)6579	044(852)	4955	
(福)川崎市多摩区社会福祉協議会	214-0014	川崎市多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階	044(935)5912	044(911)	8119	
(福)川崎市麻生区社会福祉協議会	215-0004	川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21 ビル1階 福祉パルあさお内	044(952)5501	044(952)	1424	
(福)相模原市社会福祉協議会	252-0236	相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館内	042(730)3888	042(759)	4382	
(福)相模原市社会福祉協議会緑区事務所	252-0131	相模原市緑区西橋本 5-3-21 市緑区合同庁舎内	042(775)8601	042(774)	7160	
(福)相模原市社会福祉協議会城山地域事務所	252-0105	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第1別館3階	042(783)1212	042(782)	4050	
(福)相模原市社会福祉協議会津久井地域事務所	252-5172	相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所	042(784)3393	042(784)	6142	
(福)相模原市社会福祉協議会相模湖地域事務所	252-0171	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所内	042(649)0202	042(649)	0200	
(福)相模原市社会福祉協議会藤野地域事務所	252-0184	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所内	042(687)3361	042(687)	4049	
(福)相模原市社会福祉協議会南区事務所	252-0303	相模原市南区相模大野 6-22-1 市南保健福祉センター内	042(765)7065	042(748)	4419	
(福)横須賀市社会福祉協議会	238-0041	横須賀市本町 2-1 市立総合福祉会館2階	046(824)3435	046(827)	0264	
(福)平塚市社会福祉協議会	254-0047	平塚市追分 1-43 市福祉会館内	0463(33)1377	0463(33)	6588	
(福)鎌倉市社会福祉協議会	248-0012	鎌倉市御成町 20-21 市福祉センター内	0467(23)1075	0467(22)	2213	
(福)藤沢市社会福祉協議会	251-0054	藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所分庁舎1階・2階	0466(50)3525	0466(26)	6978	
(福)小田原市社会福祉協議会	250-0055	小田原市久野 115-2 おだわら総合医療福祉会館 1階	0465(35)4009	0465(35)	6902	
(福)茅ヶ崎市社会福祉協議会	253-0044	茅ヶ崎市新栄町 13-44 さがみ農協ビル2階	0467(85)9650	0467(85)	9651	
(福)逗子市社会福祉協議会	249-0005	逗子市桜山 5-32-1 市福祉会館内	046(873)8011	046(872)	2519	
(福)三浦市社会福祉協議会	238-0102	三浦市南下浦町菊名 1258-3 市総合福祉センター内	046(888)7347	046(889)	1561	
(福)秦野市社会福祉協議会	257-0054	秦野市緑町 16-3 市保健福祉センター内	0463(84)7711	0463(85)	1302	
(福)厚木市社会福祉協議会	243-0018	厚木市中町 1-4-1 厚木市保健福祉センター内	046(225)2947	046(225)	3036	
(福)大和市社会福祉協議会	242-0004	大和市鶴間 1-25-15 大和市役所第2分庁舎内	046(260)5633	046(263)	2446	
(福)伊勢原市社会福祉協議会	259-1131	伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ1階	0463(94)9600	0463(94)	5990	
(福)海老名市社会福祉協議会	243-0492	海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所内	046(235)0220	046(235)	0191	
(福)座間市社会福祉協議会	252-0011	座間市相武台 1-47-1 座間市民体育館(スカイアリーナ座間)	046(266)1294	046(266)	2009	
(福)南足柄市社会福祉協議会	250-0105	南足柄市関本 403-2 りんどう会館内	0465(73)1575	0465(74)	3276	
(福)綾瀬市社会福祉協議会	252-1107	綾瀬市深谷中4-7-10 綾瀬市保健福祉プラザ内	0467(77)8166	0467(79)	1812	

名称	〒	住所	電 話	F A X
(福) 葉山町社会福祉協議会	240-0112	三浦郡葉山町堀内 2220 町福祉文化会館内	046(875)9889	046(876)1873
(福) 寒川町社会福祉協議会	253-0106	高座郡寒川町宮山 401 町健康管理センター内	0467(74)7621	0467(74)5716
(福) 大磯町社会福祉協議会	255-0003	中郡大磯町大磯 1352-1 町立福祉センターさざれ石内	0463(61)9390	0463(61)7614
(福) 二宮町社会福祉協議会	259-0124	中郡二宮町山西 5-1	0463(73)0294	0463(73)0295
(福) 中井町社会福祉協議会	259-0153	足柄上郡中井町比奈窪 104-1 町保健福祉センター内	0465(81)2261	0465(81)2658
(福) 大井町社会福祉協議会	258-0016	足柄上郡大井町上大井 68-2	0465(84)3294	0465(85)3123
(福) 松田町社会福祉協議会	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領 17-2 町健康福祉センター内	0465(82)0294	0465(82)9241
(福) 山北町社会福祉協議会	258-0111	足柄上郡山北町向原 1379-1	0465(75)1294	0465(76)4079
(福) 開成町社会福祉協議会	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 1043-1 町福祉会館1階	0465(82)5222	0465(82)5928
(福) 箱根町社会福祉協議会	250-0311	足柄下郡箱根町湯本 855	0460(85)9000	0460(85)6888
(福) 真鶴町社会福祉協議会	259-0201	足柄下郡真鶴町真鶴 475-1	0465(68)3313	0465(68)4179
(福) 湯河原町社会福祉協議会	259-0301	足柄下郡湯河原町中央 4-12-5	0465(62)3700	0465(62)5150
(福) 愛川町社会福祉協議会	243-0301	愛甲郡愛川町角田 257-1 町福祉センター内	046(285)2111	046(286)5424
(福) 清川村社会福祉協議会	243-0112	愛甲郡清川村煤ヶ谷 2220-1 清川村保健福祉センターひま わり館内1階	046(287)1118	046(287)2013

■11 障害者団体等

<身体障がい>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
(公財) 神奈川県身体障害者連合会	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 社会福祉センター内	045-311-8736	045-316-6860
(公社) 横浜市身体障害者団体連合会	222-0035	横浜市港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3 階	045-475-2060	045-475-2064
(公財) 川崎市身体障害者協会	210-0834	川崎市川崎区大島 1-8-6 川崎市南部身体障害者福祉会館 3 階	044-244-3975	044-246-6943
神奈川県身体障害施設協会	240-0044	横浜市保土ヶ谷区仏向町 1600-2 sinsyoukyou@gmail.com	045-335-1001	045-335-1019
神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 社会福祉センター内	044-900-2786	—
NPO 法人フュージョ ンコムかながわ・県 肢体不自由児協会	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 社会福祉センター内 jimukyoku@kenshikyoku.jp	045-311-8742	045-324-8985
全国心臓病の子どもを守る会神奈川 総支部	257-0006	秦野市北矢名 290-1-A1 山口 方 ha.mymii@beige.ocn.ne.jp	0463-77-6286	0463-77-6286

20 資料編

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
全国脊髄損傷者連合会神奈川県支部	252-0207	相模原市中央区矢部新町 1-9-101 赤城 方	042-852-3525	042-852-3525
(公社)日本オストミー協会神奈川県支部	243-0213	厚木市飯山南 5-4-1-506 Info2007@joa-kanagawa.org	070-4003-1239	046-291-0239
NPO 法人神奈川県腎友会	221-0834	横浜市神奈川区台町 7-2 ハイツ横浜 403 号 info@kanajin.com	045-321-4621	050-3488-3553
日本二分脊椎症協会 神奈川県支部	222-0035	横浜市港北区鳥山町 1752 横浜ラポール 3 階	045-475-2062	045-548-4836
小田原バリアフリーを考える会	256-0816	小田原市酒匂 4-11-27 三辻 方	0465-48-3512	0465-48-0706

<身体障がい（視覚障がい）>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
NPO 法人神奈川県視覚障害者福祉協会	252-8540	座間市入谷東 3-55-1-C-102 号 神奈川ライトハウス 内 jim@npk-kanagawa.org	046-205-6040	046-205-6971
NPO 法人 View-Net 神奈川	231-0028	横浜市中区翁町 2-8-5 第一東里ビル 302 jimukyoku@view-net.org	090-6940-2823	—
神奈川県網膜色素変性症協会	225-0001	横浜市青葉区美しが丘西 2-34-3 infokanagawa@rp-k.com	080-6268-2994	—
神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会	220-0072	横浜市西区浅間町 4-331-5 サンパレス横浜 304 kinu4224@kind.ocn.ne.jp	090-4735-7748	—

<身体障がい（聴覚障がい）>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
(公社)神奈川県聴覚障害者協会	251-0052	藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内 kana_d5454@rondo.ocn.ne.jp	0466-26-5467	0466-26-5454
NPO 法人神奈川県中途失聴・難聴者協会	259-0131	中郡二宮町中里 2-23-18 森 友彦様方 jinn.nannchou@gmail.com	0463-72-7540	0463-72-7540
NPO 法人川崎市ろう者協会	211-0037	川崎市中原区井田三舞町 14-16 kawasaki.deaf.association@gmail.com	—	044-752-5559
NPO 法人川崎市中途失聴・難聴者協会	211-0037	川崎市中原区井田三舞町 14-16 川崎市聴覚障害者情報文化センター内	—	044-753-0596

<知的障がい>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
神奈川県知的障害福祉協会	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター 5 階 info@kanagawa-id.org	045-316-5610	045-324-0426
(一社) 神奈川県知的障害施設団体連合会	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター 5 階 info@kanagawa-id.org	045-316-5610	045-324-0426
神奈川県手をつなぐ育成会	221-0844	横浜市神奈川区反町 3-17-2 社会福祉センター内 5 階 https://ikusei-kanagawa.jp/	045-323-1106	045-324-0426
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会	240-0032	横浜市保土ヶ谷区法泉 1-18-4-3 大矢武久方 ta.ohya@nifty.com	045-489-9712	045-489-9712
横浜知的障害関連施設協議会	240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 1696	045-373-9661	045-382-3089

<精神障がい>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
NPO 法人じんかれん	233-0006	横浜市港南区芹が谷 2-5-2 県精神保健福祉センター 3 階 jinkaren@forest.ocn.ne.jp	045-821-8796	045-821-8469
NPO 法人横浜市精神障害者家族連合会	222-0035	横浜市港北区鳥山町 1752 障害者スポーツ文化センター ysskr@bloom.ocn.ne.jp	045-548-4816	045-548-4836
NPO 法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会	232-0022	横浜市南区高根町 3-17-2 KS ビル 4 階 C 号 info@yokohama-shiseiren.jp	045-263-8100	045-263-8101
川崎市精神障害者地域生活推進連合会	213-0011	川崎市高津区久本 3 丁目 10 番 1 号 3 階	044-455-4774	044-455-4992
(一社) 神奈川県断酒連合会	241-0012	横浜市旭区西川島町 27-10 hiro46sa3@gmail.com	070-6513-5752	045-382-7104
NPO 法人かながわ精神障害者就労支援事業所の会	242-0027	大和市下草柳 864-1 kanajigyou.hope@gmail.com	046-244-4511	046-244-4512
NPO 法人神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会(県精連)	254-0026	平塚市中堂 4-29 2F	0463-79-9441	0463-79-9443
NPO 法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会	213-0011	川崎市高津区久本 3-6-22 地域福祉施設ちどり内 ayame@iris.ocn.ne.jp	044-813-4555	044-813-4555

<自閉症>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
----	---	------------------	----	-----

20 資料編

神奈川県自閉症協会	242-0007	大和市中央林間 1-18-12 info_kas@kas-yamabiko.jp	046-272-0026	046-272-0026
-----------	----------	---	--------------	--------------

<重症心身障がい>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
神奈川県重症心身障害児(者)を守る会	215-0005	川崎市麻生区千代ヶ丘 2-11-10-103 谷口方	044-543-9239	044-543-9239

<高次脳機能障がい>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
NPO 法人高次脳機能障害友の会ナナ	243-0037	厚木市毛利台 3-18-7 外崎 方 npo-nana@amber.plala.or.jp	046-250-3073	046-250-6622

<難病等>

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
日本ALS協会神奈川県支部	233-0015	横浜市港南区日限山 1-19-10 窪田 方 daihyo@als-kanagawa.org	045-843-6690	045-330-6999
(公社)日本リウマチ友の会神奈川支部	257-0031	秦野市曾屋 3731-12 吉松 方	0463-51-6080	0463-51-6080
全国遷延性意識障害者・家族の会神奈川支部	154-0016	世田谷区弦巻 1-31-7 横山 方	090-9966-7206	03-3426-1081
脳損傷による遷延性意識障がい者と家族の会「わかば」	154-0016	世田谷区弦巻 1-31-7 横山 方	090-9966-7206	03-3426-1081
日本てんかん協会神奈川県支部	222-0035	横浜市港北区鳥山 1752 横浜ラポール 3F	045-475-2360	045-548-4836
神奈川県筋ジストロフィー協会	258-0003	松田町松田惣領 1194 鍵和田 方	0465-82-7740	0465-82-9443
NPO 法人神奈川県難病団体連絡協議会	231-0014	横浜市中区常盤町 3 丁目 30-1 SOLACUBE 横濱関内 4-11 info@kanagawa-nanbyoren.com	080-9039-5428	-

＜その他 ※団体の連合体等を含む＞

名称	〒	住 所 (メールアドレス)	電話	FAX
NPO 法人神奈川県障害者地域作業所連絡協議会	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 社会福祉センター内 syousakuren@sirius.ocn.ne.jp	045-290-0501	045-290-0201
神奈川県障害児者団体連絡協議会	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 社会福祉センター内	045-323-1106	045-324-0426
神奈川県心身障害児者父母の会連盟	221-0825	横浜市神奈川区反町 3-17-2 社会福祉センター内	045-311-8742	045-324-8985
きょうされん神奈川支部	240-0043	横浜市保土ヶ谷区坂本町 128 FKP ビル 102	045-334-0491	045-331-4653
障害児者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町 2-42-2 県民センターレターケース No136	—	—
NPO 法人川崎市障害福祉施設事業協会	213-0011	川崎市高津区久本 3-6-22 ちどり 3F	044-829-6610	044-829-6620
NPO 法人神奈川セルプセンター	252-0804	藤沢市湘南台 1-7-8 エスポワール 304 号室	0466-53-7802	0466-53-7803
NPO 法人神奈川県障害者自立生活支援センター	254-0815	平塚市桃浜町 2-36 info@kilc.org	0463-35-2710	0463-35-2786
相模原市障害福祉事業所協会(相模原市知的障害福祉協会)	252-0186	相模原市緑区牧野 6076-1 くりのみ学園内 kurinomi@net.email.ne.jp	042-689-2233	042-689-2702

■12 各種施設

指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等の一覧は、インターネットで御覧下さい。

「障害福祉情報サービスかながわ」<https://shougai.rakuraku.or.jp/>

福祉ホーム(知的障がい)

施設名	所在地	電 話 F A X	定 員	設置主体 運営主体
三 田 福 祉 ホ ー ム	〒214-0034 川崎市多摩区三田2-3256	(044) 933-0866 (044) 933-0866	入所 10	川崎市 (福)ともかわさき

視覚障害者情報提供施設(点字図書館)

施設名	所在地	電 話 F A X	設置主体 運営主体
神奈川県ライトセンター	〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2	(045) 364-0023 (045) 364-0027	神奈川県 日本赤十字社

20 資料編

川崎市視覚障害者情報文化センター	〒210-0026 川崎市川崎区堤根34-15 ふれあいプラザかわさき 3F	(044) 222-1611 (044) 222-8105	川 崎 市
相模原市視覚障害者情報センター	〒252-5277 相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館2階	(042) 769-8275 (042) 786-7665	相 模 原 市
横 須 賀 市 点 字 図 書 館	〒238-0041 横須賀市本町2-1 総合福祉会館 4 階	(046) 822-6712 (046) 822-6712	横 須 賀 市
藤 沢 市 点 字 図 書 館	〒252-0804 藤沢市湘南台7-18-2 総合市民図書館内	(0466) 44-2662 (0466) 44-2388	藤 沢 市

聴覚障害者情報提供施設

施 設 名	所 在 地	電 話 F A X	設置主体 運営主体
神奈川県聴覚障害者福祉センター	〒251-8533 藤沢市藤沢933-2	(0466) 27-1911 (0466) 27-1225	神 奈 川 県 (福) 神奈川県聴覚障害者総合福祉協会
障害者スポーツ文化センター 横 浜 ラ ポ ー ル	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752	(045) 475-2057 (045) 475-2059	横 浜 市
川 崎 市 聴 覚 障 害 者 情 報 文 化 セ ン タ ー	〒211-0037 川崎市中原区井田三舞町14-16	(044) 798-8800 (044) 798-8805	川 崎 市

地域活動支援センター

(令和6年10月1日現在)

施設名	所在地	電話／FAX	定員	運営法人名
ソーレ平塚地域支援センター	〒254-0075 平塚市中原 2-11-35 平山ビル1階	(0463)37-1776 (0463)36-1414	10 人	(社福)至泉会
サンシティひらつか	〒254-0041 平塚市浅間町 2-20 藤和平塚コープ1階	(0463)37-1622 (0463)37-1633	10 人	(社福)進和学園
ほっとステーション平塚	〒254-0033 平塚市老松町 2-19 読売高野ビル 501・502	(0463)25-2728 (0463)25-2758	20 人	(特非)平塚市精神障害者地域生活支援連絡会
フレンズ湘南	〒254-0807 平塚市代官町 21-4 SEA 平塚ビル 3F	(0463)24-0420 (0463)24-0420	30 人	(特非)あたた会
シグナルひらつか	〒254-0044 平塚市錦町 16-2	(0463)24-0640 (0463)24-0643	25 人	(特非)あたた会
ありんこの会	〒254-0913 平塚市万田 1-2-27	(0463)34-0592 (0463)34-0592	25 人	(特非)ありんこ
平塚二葉会	〒259-1212 平塚市岡崎 4251-4	(0463)58-2024 (0463)58-2024	15 人	(特非)たてば
第二なでしこ	〒254-0002 平塚市横内 4348	(0463)54-7286 (0463)54-7286	28 人	(特非)撫子
ワーキングプレイス	〒254-0012 平塚市大神 4-19-3	(0463)53-1088 (0463)53-1022	22 人	(特非)撫子
スマイル	〒254-0014 平塚市四之宮 2-19-44-2	(0463)23-8503	26 人	(特非)ひびき
ユーミン	〒254-0014 平塚市四之宮 2-19-44-1	(0463)23-5130	23 人	(特非)ひびき
なでしこ作業所	〒254-0061 平塚市御殿 3-6-5	(0463)32-8943 (0463)32-8943	22 人	(特非)葵
ひのき	〒254-0052 平塚市平塚 4-18-25	(0463)36-2866 (0463)36-2868	15 人	(特非)ひのき会
パステルカラー	〒254-0047 平塚市追分 8-2 佐川ビル2階	(0463)34-7899 (0463)34-7899	16 人	(特非)平塚 4H の会
麦の家	〒254-0913 平塚市万田 3-23-1	(0463)32-7537 (0463)32-7538	12 人	(特非)麦の家
ひこうき雲	〒259-1217 平塚市長持 302-1	(0463)74-6636 (0463)74-6337	15 人	(特非)平塚あおぞら会
太陽の光	〒254-0061 平塚市御殿 3-16-24-102	(0463)36-5110 (0463)36-5110	20 人	(特非)太陽の光
こぶし	〒254-0077 平塚市東中原 2-14-19	(0463)34-2259	20 人	(特非)神奈川県障害者自立生活支援センター
サチラス	〒254-0003 平塚市下島 524	(0463)53-4798 (0463)63-2133	16 人	(特非)寿福会
ロータス作業所	〒254-0915 平塚市出縄 133-2 ハイツ入海 101	(0463)31-9552 (0463)35-4136	14 人	(一社)日辰
NSA	〒254-0082 平塚市東豊田 480-29	(0463)51-1212 (0463)53-3539	20 人	(特非)梯
サポート湘南	〒254-0061 平塚市御殿 1-3-26	(0463)36-2801	20 人	(特非)サポート湘南
地域生活サポートセンターとらいむ	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2-2-40KFビル4F	(0467)61-3205 (0467)61-3207	50 人	(特非)地域生活サポートまいんど
キャロットサポートセンター	〒248-0006 鎌倉市小町 1-3-5 東昭ビル 3F	(0467)23-5235 (0467)23-5253	20 人	(特非)eーライフサポート
地域活動支援センター 麦の穂	〒248-0011 鎌倉市扇ガ谷 1-7-7	(0467)25-2567 (0467)25-2567	10 人	(社福)麦の里
地域活動支援センターⅢ 型サントハウス	〒248-0006 鎌倉市小町 1-3-5 東昭ビル 3F	(0467)23-6525 (0467)23-6525	10 人	(特非)eーライフサポート

20 資料編

施設名	所在地	電話／FAX	定員	運営法人名
特定非営利活動法人 よあけ	〒248-0022 鎌倉市常盤 98-1	(0467)33-3030	15 人	(特非)よあけ
NPO法人スローライフ 障害者地域活動支援セ ンター	〒248-0033 鎌倉市腰越 4-9-8	(0467)32-0737	10 人	(特非)スローライフ
地域活動支援センター ひかり	〒247-0061 鎌倉市台 3-7-2	(0467)81-4802	10 人	(特非)ひかり
虹の子作業所	〒248-0022 鎌倉市常盤 10-10	(0467)43-5600	20 人	(特非)R・WORKSHOP
特定非営利活動法人 ぶどうの木	〒248-0027 鎌倉市笛田 3-1-7 湘南ハナビル 201	(0467)39-5508	13 人	(特非)ぶどうの木
倶楽部「道」	〒248-0006 鎌倉市小町 2-12-37 小町ティアイビル II 3B	(0467)23-8772	10 人	(特非)道
藤沢市地域生活支援セ ンターおあしす	〒251-0053 藤沢市本町 1-12-17 (2019 年4月から)	(0466)55-1399 (0466)55-1399	20 人	(社福)藤沢ひまわり
善行ひばりの家	〒251-0876 藤沢市善行坂 1-13-26	(0466)82-7233	15 人	(特非)善行ひばりの家
朝日ねんどの会	〒251-0041 藤沢市辻堂神台 2-2-51	(0466)33-4310	15 人	(特非)あさひ
フリークラブ湘南	〒252-0826 藤沢市宮原 1442	(0466)48-6600	22 人	(特非)フリークラブ湘南
フリースペース ステラ・ ポラレ	〒251-0002 藤沢市大鋸 1-7-14	(0466)23-5780	50 人	(特非)ポトピの会
ジョブサポートひまわり	〒252-0812 藤沢市西俣野 1925-3	(0466) 82-4384	45 人	(社福)藤沢ひまわり
ひつじの家	〒250-0045 小田原市城山 4-2-3	(0465)42-9561	10 人	(特非)一粒の麦
小田原なぎさ作業所	〒250-0875 小田原市南鴨宮 3-16-20	(0465)47-4513 (0465)47-4513	27 人	(特非)小田原なぎさ会
第三かもめの家事業所	〒250-0853 小田原市堀ノ内 144-3	(0465)37-2727	10 人	(特非)地域活動ホームか もめの家
第3ありんこホーム	〒250-0874 小田原市鴨宮328	(0465)48-8269	20 人	(特非)おだわら虹の会
ゆう	〒250-0858 小田原市小台 340-20	(0465)46-8082	20 人	(特非)障害者地域作業 所 ゆう
わかば会	〒250-0005 小田原市中町 2-7-14	(0465)22-8822	12 人	(特非)わかば会
小田原スプリングス	〒250-0003 小田原市東町 4-1-11	(0465)30-1033	20 人	(社福)小田原支援センタ ー
地域生活支援センター元 町の家	〒253-0043 茅ヶ崎市元町 16-3 アイブラザ元町ビル 2階	(0467)82-1685	20 人	(社福)碧
光の風	〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂 1-4-12 MIURA HOUSE 1階A	(0467)58-9134	15 人	(財)光之村
楽庵	〒253-0021 茅ヶ崎市浜竹 3-4-64 石黒ビル 201	(0467)86-5898	20 人	(特非)茅ヶ崎ユニバーサ ルデザインスクエア
パイン・ナッツ	〒253-0001 茅ヶ崎市赤羽根 100	(0467)50-0191	20 人	(特非)松の実会
みらまーる	〒253-0053 茅ヶ崎市東海岸北 2-9-50	(0467)57-3509	25 人	(特非)松の実会
サザンベア	〒253-0085 茅ヶ崎市矢畑 995-34	(0467)85-9776	19 人	(特非)サザンベア
なかまの家「鶴嶺」	〒253-0072 茅ヶ崎市今宿 774-2	(0467)86-0553	12 人	(特非)なかまの家
なかまの家「南湖」	〒253-0061 茅ヶ崎市南湖 6-16-20	(0467)82-8819	12 人	(特非)なかまの家

施設名	所在地	電話／FAX	定員	運営法人名
支援センター風	〒249-0005 逗子市桜山 9-3-53	(046)870-5280 (046)873-5370	10 人	(社福)湘南の風
オリーブ	〒249-0006 逗子市逗子 4-3-5	(046)872-4551 (046)872-4550	20 人	(特非)ゆうほ
ワークショップ・リプル	〒249-0006 逗子市逗子 1-7-8	(046)872-2524 (046)872-2524	10 人	(特非)リプル
地域活動支援センターゆ ざりハ	〒238-0225 三浦市三崎町小網代1369-1	(046)881-7770 (046)881-7772	17 人	(社福)三浦市社会福祉 協議会
ハーベスト・きくな	〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 21	(046)888-1357	17 人	(特非)ハーベスト・きくな
ライフサポート三浦	〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田 3261-1	(046) 803-4168	30 人	(特非)精神障害者のあす の福祉をよくする三浦市 民の会びあ三浦
三浦はまゆう	〒238-0102 三浦市南下浦町菊名字高山 1255-7	(046)876-7072	15 人	(特非)三浦はまゆう
秦野市地域生活支援セ ンターばれっと・はだの	〒257-0035 秦野市本町 2-7-25	(0463)71-5701 (0463)73-5039	15 人	(一社)秦野市障害者地 域生活支援推進機構
秦野精華園秦野市障害 者日中サービスセンター ひまわり	〒257-0035 秦野市本町 3-13-49	(0463)73-7744 (0463)82-5781	10 人	(社福)かながわ共同会
レザミ工芸	〒243-0012 厚木市幸町 1-10	(046)229-0448	14 人	(特非)ゆうかり
白根工房	〒243-0812 厚木市妻田北 4-5-56	(046)296-8711 (046)296-7111	14 人	(特非)しらね
ハートラインあゆみ	〒243-0018 厚木市中町 4-6-11 山口ビル 201	(046)259-5712 (046)259-5714	14 人	(特非)ハートラインあゆみ
アジール	〒243-0014 厚木市旭町 1-15-8	(046)280-5338 (046)280-5372	15 人	(特非)アジールの会
七沢森の家	〒243-0121 厚木市七沢 2601	(046)249-6328 (046)249-6328	15 人	(特非)かみつれ
地域活動支援センターポ ピー	〒242-0017 大和市大和東 3-15-5 カミザワ店舗2階	(046) 244-6891 (046) 244-6892	15 人	(医)正史会
伊勢原市障害福祉センタ ーすこやか園	〒259-1132 伊勢原市桜台 4-5-20	(0463)93-6914 (0463)94-3846	20 人	(社福)至泉会
ねくすと	〒259-1132 伊勢原市桜台 1-17-3-301	(0463)95-1075 0463-95-1075	20 人	(特非)いせはらネクスト
コレクティブおおやまみち	〒259-1141 伊勢原市上粕屋 11	(0463)97-6921 0463-97-6922	15 人	(特非)コレクティブおおや まみち
結夢	〒243-0422 海老名市中新田 383-1 海老名市立わ かば会館内	(046)235-2704 (046)235-2515	20 人	(社福)星谷会
神奈川ライトハウス	〒252-0028 座間市入谷東 3-55-1- C-102	(046)205-6040 (046)205-6971	12 人	(特非)神奈川県視覚障 害者福祉協会
かざぐるま	〒252-0021 座間市緑ヶ丘 1-11-19	(046)255-6160 (046)255-6160	14 人	(特非)座間市障害者入 所施設建設促進会
えのきの里	〒252-0001 座間市相模が丘 4-16-28	(046)257-6210 (046)257-6210	14 人	(特非)座間市手をつなぐ 育成会
地域活動支援センター tisse	〒252-0021 座間市緑ヶ丘 4-8-5 グリーンヒル1階	(046)206-5462	20 人	(特非)roots
地域支援センターひまわ り	〒258-0026 足柄上郡開成町延沢 823-1	(0465)20-7120 (0465)20-7475	10 人	(社福)風祭の森
ファミリー	〒252-1108 綾瀬市深谷上1-13-5	(0467)70-7282 (0467)70-7282	23 人	(特非)綾瀬あがむの会
トライアングル	〒252-1134 綾瀬市寺尾南 3-26-16 橘ビル2F	(0467) 39-5987 (0467) 39-5997	20 人	(医)正史会

20 資料編

施設名	所在地	電話／FAX	定員	運営法人名
ポート	〒240-0111 葉山町一色 925-3 ビックハレアプラス 1 階	(046)876-5515 (046)876-5515	20 人	(特非)メンタルサポート葉山
F(エフ)	〒253-0105 寒川町岡田 2-10-30	(0467)84-9532 (0467)84-9532	15 人	(特非)ともだち
箱根町 地域活動支援センター レインボー	〒250-0401 箱根町宮城野 881-1 箱根町総合保健福祉センター内	(0460)82-2252 (0460)82-2252	10 人	(社福)箱根町 社会福祉協議会
ひまわりの家	〒259-0201 真鶴町真鶴 428	(0465)68-6733	10 人	(特非)真鶴ひまわりの家
たんぼぼ	〒259-0301 湯河原町中央 2-21-5	(0465)64-0038 (0465)20-9031	20 人	(特非)湯河原町地域作 業所たんぼぼ
フリースペースグリーン	〒243-0301 愛川町角田 120-1	(046)286-2774	20 人	(特非)愛川町精神保健 福祉研究会

<別添>

1. 歯科一次医療担当医名簿

この資料は、神奈川県歯科医師会がまとめた名簿を、許可を得て掲載しています。ご厚意に感謝申し上げます。

2. 障害者総合支援法による支援の対象となる疾患（難病等）一覧（厚生労働省公表資料を基に作成）

神奈川県障害者歯科一次医療担当医療機関名簿

520医療機関

537名

令和6年11月25日現在

横須賀市 49医療機関

51名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	齋藤歯科医院	齋藤 満壽乃	238-0012	横須賀市安浦町2-14	046-823-4650
2	太陽の家附属歯科診療所	石渡 庸介	239-0813	横須賀市鴨居2-78-4	046-803-8047
3	瀧澤歯科医院	越宗 絢二郎	238-0031	横須賀市衣笠栄町1-20	046-851-0256
4	佐野歯科医院	山田 哲也	238-0031	横須賀市衣笠栄町1-44	046-851-0369
5	浦賀通りみやた歯科	宮田 茂	239-0822	横須賀市浦賀3-1-11	046-844-4182
6	小西歯科医院	小西 功三	239-0822	横須賀市浦賀3-9-1 甲斐ビル1F	046-841-8276
7	千葉歯科医院	千葉 りき子	237-0062	横須賀市浦郷町3-21	046-865-0242
8	湘南山手歯科医院	田中 法徳	239-0804	横須賀市吉井3-10-8	046-837-8041
9	アリワ歯科医院	有輪 理彦	239-0831	横須賀市久里浜2-13-6 第1杉田ビル1F	046-837-4980
10	久里浜中央歯科医院	鳥羽 恵美	239-0831	横須賀市久里浜4-12-12	046-836-3650
11	のなか歯科医院	野中 崇生	239-0831	横須賀市久里浜6-4-1 シーフロント久里浜B号	046-833-8117
12	久里浜駅前マリン歯科口腔外科	小野沢 基太郎	239-0831	横須賀市久里浜1-5-9 あずさビル3階	046-833-3838
13	おかだや歯科	望月 智美	239-0831	横須賀市久里浜5-13-22 ラウレア久里浜1階	046-835-1231
14	平嶺歯科医院	平嶺 倫子	238-0034	横須賀市金谷2-2-5	046-852-0118
15	白川歯科医院	白川 大義	239-0807	横須賀市根岸町1-2-24	046-835-8655
16	ひとし歯科医院	小林 均	239-0807	横須賀市根岸町3-14-6 斉田ビル2F	046-833-1237
17	ゆうデンタルクリニック横須賀	川邊 裕美	239-0807	横須賀市根岸町3-3-5 Jフラット1F	046-884-8235
18	平石歯科クリニック	武尾 絵見子	239-0835	横須賀市佐原1-10-5 山良ビル1F	046-834-6930
19	福本歯科医院	福本 義克	238-0052	横須賀市佐野町6-11	046-853-6030
20	井上歯科医院	井上 宜生	238-0014	横須賀市三春町3-16	046-822-1851
21	西村歯科医院	西村 公一	238-0014	横須賀市三春町3-30-1 MSビル1F	046-824-0035
22	佐久間歯科医院	佐久間 博一	238-0042	横須賀市汐入町2-37	046-823-2545
23	谷歯科医院	谷 繁信	238-0042	横須賀市汐入町2-45	046-822-1248
24	中村歯科医院	中村 哲弥	238-0017	横須賀市上町2-1-16	046-823-1365
25	ペンギン歯科	竹花 英明	238-0017	横須賀市上町3-40	046-827-1547
26	ウェルシティ横須賀歯科診療所	花岡 透	238-0046	横須賀市西逸見町1-38-11 天空の街1F	046-828-6688
27	浜田歯科医院	濱田 慶一	238-0008	横須賀市大滝町2-23	046-822-3370
28	小野歯科医院	小野 晃嗣	239-0808	横須賀市大津町3-32-2	046-836-3705
29	松本歯科医院	松本 好史 松本 猛	239-0808	横須賀市大津町3-33-15	046-836-2341
30	はら歯科医院	原 崇	238-0035	横須賀市池上1-6-6	046-852-8141
31	相原歯科医院	相原 英宏	237-0072	横須賀市長浦町2-18	046-824-1947
32	大橋歯科医院	大橋 昭夫	239-0842	横須賀市長沢1-3-26	046-848-0148
33	野村歯科医院	野村 博光	237-0064	横須賀市追浜町2-6	046-866-4180
34	福島デンタルクリニック	福島 将人	237-0064	横須賀市追浜町3-2 ナスカクリニックビル5F	046-869-4382
35	新井歯科医院	新井 雅志	237-0064	横須賀市追浜町3-9 3F	046-865-5027
36	鶴が丘歯科	芹田 裕一郎	238-0056	横須賀市鶴が丘1-2-15	046-827-2277
37	りんご歯科クリニック	齋藤 眞且	239-0821	横須賀市東浦賀1-1-1 ワタナベONE'S 3F	046-841-8354
38	ますだ歯科医院	舛田 明德	239-0802	横須賀市馬堀町3-1-16 鈴木ビル1F	046-844-0648
39	あらかわファミリーデンタル	荒川 みゆき 荒川 重喜	239-0802	横須賀市馬堀町4-6-5	046-842-1123
40	佐々木歯科医院	佐々木 滋	238-0051	横須賀市不入斗町4-1	046-822-5350
41	ふるた歯科クリニック	古田 裕一	238-0032	横須賀市平作8-2-9	046-853-8211
42	関口歯科医院	関口 一実	238-0055	横須賀市平和台1-1	046-824-0519
43	プラザデンタルクリニック	半澤 栄一	238-0041	横須賀市本町2-1-12 コースカベイサイドストアーズ5F	046-821-2501
44	汐入駅前歯科	山口 和巳	238-0041	横須賀市本町3-27 ベイスクエアよこすかー番館横須賀アプト2F	046-820-0811
45	野比歯科医院	青木 章子	239-0841	横須賀市野比3-2-6	046-848-8582
46	リトル歯科クリニック	宮内 宏範	238-0313	横須賀市武1-20-17 ライフコート横須賀武山クリニックビル1F	046-858-0048
47	MAデンタルクリニック	渥美 美穂子	238-0013	横須賀市平成町2-10-2 平成ビル1階	046-884-8123
48	みなみだ歯科クリニック	南田 厳司	238-0045	横須賀市東逸見町1-54-3	046-821-4182
49	まつざわ歯科医院	松澤 満	240-0101	横須賀市長坂3-6-31	046-856-2587

三浦市 9医療機関

9名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	今村歯科医院	今村 直樹	238-0236	三浦市栄町5-2	046-882-0682
2	三上歯科医院	三上 卓也	238-0224	三浦市三崎町諸磯50	046-882-1801

3	大石歯科医院	大石 俊一	238-0111	三浦市初声町下宮田466-1	046-888-1529
4	初声歯科クリニック	木村 諭	238-0111	三浦市初声町下宮田489 長嶋第1ビル	046-888-6308
5	まさ歯科クリニック	下出 真道	238-0113	三浦市初声町入江273-3	046-889-2588
6	西崎歯科医院	西崎 靖仁	238-0101	三浦市南下浦町上宮田1098	046-888-4618
7	三浦歯科医院	福村 久澄	238-0101	三浦市南下浦町上宮田1486-1	046-888-6481
8	石橋歯科医院	石橋 義之	238-0101	三浦市南下浦町上宮田3258	046-888-4323
9	鈴木歯科クリニック	鈴木 正孝	238-0222	三浦市岬陽町2-30	046-881-7874

逗子市 11医療機関

12名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	松岡歯科医院	松岡 晃 松岡 友輔	249-0001	逗子市久木3-10-11	046-873-4618
2	武藤歯科医院	武藤 正徳	249-0005	逗子市桜山4-7-23	046-873-8409
3	マリーナ歯科医院	原 亮介	249-0008	逗子市小坪6-7-18	046-725-6480
4	うみべ歯科室	大澤 智子	249-0007	逗子市新宿2-2-16	046-870-3373
5	白沢歯科医院	白澤 勝沖	249-0006	逗子市逗子1-2-22 オークマンション309	046-871-3129
6	逗子メディスタイルクリニック	徳永 淳二	249-0006	逗子市逗子1-5-4 128ビル4F	046-871-8333
7	土井歯科医院	土井 孝夫	249-0006	逗子市逗子1-9-23	046-871-2901
8	飯田歯科医院	飯田 通則	249-0006	逗子市逗子3-1-25-26 飯田ビル1F	046-873-8115
9	新逗子くすもと歯科医院	楠本 潤	249-0006	逗子市逗子5-1-6	046-873-6200
10	金子歯科クリニック	金子 栄一	249-0003	逗子市池子2-3-33	046-872-9511
11	ルミエールデンタルオフィス	行方 隆博	249-0006	逗子市逗子1-9-31 ザ・パークハウス逗子101A	046-876-8324

葉山町 2医療機関

2名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	沼田歯科医院	沼田 謙一郎	240-0111	三浦郡葉山町一色370 稲子ビル2F	046-875-3030
2	堀内歯科医院	堀内 章	240-0113	三浦郡葉山町長柄1461-234	046-876-1212

鎌倉市 25医療機関

26名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	木村歯科医院	木村 晴仁	247-0072	鎌倉市岡本1-7-14	0467-45-1321
2	モモイ歯科医院	百衣 啓至	247-0072	鎌倉市岡本2-12-5	0467-45-6149
3	シマダ歯科クリニック	島田 博	247-0072	鎌倉市岡本2-21-26 山一ビル2F	0467-46-2133
4	にしむら歯科クリニック	西村 直也	247-0063	鎌倉市梶原1-5-12 ビュア湘南201	0467-42-6840
5	ミキプラザ歯科医院	田中 直人	247-0063	鎌倉市梶原4-1-6 助川ビル203	0467-47-5818
6	うえだ歯科	上田 順一	247-0051	鎌倉市岩瀬1-11-25	0467-47-1331
7	ドクタービーバー小児歯科・矯正歯科	吉田 章太	248-0012	鎌倉市御成町14-1 御成ビル202	0467-84-9111
8	島村歯科	島村 英一	248-0033	鎌倉市腰越4-9-4 ケイ湘南Ⅲ 1F	0467-31-0555
9	いがらし歯科医院	五十嵐 史征	247-0066	鎌倉市山崎1222-23 かまくらテラス1F	0467-41-4182
10	又吉歯科医院	又吉 勝男	247-0055	鎌倉市小袋谷553-5	0467-43-2598
11	肥後歯科医院	肥後 保洋	248-0022	鎌倉市常盤89-2	0467-31-1760
12	だんじょう歯科医院	檀上 修	248-0035	鎌倉市西鎌倉1-19-9 福田ビル101	0467-31-0999
13	目黒歯科医院	目黒 千代恵	248-0035	鎌倉市西鎌倉2-4-6	0467-32-6535
14	氏家歯科医院	氏家 康敏 氏家 博	248-0035	鎌倉市西鎌倉4-3-29	0467-31-6491
15	岡戸歯科医院	岡戸 和彦	248-0005	鎌倉市雪ノ下3-10-37	0467-24-8811
16	R 歯科医院	羅 添揚	247-0061	鎌倉市台3-3-13 富士大船ビル	0467-46-3131
17	井内歯科医院	井内 恭夫	247-0056	鎌倉市大船1-24-19 鶴ヶ岡会館センタービル2F	0467-45-5819
18	福村歯科大船医院	福村 彰	247-0056	鎌倉市大船1-26-33 片岡ビル2F	0467-47-0232
19	さかむら歯科医院	坂村 昭彦	247-0056	鎌倉市大船1-6-2	0467-44-0788
20	エゾエ歯科クリニック	江副 千春	247-0056	鎌倉市大船1756 ブラウンハイツ大船1F	0467-45-5670
21	脇田歯科医院	脇田 秀明	247-0056	鎌倉市大船2-17-26	0467-46-8114
22	カマタ歯科診療所	鎌田 有一朗	247-0056	鎌倉市大船2-6-20 MCH大船1F	0467-39-5800
23	木村歯科医院	木村 朗	248-0007	鎌倉市大町1-8-23	0467-25-3980
24	鎌倉わかお歯科クリニック	若尾 博士	248-0007	鎌倉市大町2-7-4 小沢ビル1F	0467-61-3061
25	湘南鎌倉歯科・矯正歯科	千原 晃	248-0027	鎌倉市笛田5-4-23	0467-38-6010

藤沢市 51医療機関

53名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	工藤歯科医院	工藤 滋子	251-0056	藤沢市羽鳥2-11-15	0466-33-4188
2	千葉歯科医院	千葉 俊郎	252-0816	藤沢市遠藤3590-16	0466-48-5187
3	風間歯科医院	風間 潤	252-0816	藤沢市遠藤880-2	0466-87-6665

4	おおた歯科医院	太田 洋介	252-0807	藤沢市下土棚467-9 山口ビル4F	0466-44-5559
5	山本歯科医院	山本 夏彦	252-0807	藤沢市下土棚510-1 シコービル4F	0466-43-9018
6	渡辺歯科医院	渡邊 博志	252-0813	藤沢市亀井野4-5-11	0466-80-1361
7	くぼ歯科医院	久保 圭一	252-0802	藤沢市高倉872(三河屋ビル2F)	0466-43-8880
8	遠見歯科医院	遠見 享	251-0037	藤沢市鵠沼海岸2-2-13	0466-36-1181
9	Ken歯科	中村 健	251-0037	藤沢市鵠沼海岸2-5-5	0466-37-4618
10	コモダ歯科医院	菰田 裕康	251-0037	藤沢市鵠沼海岸3-3-1	0466-33-3982
11	高橋歯科クリニック	高橋 恭彦	251-0037	藤沢市鵠沼海岸3-6-8	0466-34-7733
12	穴山歯科医院	穴山 洋一	251-0038	藤沢市鵠沼松が岡4-18-12	0466-22-3997
13	瓜生歯科医院	瓜生 厚	251-0025	藤沢市鵠沼石上2-2-5	0466-24-6133
14	ヒロ歯科	小城 哲治	252-0804	藤沢市湘南台1-1-14 ガーデンテラス湘南台1F	0466-43-6466
15	トミタ歯科医院	富田 篤	252-0804	藤沢市湘南台2-4-1 63田中ビル2F	0466-45-8296
16	三丁目歯科医院	小國 望	252-0804	藤沢市湘南台3-21-2	0466-45-0051
17	わだ歯科クリニック	和田 光利	252-0804	藤沢市湘南台4-5-1 プレジャ湘南台2F	0466-45-0648
18	首藤歯科クリニック	首藤 喜一郎	252-0804	藤沢市湘南台5-13-21	0466-43-6316
19	つのだ歯科クリニック	角田 宗光	252-0804	藤沢市湘南台7-3-10	0466-41-0418
20	こしば歯科医院	小柴 哲也	252-0815	藤沢市石川4-35-18	0466-88-8241
21	ユーセニアデンタルオフィス	牧野 徹夫	251-0871	藤沢市善行1-15-8	0466-81-8064
22	小野歯科医院	小野 勝	251-0871	藤沢市善行1-25-12	0466-81-0116
23	片山歯科クリニック	片山 正昭	251-0871	藤沢市善行1-28-2 小田急マルシェ2F	0466-83-1182
24	のむら歯科医院	野村 勝則	251-0871	藤沢市善行1-4-5 KUパレス善行1F	0466-84-2333
25	秋本歯科医院	秋本 明 秋本 尊	251-0871	藤沢市善行2-13-13	0466-81-7766
26	東出歯科医院	東出 定雄	252-0824	藤沢市打戻字上ノ原1859-6	0466-48-5996
27	さがら歯科医院	相良 長孝	251-0047	藤沢市辻堂2-9-6 国信ビル2F	0466-33-7101
28	高橋歯科医院	高橋 民男	251-0047	藤沢市辻堂5-10-1	0466-33-2227
29	関根歯科医院	関根 顕	251-0043	藤沢市辻堂元町1-2-12	0466-36-6444
30	岩屋歯科医院	渡邊 奈美子	251-0043	藤沢市辻堂元町1-6-21	0466-34-6638
31	辻堂手塚歯科クリニック	手塚 雅順	251-0042	藤沢市辻堂新町1-1-15	0466-36-3338
32	辻堂デンタルクリニック	小林 利也	251-0042	藤沢市辻堂新町1-17-24 豊信ビル1F	0466-33-8477
33	木村歯科医院	木村 雅明	251-0042	藤沢市辻堂新町2-5-15	0466-34-6663
34	浜見山歯科医院	河北 浩	251-0045	藤沢市辻堂東海岸1-11-27	0466-33-8048
35	さくら歯科医院	渡辺 真人	251-0011	藤沢市渡内4-5-18-101	0466-27-0118
36	藤が岡デンタルクリニック	堀田 祐二	251-0004	藤沢市藤が岡2-13-13	0466-25-6192
37	柄沢橋歯科	藪内 貴章	251-0004	藤沢市藤が岡3-9-1	0466-24-0777
38	平野歯科医院	平野 昌保	251-0052	藤沢市藤沢222 エクセルシオール藤沢1F	0466-22-8418
39	三橋歯科医院	三橋 淳	251-0052	藤沢市藤沢3-3-3 小間ビル2F	0466-23-4018
40	鈴木デンタルクリニック	鈴木 聡行	251-0052	藤沢市藤沢4 鈴木ビル1・2F	0466-24-4560
41	高橋歯科医院	高橋 伸尚	251-0055	藤沢市南藤沢8-3 プレジデント藤沢112号	0466-26-1398
42	片瀬歯科医院	平山 勝徳	251-0035	藤沢市片瀬海岸1-13-15 ライオンズマンション湘南江ノ島204	0466-27-4182
43	茂木信道歯科医院	茂木 信道	251-0033	藤沢市片瀬山3-7-3	0466-28-1374
44	きくち歯科クリニック	菊地 幸信	251-0028	藤沢市本鵠沼4-6-14	0466-33-9297
45	竹下歯科医院	竹下 義仁	251-0053	藤沢市本町2-9-20	0466-55-1320
46	みやた歯科クリニック	宮田 保之	251-0053	藤沢市本町4-8-38 サンハイツ湘南1F	0466-55-1809
47	永村歯科クリニック	永村 宗護 岡田 素緒	251-0016	藤沢市弥勒寺1-2-10-1	0466-24-5776
48	榎本歯科医院	榎本 雅宏	251-0031	藤沢市鵠沼藤が谷2-9-21	0466-23-9162
49	小野歯科医院	小野 洋一	251-0035	藤沢市片瀬海岸1-3-20	0466-22-4777
50	つばめデンタルクリニック	五十嵐 佳子	251-0047	藤沢市辻堂1-4-29 1階A-1	0466-33-8417
51	秋元宏恵歯科クリニック	秋元 宏恵	251-0023	藤沢市鵠沼花沢町1-9	0466-28-4181

大和市 18医療機関

18名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	つきみ野歯科医院	三宅 三六	242-0002	大和市つきみ野4-12-6	046-273-0003
2	エイトナイン歯科クリニック	山本 正昭	242-0023	大和市渋谷6-16-3 小田急マルシェ2F	046-268-0069
3	シマムラ歯科	嶋村 政博	242-0014	大和市上和田979-1 シルバーコーポ桜ヶ丘2F	046-267-2256
4	松尾歯科医院	松尾 康弘	242-0005	大和市西鶴間1-9-14	046-274-0903
5	裕デンタルクリニック	田中 裕三	242-0017	大和市大和東1-3-15 太陽ビル第20-2F	046-205-7221
6	三國歯科医院	三國 文	242-0017	大和市大和東1-5-12	046-264-0061
7	斉木歯科医院	齊木 稔	242-0017	大和市大和東3-1-16	046-263-0118
8	本郷歯科医院	本郷 厳生	242-0016	大和市大和南1-3-10 本郷ビル1F	046-261-0648
9	ちひろ歯科医院	菊地 千宏	242-0016	大和市大和南2-10-4 山善ビル2F	046-262-7337

10	ひらの歯科医院	平野 隆己	242-0021	大和市中央4-1-2 近藤ビル2F	046-262-3663
11	はたの歯科医院	秦野 耕司	242-0007	大和市中央林間3-19-20 グリーンウッド中央林間111	046-277-7680
12	瀬沼歯科医院	瀬沼 隆治	242-0004	大和市鶴間2-1-22-1F	046-273-1500
13	八木歯科医院	八木 隆行	242-0004	大和市鶴間2-2-3	046-274-2525
14	小俣歯科医院	中村 好子	242-0006	大和市南林間1-3-9	046-274-0462
15	高山歯科医院	高山 英彦	242-0006	大和市南林間4-11-9	046-271-2211
16	伊藤歯科医院	伊藤 正男	242-0006	大和市南林間5-9-12	046-275-6530
17	林歯科医院	林 清信	242-0003	大和市林間1-6-11	046-276-4618
18	たいよう歯科クリニック	加藤 陽一郎	242-0001	大和市下鶴間2777-5-6-1F	046-278-4618

綾瀬市 4医療機関

5名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	柴垣歯科医院	柴垣 博一	252-1124	綾瀬市吉岡2366-1	0467-76-1889
2	近藤歯科医院	近藤 清志 近藤 悠太	252-1132	綾瀬市寺尾中4-13-1	0467-77-0300
3	響歯科医院	池田 香里	252-1114	綾瀬市上土棚南1-8-19 ベルフラワー	0467-78-3851
4	綾瀬中央歯科医院	中野 京司	252-1108	綾瀬市深谷上6-49-19	0467-77-4491

茅ヶ崎市 16医療機関

18名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	ざくろ歯科	内間 恭洋	253-0088	茅ヶ崎市みずき3-1-10 サンミズキビル3F	0467-54-3963
2	藤村歯科医院	藤村 しづ子	253-0026	茅ヶ崎市旭が丘4-2	0467-83-5988
3	遠藤歯科医院	遠藤 忍	253-0056	茅ヶ崎市共恵1-1-5 B. L. D NAGASHIMA 4F	0467-86-2777
4	マリン歯科クリニック	國本 洋志	253-0052	茅ヶ崎市幸町2-18	0467-86-2334
5	笹田歯科医院	笹田 吉行	253-0052	茅ヶ崎市幸町6-1 湘南医療ビル3F	0467-57-1020
6	山田歯科クリニック	山田 剛久	253-0045	茅ヶ崎市十間坂2-1-46	0467-82-1180
7	松井歯科医院	松井 久芳 松井 新吾	253-0022	茅ヶ崎市松浪2-3-41	0467-82-7754
8	宮歯科医院	宮 佛伍 宮 恒男	253-0054	茅ヶ崎市東海岸南2-6-28	0467-85-8129
9	鈴木歯科クリニック	鈴木 義博	253-0053	茅ヶ崎市東海岸北5-16-20	0467-85-3357
10	棚橋歯科医院	棚橋 純子	253-0061	茅ヶ崎市南湖2-14-40	0467-85-1893
11	荒井歯科医院	荒井 眞一	253-0071	茅ヶ崎市萩園2336-3	0467-58-3633
12	村田歯科医院	黒岩 恭子	253-0036	茅ヶ崎市白浜町2-8	0467-87-2086
13	美原歯科医院	美原 正信	253-0031	茅ヶ崎市富士見町5-28-12	0467-82-6521
14	浜竹歯科クリニック	中島 裕一	253-0021	茅ヶ崎市浜竹2-2-9	0467-86-6304
15	稲川歯科医院	稲川 秀一	253-0086	茅ヶ崎市浜之郷613-1	0467-88-3133
16	きむら歯科医院	木村 邦夫	253-0086	茅ヶ崎市浜之郷841-5	0467-86-6315

寒川町 3医療機関

3名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	後藤歯科医院	後藤 脩	253-0105	高座郡寒川町岡田5-14-15	0467-74-4618
2	西村歯科医院	西村 耕三	253-0105	高座郡寒川町岡田7-4-3	0467-74-1512
3	寒川歯科医院	高橋 清治	253-0113	高座郡寒川町大曲3-1-16	0467-74-4121

平塚市 34医療機関

34名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	岡本歯科医院	岡本 昇	254-0035	平塚市宮の前3-7 リブレ平塚宮の前2F	0463-23-8108
2	市岡歯科医院	市岡 勇人	254-0045	平塚市見附町5-14	0463-31-0472
3	小林歯科クリニック	小林 通宏	254-0043	平塚市紅谷町1-1 アルファビル5F	0463-23-3231
4	なかやま歯科クリニック	中山 太作	254-0043	平塚市紅谷町14-3	0463-21-4182
5	宮本歯科医院	宮本 成彦	254-0043	平塚市紅谷町14-30 平田ビル4F	0463-21-3183
6	エンゼル歯科	佐々木 明彦	254-0043	平塚市紅谷町12-21	0463-21-5073
7	水永歯科医院	水永 久嗣	254-0912	平塚市高根1-2-38	0463-35-4618
8	今村歯科医院	今村 豊	254-0821	平塚市黒部丘7-47	0463-35-3710
9	杉山デンタルクリニック	杉山 元彦	259-1215	平塚市寺田縄1029-1	0463-58-4781
10	橋本歯科医院	橋本 房三	254-0004	平塚市小鍋島620-2	0463-54-0809
11	松井歯科医院	松井 宏榮	254-0005	平塚市城所1121-5	0463-55-1222
12	松本歯科医院	松本 文夫	254-0063	平塚市諏訪町12-1	0463-33-6440
13	あらい歯科医院	荒井 正博	254-0803	平塚市千石河岸25-3 長谷川ビル2F	0463-23-7041
14	こばやし歯科医院	小林 順一	254-0813	平塚市袖ヶ浜18-22	0463-23-4618
15	増井歯科医院	増井 峰夫	254-0012	平塚市大神二丁目8番48号	0463-54-7319
16	二瓶歯科医院	二瓶 淳	254-0054	平塚市中里36-42	0463-33-6913

17	みね歯科	中峰 保	254-0054	平塚市中里47-39 湘南中里ビル1F	0463-36-7377
18	石黒歯科医院	石黒 茂雄	254-0013	平塚市田村5-5-11	0463-54-5024
19	イトーデンタルクリニック	伊藤 克之	254-0018	平塚市東真土4-18-3	0463-55-6611
20	出縄歯科医院	出縄 博	254-0815	平塚市桃浜町16-8	0463-35-6487
21	吉野歯科医院	吉野 賢治	254-0902	平塚市徳延753-3	0463-34-6464
22	露木歯科医院	露木 秀樹	259-1201	平塚市南金目1088	0463-58-0050
23	日向岡歯科	小林 俊夫	254-0905	平塚市日向岡2-16-8	0463-59-3966
24	高山歯科医院	高山 佳一	254-0811	平塚市八重咲町5-1 Nビル2F	0463-23-8288
25	すぎむら小児歯科クリニック	杉村 和昭	254-0052	平塚市平塚3-10-19	0463-33-8416
26	宝町デンタルクリニック	大草 信人	254-0034	平塚市宝町1-1 神奈中宝町ビル3F	0463-23-3953
27	吉田歯科医院	吉田 清人	254-0051	平塚市豊原町7-13	0463-31-1996
28	中戸川歯科医院	中戸川 幸弘	254-0087	平塚市豊田本郷1743-2	0463-33-1818
29	秋山歯科クリニック	秋山 博	254-0042	平塚市明石町20-3	0463-23-8181
30	浅川歯科	小見山 祥吉	254-0806	平塚市夕陽ヶ丘5-11	0463-24-0250
31	杉山歯科医院	杉山 元一	254-0073	平塚市西八幡3-11-22	0463-22-1627
32	あけぼの歯科	庄田 隆一郎	254-0902	平塚市徳延205 MGコーポB棟1F	0463-74-4184
33	南口デンタルクリニック	荒井 俊貴	254-0811	平塚市八重咲町3-33 八重咲グレンハウス2B	0463-23-1007
34	田島歯科医院	田島 秀人	254-0013	平塚市田村6-4-17	0463-55-0025

大磯町 4医療機関

4名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	加藤歯科診療所	加藤 三郎	259-0111	中郡大磯町国府本郷528-1	0463-61-3327
2	松本歯科医院	松本 隆行	255-0005	中郡大磯町西小磯162	0463-61-7750
3	有近歯科医院	有近 徳幸	255-0003	中郡大磯町大磯1062	0463-61-6060
4	熊坂歯科医院	熊坂 久雄	255-0002	中郡大磯町東町1-6-16	0463-61-1101

二宮町 4医療機関

4名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	二宮さくらんぼ歯科	吉野 潔	259-0124	中郡二宮町山西284-1 グラードI 1F	0463-72-5808
2	スズキデンタルクリニック	鈴木 秋子	259-0123	中郡二宮町二宮115	0463-73-1531
3	上杉歯科医院	上杉 栄子	259-0123	中郡二宮町二宮1931	0463-72-4168
4	倉田歯科医院	倉田 伸彦	259-0133	中郡二宮町百合が丘2-4-4	0463-71-4182

小田原市 32医療機関

32名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	小林病院	羽鳥 孝郎	250-0011	小田原市栄町1-14-18	0465-22-3161(代)
2	高橋歯科医院	高橋 諄吉	250-0011	小田原市栄町1-15-5	0465-22-4266
3	なつめ歯科医院	夏目 宗治	250-0011	小田原市栄町2-10-1	0465-24-2486
4	橋本歯科医院	橋本 健司	250-0011	小田原市栄町2-5-22 木戸ビル2F	0465-23-3336
5	青柳歯科医院	河野 孝栄	250-0011	小田原市栄町2-8-20	0465-22-9823
6	D O 歯科クリニック	遠藤 孝	250-0011	小田原市栄町2-9-43 1F	0465-44-4581
7	ドリーム歯科西山	西山 孝宏	250-0042	小田原市荻窪307 相洋第一マンション1F	0465-35-8211
8	杉山歯科医院	杉山 健	250-0042	小田原市荻窪433	0465-35-5820
9	こうの歯科診療所	河野 力	250-0874	小田原市鴨宮601-5	0465-48-5455
10	難波歯科	難波 隆夫	250-0852	小田原市栢山2340	0465-36-9639
11	おおき歯科医院	大木 克良	250-0852	小田原市栢山2636-1 城北ビル2F	0465-37-0015
12	杉崎歯科クリニック	杉崎 賢一	250-0055	小田原市久野451	0465-34-7353
13	ワタナベ歯科医院	渡邊 和治	256-0812	小田原市国府津2780-1	0465-47-1811
14	安西歯科医院	安西 由充	250-0002	小田原市寿町3-10-18	0465-35-0221
15	まつした歯科医院	松下 正典	250-0862	小田原市成田168	0465-37-8119
16	あさだ歯科医院	浅田 清	250-0862	小田原市成田476-1	0465-37-9488
17	中山歯科医院	中山 貴彦	250-0215	小田原市千代208-12	0465-42-7866
18	洲脇歯科医院	洲脇 圭介	250-0001	小田原市扇町2-23-1	0465-35-0303
19	片山歯科医院	片山 仁	250-0851	小田原市曾比1748	0465-36-0033
20	森井歯科医院	森井 敏彦	250-0005	小田原市中町1-7-10	0465-22-5769
21	西湘歯科医院	徳田 幸祐	250-0872	小田原市中里404-3 1F	0465-41-4101
22	いちかわ歯科医院	市川 裕之	250-0875	小田原市南鴨宮2-27-11	0465-47-0550
23	瀧本歯科医院	瀧本 昌宏	250-0875	小田原市南鴨宮3-44-40 湘風ビル5階	0465-47-8551
24	加藤歯科医院	加藤 雅男	250-0013	小田原市南町3-1-42	0465-22-4049
25	慶歯科医院	勝俣 浩一	250-0863	小田原市飯泉963-3	0465-47-1688

26	くわばら歯科医院	桑原 敏樹	250-0004	小田原市浜町1-1-29	0465-22-5565
27	ナオキ歯科	勝俣 直樹	250-0853	小田原市堀之内201-4	0465-39-3332
28	たかはし歯科医院	高橋 伸明	250-0853	小田原市堀之内244	0465-36-0339
29	曽根歯科医院	曽根 秀明	250-0012	小田原市本町2-13-28	0465-22-3251
30	普川歯科医院	普川 玄一	250-0012	小田原市本町2-6-5	0465-22-2986
31	廣井歯科医院	廣井 晶子	250-0865	小田原市蓮正寺48-29	0465-37-6010
32	小田原市歯科二次診療所	錦織 直哉	250-0875	小田原市南鴨宮2-27-19	0465-48-6775

湯河原町 4医療機関		4名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大橋歯科医院	大橋 利園子	259-0314	足柄下郡湯河原町宮上137	0465-62-0567
2	あしがら西湘歯科診療所	木森 久人	259-0313	足柄下郡湯河原町鍛冶屋393 1階	0465-63-1177
3	高木歯科医院	高木 秀介	259-0301	足柄下郡湯河原町中央1-1617-22	0465-62-9389
4	湯河原歯科医院	金子 亮	259-0303	足柄下郡湯河原町土肥2-16-6	0465-62-6969

真鶴町 1医療機関		1名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	こしみず歯科医院	小清水 一雅	259-0201	足柄下郡真鶴町真鶴1814-1	0465-46-7017

箱根町 1医療機関		1名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	つちや歯科医院	土屋 俊彦	250-0401	足柄下郡箱根町宮城野107	0460-87-2003

厚木市 23医療機関		25名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大澤歯科医院	柴田 えり子 柴田 豊	243-0027	厚木市愛甲東1-1-34	046-228-1078
2	大山歯科医院	大山 守彦	243-0027	厚木市愛甲東1-22-32	046-228-9153
3	太陽歯科医院	辛島 竜也	243-0021	厚木市岡田5-17-3 クィーンヒルズ101号	046-228-6581
4	小原歯科医院	小原 重孝	243-0033	厚木市温水26-6	046-221-1248
5	すわ歯科医院	諏訪 宏	243-0203	厚木市下荻野580-1	046-291-0045
6	荻野歯科医院	堀 真治	243-0203	厚木市下荻野982	046-241-9966
7	キムラ歯科クリニック	木村 聡	243-0031	厚木市戸室4-1-30 ウィンドプラザ2F	046-224-5018
8	たぐち歯科医院	田口 忠夫	243-0201	厚木市上荻野1184	046-241-7755
9	森の里歯科医院	水野 洋一	243-0122	厚木市森の里1-14-1	046-248-1116
10	歯科なかむら	中村 昌史	243-0013	厚木市泉町13-6 光正ビル1F	046-228-6837
11	中島歯科医院	中島 晃	243-0805	厚木市中依知85-1-104	046-245-7445
12	中倉歯科医院	中倉 忠男	243-0018	厚木市中町1-8-8	046-221-0071
13	厚誠会歯科・本厚木	有馬 嗣雄	243-0018	厚木市中町2-2-1 小田原本厚木ミロード新館7F	046-223-6111
14	内田歯科医院	内田 善久	243-0018	厚木市中町2-2-8 厚木センタービル4F	046-225-3337
15	こんどう歯科口腔外科	近藤 元	243-0018	厚木市中町3丁目11番20号 本厚木ケイビル6階	046-259-8883
16	榎本歯科医院	榎本 洋一	243-0018	厚木市中町3-9-1	046-221-0448
17	本厚木あいたる歯科・矯正歯科	戸田 圭亮	243-0018	厚木市中町4-13-2 プレミスト本厚木1F	046-296-1505
18	妻田ナンバ歯科医院	志賀 元一	243-0812	厚木市妻田北1-2-3 メール妻田ビル2F	046-224-4182
19	アビ歯科クリニック	小笠原 貴幸	243-0218	厚木市飯山南5-18-8	046-243-6480
20	高熊歯科	高熊 達朗	243-0213	厚木市飯山883-7	046-241-8214
21	さとう歯科クリニック	佐藤 宏憲	243-0816	厚木市林1-20-24	046-297-6480
22	梅田歯科医院	梅田 麗子	243-0816	厚木市林2-28-51	046-221-1647
23	阿藤歯科医院	阿藤 尚貴	243-0014	厚木市旭町3-1-6	046-228-3279

愛川町 1医療機関		1名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	茂樹歯科医院	佐藤 茂樹	243-0303	愛甲郡愛川町中津318	046-286-2218

清川村 1医療機関		1名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	植木歯科医院	植木 美輪子	243-0112	愛甲郡清川村煤ヶ谷1659-5	046-288-1117

海老名市 10医療機関		10名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	坂田歯科医院	坂田 憲昭	243-0433	海老名市河原口6-11-1	046-233-5411

2	たんぼぼ歯科医院	大谷 武	243-0433	海老名市河原口3-20-12 西山ビル	046-235-2233
3	ベル歯科医院	鈴木 彰	243-0432	海老名市中央1-20-43	046-234-0880
4	国分歯科クリニック	国分 真	243-0432	海老名市中央1-8-4	046-233-9614
5	海老名歯科口腔外科クリニック	工藤 雅範	243-0432	海老名市中央3-3-18 中村第1ビル1F	046-204-8773
6	ライオン歯科	菊池 隆典	243-0432	海老名市中央2丁目4-1 イオン海老名店2F	046-233-0668
7	山名歯科医院	山名 裕見	243-0401	海老名市東柏ヶ谷1-14-30 富士ビル1F	046-233-2616
8	もりた歯科医院	盛田 健司	243-0402	海老名市柏ヶ谷1052-2 クリスタルプラザ3F	046-235-1153
9	鈴木歯科医院	鈴木 美奈子	243-0413	海老名市国分寺台5-13-12	046-232-4355
10	さくら歯科	中村 盛幸	243-0402	海老名市柏ヶ谷1-23-3 ラ・リヴィエールかしわ台102号	046-240-9152

座間市 9医療機関		10名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	永野歯科医院	永野 芳郎	252-0005	座間市さがみ野2-11-11 第6有山ビル202	046-251-8202
2	アベニューすずき歯科医院	鈴木 雅彦	252-0005	座間市さがみ野2-2-27 アベニュー23ビル2F	046-256-9911
3	愛恵歯科医院	東郷 やす子	252-0011	座間市相武台1-36-5	046-254-5544
4	土屋歯科医院	土屋 光克	252-0029	座間市入谷西3-24-16	046-251-1566
5	みどりの森デンタルクリニック	須藤 具行 椋本 博之	252-0029	座間市入谷西4-18-41	046-298-1118
6	櫻田歯科医院	櫻田 弘行	252-0029	座間市入谷西5-1-21-1F	046-257-2088
7	グリーンヒルデンタルクリニック	西澤 昭人	252-0021	座間市緑ヶ丘2-1-31 NTビル2F	046-252-2730
8	相武台病院	沼 健博	252-0011	座間市相武台1-9-7	046-256-5111
9	座間総合病院	石井 良昌	252-0011	座間市相武台一丁目50番1号	046-251-1311

秦野市 13医療機関		13名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	井上歯科医院	井上 泰	259-1321	秦野市曲松2-5-8 あづまビル1F	0463-87-7888
2	田中歯科医院	田中 裕介	257-0045	秦野市桜町1-10-15	0463-81-0565
3	関歯科クリニック	関 英雄	257-0023	秦野市寺山520	0463-82-7525
4	宇山歯科医院	宇山 武洋	257-0042	秦野市寿町1-22	0463-81-0672
5	はら歯科医院	原 宣之	259-1322	秦野市渋沢1-13-31	0463-87-0282
6	たむら歯科医院	田村 良幸	259-1324	秦野市千村2-6-6-1F	0463-87-6342
7	山口歯科医院	山口 徹	257-0002	秦野市鶴巻南4-7-1 鶴巻ガーデンシティプラザ103号	0463-76-7010
8	菊池歯科医院	菊池 厚志	257-0001	秦野市鶴巻北2-5-37 コーポ鶴巻107	0463-78-0562
9	くさやま矯正歯科&小児歯科	草山 正臣	257-0015	秦野市平沢1455	0463-81-7880
10	田代歯科医院	田代 圭市郎	257-0015	秦野市平沢551-5	0463-82-8841
11	あめみや歯科医院	雨宮 博志	257-0006	秦野市北矢名49-1 プラザONE	0463-76-6480
12	山田歯科医院	山田 敏勝	257-0035	秦野市本町3-1-3	0463-81-0101
13	川西歯科	川西 慧	257-0003	秦野市南矢名5-4-9	0463-78-0928

伊勢原市 5医療機関		5名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	はぎわら歯科医院	萩原 鉄也	259-1122	伊勢原市小稲葉100-12	0463-92-6449
2	久保田歯科医院	久保田 顕正	259-1142	伊勢原市田中66-1	0463-91-0648
3	北村歯科クリニック	北村 政昭	259-1131	伊勢原市伊勢原1-30-10-1F	0463-91-6480
4	小田歯科医院	小田 正彦	259-1145	伊勢原市板戸155-4	0463-92-4618
5	中島歯科医院	中島 立志	259-1145	伊勢原市板戸772-2	0463-96-0106

南足柄市 3医療機関		3名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	たんぼぼ歯科医院	海瀬 光美	250-0117	南足柄市塚原1533	0465-72-1118
2	塚原歯科クリニック	中島 忠礼	250-0117	南足柄市塚原735-3	0465-43-6489
3	加藤歯科医院	加藤 節子	250-0103	南足柄市壙下387	0465-74-2377

松田町 1医療機関		1名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	西村歯科医院	西村 隆之	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領1375-1-2F	0465-84-1955

大井町 1医療機関		1名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	小宮歯科医院	小宮 眞博	258-0017	足柄上郡大井町西大井26	0465-83-1181

開成町 0医療機関		0名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号

山北町 0医療機関		0名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号

中井町 0医療機関		0名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号

横浜市 79医療機関		82名			
	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	永田歯科医院	永田 勝彦	241-0801	横浜市旭区若葉台2-22-104	045-921-0216
2	斉藤デンタルクリニック	齋藤 牧	241-0826	横浜市旭区東希望が丘95-3	045-361-4182
3	わかまつ歯科	若松 和代	235-0003	横浜市磯子区坂下町9-8 リバーハイツ坂下1F	045-751-7820
4	斉藤歯科医院	斉藤 登	247-0006	横浜市栄区笠間5-29-5	045-894-1188
5	朝廣歯科クリニック	朝廣 賢哲	247-0026	横浜市栄区犬山町40-6	045-893-6480
6	杉山歯科医院	杉山 紀子	247-0014	横浜市栄区公田町1638-28	045-891-6023
7	長瀬歯科医院	長瀬 香枝出	247-0013	横浜市栄区上郷町1369-3	045-896-2323
8	加藤歯科医院	加藤 増信	236-0014	横浜市金沢区寺前2-2-25	045-701-9369
9	清水歯科医院	清水 洋子	236-0028	横浜市金沢区洲崎町17-23	045-783-8388
10	松村歯科医院	松村 正鴻	236-0016	横浜市金沢区谷津町138 アークビル金沢文庫1F	045-783-3777
11	宮崎歯科医院	宮崎 暁男	236-0052	横浜市金沢区富岡西1-48-13	045-774-1801
12	富岡歯科クリニック	内田 光彦	236-0051	横浜市金沢区富岡東6-1-16 エヴァレジデンス1F	045-772-9551
13	並木歯科医院	松井 宏道	236-0005	横浜市金沢区並木1-19-21	045-773-3606
14	原宿わたなべ歯科診療所	石川 茂樹	245-0063	横浜市戸塚区原宿3-8-6 二八五番館 1 階	045-443-5519
15	ゆかわ歯科医院	前坂 秀行	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町3974 インテリアゆかわビル2F	045-871-8814
16	おかざき歯科クリニック	岡崎 弘典	244-0801	横浜市戸塚区品濃町1835-29	045-828-6480
17	ア・マーシュ歯科原宿クリニック	青沼 うい子	245-0063	横浜市戸塚区原宿3-5-34-302	045-851-3924
18	港南中央歯科	小林 中	233-0004	横浜市港南区港南中央通8-1 桜道ビル301	045-845-2229
19	くわな歯科医院	栗名 裕一郎	233-0015	横浜市港南区日限山1-49-24	045-821-7481
20	たじま歯科クリニック	田島 大太郎 正木 久秀	233-0015	横浜市港南区日限山1-57-40	045-825-3662
21	別部歯科医院	別部 智司	234-0055	横浜市港南区日野南4-30-8 ナカマチビル	045-846-3781
22	安藤歯科医院	安藤 彰彦 安藤 友彦	223-0064	横浜市港北区下田町5-1-3	045-561-4118
23	関歯科医院	関 孝幸	222-0011	横浜市港北区菊名2-4-26	045-431-0311
24	飯田歯科	飯田 恭生	223-0053	横浜市港北区綱島西2-13-3	045-543-6317
25	健和会歯科クリニック	田代 茂樹	223-0053	横浜市港北区綱島西2-5-30 きくむらビル2F	045-531-8846
26	黒岩歯科医院	黒岩 保文	222-0026	横浜市港北区篠原町3014-2 東急新横浜南ビル3F	045-439-1345
27	山本歯科医院	山本 透	223-0056	横浜市港北区新吉田町5595	045-591-7393
28	朝日デンタルクリニック	和田 順子	222-0003	横浜市港北区大曽根1-6-9	045-542-5181
29	清水歯科医院	清水 哲郎	222-0037	横浜市港北区大倉山3-2-33 大倉屋ビル2F	045-542-6487
30	iデンタルクリニック	井上 浩太郎	224-0057	横浜市都筑区川和町2495-5	045-532-6002
31	神之木歯科医院	瀧澤 卓也	221-0015	横浜市神奈川区神之木町19-15	045-423-8730
32	西山歯科医院	西山 潔	221-0002	横浜市神奈川区大口通35	045-421-4103
33	横浜まつざわ矯正歯科	松澤 秀樹	221-0825	横浜市神奈川区反町2-14-5 グリーングーデン1F	045-321-6665
34	福島歯科クリニック	福島 豊	221-0822	横浜市神奈川区西神奈川2-9-9	045-718-5565
35	すがわら歯科医院	菅原 英樹	246-0025	横浜市瀬谷区阿久和西4-18-17	045-391-8499
36	黄河歯科医院	豊田 河清	246-0022	横浜市瀬谷区三ツ境20-18	045-364-1577
37	つなしま歯科医院	綱島 裕之	246-0014	横浜市瀬谷区中央1-10 カサデパティオ2F	045-301-3111
38	新谷歯科医院	新谷 雅隆	246-0014	横浜市瀬谷区中央17-2	045-303-7771
39	松原歯科医院	松原 聡	246-0034	横浜市瀬谷区南瀬谷1-5-4	045-302-6116
40	とようら歯科クリニック	豊浦 友也	220-0006	横浜市西区宮ヶ谷1-2 藤ビル1F	045-290-7043
41	さくま歯科医院	佐久間 啓文	220-0043	横浜市西区御所山町39	045-250-1180
42	浅間台歯科医院	山口 則子	220-0071	横浜市西区浅間台1-5 浅間台歯科ビル1F	045-311-7104
43	坂下歯科クリニック	坂下 友也	225-0012	横浜市青葉区あざみ野南2-1-26	045-913-6487
44	佐氏歯科医院	佐氏 又英	227-0045	横浜市青葉区若草台10-28	045-962-2323
45	山本歯科医院	山本 昭二	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2-19-1 ベルエール藤が丘1B	045-973-4618
46	藤が丘マイスター訪問歯科	福野 雅人	227-0043	横浜市青葉区藤が丘1-28-14 T・BOX 2F	045-532-8155

47	青沼歯科	青沼 直	245-0004	横浜市区泉区領家1-9-11	045-813-7099
48	Green Dental Clinic 緑園	石川 博之	245-0002	横浜市区泉区緑園4-1-6 ジスタスビル2F	045-813-4618
49	松田歯科医院	松田 竹比虎	245-0022	横浜市区泉区和泉が丘1-31-37	045-804-1190
50	小野歯科医院	小野 清一郎	245-0014	横浜市区泉区中田南5-65-19	045-801-6480
51	長谷川歯科医院	長谷川 幸司	231-0045	横浜市中区伊勢佐木町7-148	045-241-3616
52	今村歯科医院	今村 嘉宣	231-0065	横浜市中区宮川町2-56	045-231-4650
53	田中歯科医院	田中 英代	231-0806	横浜市中区本牧町2-305 ウイング本牧1F	045-623-1007
54	上野町歯科診療所	池畑 麗子	231-0842	横浜市中区上野町2-72	045-319-4705
55	長田歯科医院	長田 真由美	230-0011	横浜市鶴見区上末吉1-16-22	045-581-7369
56	高橋歯科医院	高橋 秀岳	230-0062	横浜市鶴見区豊岡町30-6 ヒルサイド鶴見1F	045-570-4555
57	ブラザ歯科	横山 徹	224-0006	横浜市区都筑区荏田東4-8-5-2F-2号	045-941-1178
58	武藤歯科医院	武藤 光央	224-0043	横浜市区都筑区折本町118-1	045-471-0118
59	川和歯科	木村 謙吾	224-0057	横浜市区都筑区川和町958	045-932-8181
60	よしおか歯科医院	吉岡 裕史	224-0061	横浜市区都筑区大丸3-3	045-948-1105
61	ワタナベ歯科医院	渡部 譲治	224-0001	横浜市区都筑区中川4-2-20	045-911-6666
62	堀元歯科医院	堀元 隆司	224-0003	横浜市区都筑区中川中央1-29-2 グランドメゾンセンター北101	045-910-1881
63	中村歯科クリニック	中村 裕子	224-0029	横浜市区都筑区南山田2-11-16	045-591-8211
64	宇治歯科医院	宇治 文孝	232-0014	横浜市区南区吉野町3-7 Yビル	045-261-8884
65	カズ・デンタルクリニック	加藤 一宏	232-0022	横浜市区南区高根町3-17-28 マークス横浜阪東橋204号	045-252-1755
66	大岡歯科医院	岡村 廉直	232-0061	横浜市区南区大岡5-17-11 エイボールビル1F	045-731-6479
67	ナガタ歯科	吉田 直人 杉原 巧	232-0066	横浜市区南区六ッ川1-132-6 ヒルズ横浜南ガーデンア1-101	045-721-4422
68	保土ヶ谷駅ビル歯科	西郷 巖	240-0023	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 アーバン2F	045-337-1512
69	あきデンタルクリニック	宮下 聡胤	240-0004	横浜市保土ヶ谷区岩間町2-100-9 ウィングウダガワ102	045-340-0418
70	金子歯科医院	金子 守男	240-0053	横浜市保土ヶ谷区新井町601-9 カーサ新井101	045-383-3882
71	増田歯科医院	増田 裕子	240-0006	横浜市保土ヶ谷区星川2-1-12	045-331-2321
72	しょうじ歯科	東海林 志保美	240-0054	横浜市保土ヶ谷区西谷2-25-8	045-371-7469
73	わかば歯科医院	杉山 穰	226-0003	横浜市区緑区鴨居6-1-3	045-932-4618
74	横浜歯科医院	宮川 康一	226-0025	横浜市区緑区十日市場町820-3 第2サンワードビル2F	045-983-0418
75	磯部歯科医院	磯部 博行	226-0025	横浜市区緑区十日市場町868-7 メゾンドマルシェ1F	045-983-5161
76	中村歯科クリニック	中村 慎	226-0027	横浜市区緑区長津田5-2-67 鈴木ビル203	045-532-3747
77	マエダ歯科	前田 宗子	230-0012	横浜市鶴見区下末吉1-12-6	045-581-5255
78	樋口歯科医院	山下 淑美	230-0025	横浜市鶴見区市場大和町8-5	045-511-0653
79	鶴見豊岡こどもおとな歯科	今井 祐美子	230-0062	横浜市鶴見区豊岡町34-22 ブランドール市川	045-717-9886

川崎市 51医療機関

51名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	阿部歯科医院	阿部 哲也	216-0031	川崎市宮前区神木本町2-1-32 メゾンシエヌブロン1F	044-856-4182
2	やすひろ歯科医院	水田 康裕	216-0015	川崎市宮前区菅生6-16-9	044-977-6900
3	かたよせ歯科医院	片寄 信子	216-0005	川崎市宮前区土橋1-21-14 コンフォート宮前平1F	044-865-3765
4	宮前平医院 歯科	青山 裕美	216-0005	川崎市宮前区土橋2-1-30	044-888-8148
5	さぎぬまファミリー歯科	林 壮一	216-0005	川崎市宮前区土橋3-3-1 ドューエ・アコルデ101	044-871-1182
6	広瀬歯科クリニック	広瀬 忠正	216-0002	川崎市宮前区東有馬3-5-28-105	044-866-7601
7	南平歯科医院	二川 芳人	216-0024	川崎市宮前区南平台2-9 石原ビル2F	044-976-1566
8	うめだ歯科医院	梅田 和裕	216-0024	川崎市宮前区南平台3-17 近藤ビル2F	044-975-3458
9	岸本歯科医院	岸本 七重	216-0022	川崎市宮前区平2-4-10 山田ビル3F	044-865-7873
10	立花歯科医院	大倉 洋一	216-0006	川崎市宮前区宮前平1-2-18	044-877-1301
11	ありま歯科クリニック	柳井 金吾	216-0003	川崎市宮前区有馬3-28-19	044-855-4178
12	松村歯科	松村 照代	212-0053	川崎市幸区下平間223	044-555-1661
13	吉永歯科医院	吉永 寛	212-0012	川崎市幸区中幸町1-27-4	044-555-8020
14	名取歯科	名取 俊一	212-0012	川崎市幸区中幸町4-35-4-101	044-522-4110
15	深瀬歯科診療所	深瀬 泰孝	212-0055	川崎市幸区南加瀬3-39-15	044-599-6958
16	ひげうち歯科医院	髭内 宏光	212-0057	川崎市幸区北加瀬1-17-2	044-599-5711
17	遠藤歯科クリニック	遠藤 慶一	213-0001	川崎市高津区溝口1-20-8 第2多田ビル1F	044-844-6301
18	溝のロステーションビル歯科	高見澤 豊	213-0001	川崎市高津区溝口2-9-26 HARUKABLDG 4F	044-850-2388
19	斉藤歯科医院	斉藤 善司	213-0002	川崎市高津区二子2-8-10	044-822-8391
20	リパーク歯科	寺澤 孝興	210-0007	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク2F	044-222-7067
21	ノグチ歯科医院	野口 孝人	210-0025	川崎市川崎区下並木71	044-233-2525
22	小泉歯科医院	小泉 敏和	210-0831	川崎市川崎区観音1-2-9	044-288-1801
23	横島歯科医院	横島 弘和	210-0848	川崎市川崎区京町1-9-5	044-366-1606
24	遠藤歯科医院	遠藤 精一	210-0848	川崎市川崎区京町3-6-4	044-366-2687

25	東門前みなとまち歯科	中川 博	210-0818	川崎市川崎区中瀬3-20 島忠ホームズ川崎大師店2F	044-270-5077
26	金井歯科医院	金井 久弥	210-0006	川崎市川崎区砂子1-2-12	044-244-6792
27	上原歯科医院	上原 純	210-0834	川崎市川崎区大島5-13-20	044-222-5219
28	小林歯科医院	小林 隆志	210-0836	川崎市川崎区大島上町19-8	044-333-7262
29	宮田デンタル・オフィス	宮田 悌治	210-0022	川崎市川崎区池田1-2-16-207	044-233-6473
30	関口歯科医院	関口 悦郎	210-0005	川崎市川崎区東田町8-311	044-211-4422
31	ひるまデンタルクリニック	蛭間 信彦	210-0015	川崎市川崎区南町18-18	044-222-4340
32	エンタニ歯科医院	圓谷 達朗	214-0039	川崎市多摩区栗谷3-1-1 井田ビル2F206号	044-951-0088
33	ソフトタウン歯科医院	磯村 富蔵	214-0034	川崎市多摩区三田1-13-1-103	044-933-1533
34	川崎市立多摩病院	石井 宏昭	214-8525	川崎市多摩区宿河原1-30-37	044-933-8111
35	おおかめ歯科クリニック	大亀 泰久	214-0001	川崎市多摩区菅1-2-31 プラザクリエイト202-A	044-946-3470
36	千谷歯科医院	千谷 康世	214-0001	川崎市多摩区菅1-4-5 野村ビル2F	044-945-1499
37	カワシマ歯科医院	川島 和夫	214-0014	川崎市多摩区登戸1803 たけやビル101	044-911-0935
38	村山歯科医院	村山 真人	214-0014	川崎市多摩区登戸2719 モリビル2F	044-933-3718
39	伊勢山歯科クリニック	関 暁子	211-0035	川崎市中原区井田3-7-13	044-755-8846
40	岩井歯科医院	岩井 洋子	211-0016	川崎市中原区市ノ坪189-4	044-434-8485
41	岡野歯科医院	岡野 眞	211-0063	川崎市中原区小杉町3-430	044-711-8241
42	佐藤歯科医院	佐藤 哲雄	211-0063	川崎市中原区小杉町3-432 尾村ビル3F	044-733-7367
43	矢島歯科医院	矢島 一成	211-0005	川崎市中原区新丸子町769 新丸子ビル1F	044-722-6039
44	はるひ野歯科	中田 伸一	215-0036	川崎市麻生区はるひ野1-15-1-101	044-986-8860
45	脇谷歯科医院	脇谷 清隆	215-0013	川崎市麻生区王禅寺西1-44-1	044-953-3091
46	的場歯科医院	的場 利紀	215-0017	川崎市麻生区王禅寺西7-27-26	044-988-8225
47	かさい歯科医院	河西 衛司	215-0022	川崎市麻生区下麻生3-19-22 エトワール柿生2F	044-986-0153
48	のぐち歯科	野口 雄二郎	215-0001	川崎市麻生区細山2-12-4	044-954-1899
49	永島歯科医院	永島 久美子	215-0005	川崎市麻生区千代ヶ丘2-4-12	044-959-1182
50	浜地歯科医院	浜地 宏哉	215-0012	川崎市麻生区東百合丘4-1-7	044-954-0045
51	鶴田歯科医院	鶴田 達郎	215-0014	川崎市麻生区白山4-1-1	044-988-2730

相模原市 55医療機関

57名

	医療機関名	担当医名	郵便番号	所在地	電話番号
1	ふちのべ歯科クリニック	細田 幸彦	252-0233	相模原市中央区鹿沼台1-15-1 グレイスK2-1F	042-754-0114
2	相澤歯科医院	相澤 恒	252-0205	相模原市中央区小山3-16-5	042-773-2256
3	ワコー歯科	有田 純子	252-0243	相模原市中央区上溝7-17-16 ワコービル2F	042-761-1133
4	リアルデンタルクリニック	大嶺 秀樹	252-0237	相模原市中央区千代田3-3-2	042-750-7506
5	加藤歯科医院	加藤 茂之	252-0235	相模原市中央区相生4-1-20	042-754-9559
6	仲尾歯科医院	仲尾 博史	252-0231	相模原市中央区相模原2-3-15	042-757-3858
7	中央歯科医院	菊池 剛	252-0239	相模原市中央区中央 2-7-9	042-756-5046
8	後藤歯科医院	後藤 哲哉 後藤 哲人	252-0206	相模原市中央区淵野辺3-21-11	042-752-1213
9	のりデンタルクリニック	鈴木 重紀	252-0242	相模原市中央区横山3丁目26番12号	042-707-1850
10	福富歯科クリニック	富田 徹	252-0232	相模原市中央区矢部3-4-1 八木ビル1F	042-755-5505
11	うのもり歯科医院	馬場 一郎	252-0301	相模原市南区鶴野森1-29-8	042-746-6219
12	ブラザ歯科医院	清水 美喜	252-0335	相模原市南区下溝606-21 ぶらざ2369-2F	042-777-7377
13	寺崎歯科クリニック	寺崎 浩也	252-0344	相模原市南区古淵1-6-10 プレミール古淵2F	042-751-6484
14	すずき歯科医院	鈴木 英朗	252-0344	相模原市南区古淵3-12-12 アクシス古淵2F	042-757-8241
15	おやなぎ歯科	小柳 輝昭	252-0334	相模原市南区若松5-19-10 アイル若松2F	042-746-6481
16	小山歯科医院	小山 道夫	252-0313	相模原市南区松が枝町23-3-202	042-748-5787
17	池田歯科医院	池田 茂	252-0302	相模原市南区上鶴間6-24-8	042-748-8008
18	松田歯科クリニック	松田 恵里子	252-0318	相模原市南区上鶴間本町1-46-6 パストラル相模大野1F	042-765-1801
19	よしだ歯科医院	吉田 幸弘	252-0318	相模原市南区上鶴間本町2-11-19	042-767-8211
20	庄井歯科医院	庄井 和人	252-0318	相模原市南区上鶴間本町4-14-30	042-748-3161
21	佐伯歯科医院	佐伯 隆	252-0332	相模原市南区西大沼1-33-26	042-753-6880
22	真生歯科クリニック	千葉 さよ子	252-0312	相模原市南区相南4-16-11	042-745-8008
23	石川歯科医院	石川 敏樹	252-0324	相模原市南区相武台2-14-23	046-255-5650
24	えだ歯科医院	江田 昌弘	252-0321	相模原市南区相模台2-14-8	042-744-1504
25	鈴木歯科医院	鈴木 豊	252-0321	相模原市南区相模台2-18-3	042-747-2628
26	ヨロズ歯科医院	萬 康弘	252-0321	相模原市南区相模台2-3-2 ベルブレイン201	042-749-6480
27	桂歯科医院	本多 桂子	252-0303	相模原市南区相模大野1-25-31	042-748-0020
28	杉山歯科クリニック	宮野 詳子	252-0303	相模原市南区相模大野3-11-9 藤ビル5F	042-766-7788
29	義澤歯科医院	義澤 暢一郎	252-0303	相模原市南区相模大野3-14-11	042-742-3638
30	トヤ歯科医院	戸谷 正彦	252-0303	相模原市南区相模大野3-15-18-2F	042-742-6065

31	デンタルクリニックブラウンペリカン	首藤 雅彦	252-0303	相模原市南区相模大野6-15-35・PH	042-749-8497
32	高北歯科診療所	渋谷 始	252-0303	相模原市南区相模大野6-9-9	042-747-0246
33	歯科サガミノ	柳沢 治	252-0303	相模原市南区相模大野8-2-14 宅見ビル	042-748-9231
34	佐篤歯科医院	佐篤 正之	252-0303	相模原市南区相模大野8-2-6 第1島ビル3F	042-746-0088
35	ミヤハラ歯科クリニック	宮原 正典	252-0311	相模原市南区東林間4-11-7 ネオメット東林間2F	042-741-0868
36	広井歯科医院	廣井 清智	252-0311	相模原市南区東林間5-1-8	042-742-4920
37	馬嶋歯科医院	馬嶋 洋一	252-0336	相模原市南区当麻1574-14	042-778-3611
38	島田歯科医院	島田 成人	252-0105	相模原市緑区久保沢2-3-32	042-782-2137
39	塚田医院歯科	塚田 美紀	252-0143	相模原市緑区橋本1-17-20	042-772-6877
40	河原歯科医院	河原 武彦	252-0143	相模原市緑区橋本5-2-5	042-772-2228
41	鈴木歯科医院	鈴木 雄一	252-0143	相模原市緑区橋本7-1-23	042-772-1673
42	野崎歯科医院	野崎 勝也	252-0184	相模原市緑区小淵1614-4	042-687-2271
43	落合歯科医院	落合 義彦	252-0184	相模原市緑区小淵1677	042-687-2645
44	江藤歯科医院	江藤 満	252-0176	相模原市緑区寸沢嵐931	042-685-0012
45	中村歯科医院	中村 孝	252-0131	相模原市緑区西橋本5-1-2 ハタノ第2ビル202	042-774-8887
46	関戸歯科医院	関戸 幹夫 関戸 悟史	252-0156	相模原市緑区青山2525-4	042-784-0603
47	小島歯科医院	小島 正裕	252-0111	相模原市緑区川尻4176	042-782-7841
48	萩原歯科医院	萩原 益男	252-0152	相模原市緑区太井599-1	042-784-6464
49	かりこみ歯科	荻込 義房	252-0135	相模原市緑区大島1379-15	042-763-8880
50	田歯科医院	田 成培	252-0135	相模原市緑区大島169-6	042-763-1355
51	野村歯科医院	野村 篤	252-0157	相模原市緑区中野966-5 高橋ビル2F	042-780-0088
52	なかやま歯科医院	中山 栄一	252-0144	相模原市緑区東橋本1-13-16	042-773-0922
53	橋本歯科医院	中島 尚	252-0144	相模原市緑区東橋本2-28-8	042-774-5211
54	カジノ 歯科医院	梶野 裕	252-0311	相模原市南区東林間6-26-1	042-742-9482
55	松崎歯科医院	松崎 英剛	252-0243	相模原市中央区上溝427-18	042-778-2797

2. 障害者総合支援法による支援の対象となる疾病（難病等）一覧（令和7年4月から）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1 p 36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膝炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウェスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1関連脳小血管病
33	HTLV-1 関連脊髄症
34	A T R - X 症候群
35	A D H 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2重複症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜
44	黄色靱帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん

番号	疾病名
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低 β リボタンパク血症1(ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
64	環状20番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症
71	急性網膜壊死
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター1欠損症
88	グルタル酸血症1型
89	グルタル酸血症2型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症
99	原発性局所多汗症
100	原発性硬化性胆管炎

番号	疾病名
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高IgD症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靱帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症1型
116	高チロシン血症2型
117	高チロシン血症3型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群
127	骨髄線維症
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p欠失症候群
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症

番号	疾病名
151	紫斑病性腎炎
152	紫斑病性腎炎
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
162	神経細胞移動異常症
163	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
164	神経線維腫症
165	神経有棘赤血球症
166	進行性核上性麻痺
167	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
168	進行性骨化性線維異形成症
169	進行性多巣性白質脳症
170	進行性白質脳症
171	進行性ミオクロオスステんかん
172	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン
178	脆弱X症候群
179	脆弱X症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症

番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4 異常症
240	TSH分泌亢進症
241	TNF受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャスルマン病

番号	疾病名
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2欠失症候群
260	乳児発症STING 関連血管炎
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	スーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳髄黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症
282	P C D H19関連症候群
283	P U R A 関連神経発達異常症
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎
297	肥満低換気症候群
298	表皮水疱症
299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
300	VATER症候群

番号	疾病名
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンconi貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
316	閉塞性細気管支炎
317	β -ケトチオラーゼ欠損症
318	ペーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症
321	ヘモクロマトーシス
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無 β リポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症
349	メンケス病
350	網膜色素変性症

12月3日～9日は障害者週間です。

「障害者週間」は国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、2004年（平成16年）5月に改正された「障害者基本法」に定められています。

作成 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 (045) 210-4703

FAX (045) 201-2051

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/div/1309/index.html>